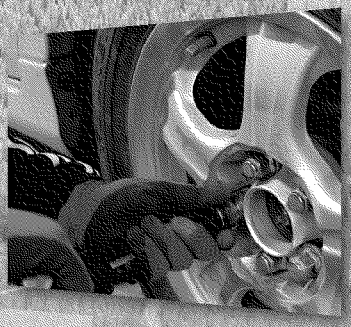
令和元年度

整備主任者法令研修資料









監修　　東北運輸局宮城運輸支局

発行　　一般社団法人 宮城県自動車整備振興会

目　次

整備及び検査関係

1、自動車分解整備事業者遵守事項……1
2、審査事務規程の一部改正について（第21次改正プレス）……7
3、二輪自動車等の前照灯審査について、すれ違い用前照灯の審査方法を規定します……8
4、用途等の変更をする使用過程車等の事前書面審査が始まります……10
5、審査事務規程の一部改正について（第23次改正）……12
6、福島県いわき市において不正改造車を排除する特別街頭検査を実施……17
7、カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動……19
8、仙台検査場を利用される皆様へ（お願い）……21
9、検査実施のための遵守事項について……22
10、５コース出口注意喚起について……23
11、コピーしたOCRシートは機械が読み取れません！……24
12、大型自動車等の車輪脱落事故防止の徹底について……25
13、大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます……32
14、タカタ製エアバッグのリコール対象台数及び改修状況……39
15、目に見えない故障も車検で発見！……40
16、セミトレーラによる建設資材等の運搬方法について……42
17、チャイルドシートの取り付けに関する警告ラベルの図柄が統一されます……44
18、車線変更支援機能に関する国際基準を導入します……49
19、水素燃料電池二輪自動車等の国際基準を導入します……50
20、ガソリン直噴車及び二輪者等の排出ガス規制を強化します……51
21、違法マフラーなど不正改造車の排除を集中的に実施します……52
22、車検切れ運行車両対策の実施結果……53
23、ＳＴＯＰ違法整備！あなたのクルマは違法に整備されていませんか？……54
24、スキャンツールの導入補助を開始……57
25、車検証がＩＣカードに！利活用方策に関するアイデア募集！……58
26、乗用車の衝突被害軽減ブレーキ認定結果を初めて公表します！……65
27、日本が主導してきた自動運転技術に関する国際ルールが国連で同意！……68
28、地方運輸局職員採用試験（技術系社会人経験者）の実施について……73
29、ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートについて……75
30、（軽）持込検査を受ける認証工場の皆様へ……76

振興会・商工組合関係

軽自動車検査協会の事務所構内における死亡事故等について……77
1、平成30年度 自動車分解整備業実態調査結果の概要について……82
2、スキャンツール認定制度に基づく基本・応用研修及び認定店申請等に関する実施細則……87
3、FAINES（ファイネス）について……90
4、自動車整備業賠償共済保険……93
5、「てんけん安心見舞金」制度のご案内……95
6、代車のレンタカー化による新たなビジネスチャンス！！……100
7、トータルリサイクルシステム（中古パーツ）……102
8、売掛未収金回収制度のご案内……104

整 備 及 び 検 査 関 係

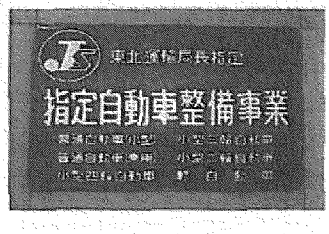
1,自動車分解整備事業者遵守事項

自動車分解整備事業者遵守事項

自動車分解整備事業者遵守事項

①認証看板を公衆の見易いように掲示しなければならない。

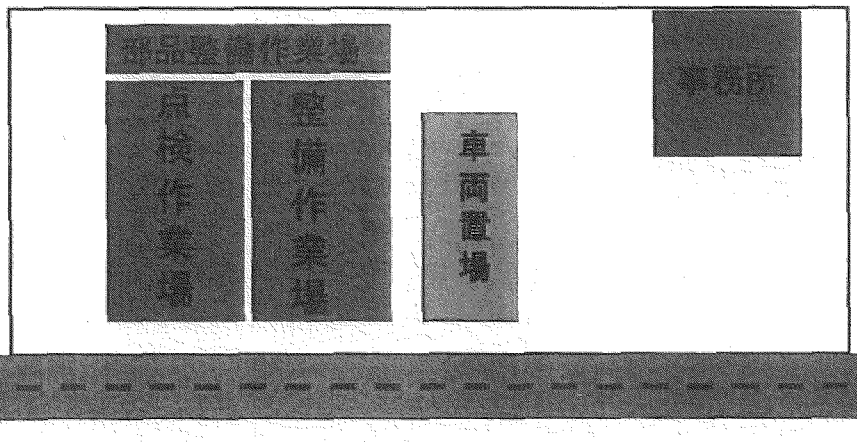




②分解整備を行う場合は保安基準に適合するようにしなければならない。

③分解整備記録簿を備え記載し、写しを交付し、2年間保存しなければならない。

④認証基準基準に適合する設備を維持し従業員を確保しなければならない。(2名以上内2級以上1名)



⑤上記の他、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

自動車分解整備事業者遵守事項

・作業に係る料金表を見易いように掲示する



自動車分解整備事業者遵守事項

・依頼者に対し整備の必要性について説明し
概算見積書を交付しなければならない

・不当請求、過剰請求をしてはならない

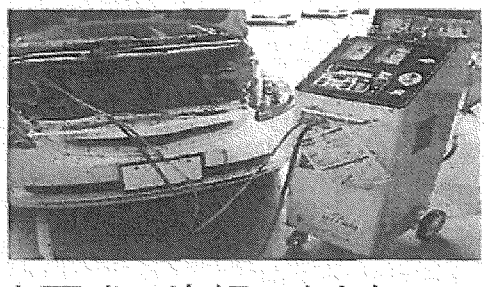
・保安基準に適合しなくなるような自動車の
改造は行わない

・整備主任者を選任し分解整備記録簿の記載
に関し、統括管理させること

自動車分解整備事業者遵守事項

≪国土交通省令≫②

- 整備主任者に対し法令研修を受けさせること
- フロン類を大気中に放出しないこと



- 他人に対し違反行為を要求、依頼、唆さないこと。又助けないこと。
- 整備主任者に関する事項に変更が有った場合は15日以内に届け出なければならない

MEMO

整備主任者の職務は？

(1)分解整備後の出来栄え確認業務

①分解整備箇所がしっかりと組み付け、調整がされているか？
(ドラムを装着する前と、場合によっては装着後にも確認する必要有り)

(2)分解整備の作業管理に関する業務

①メーカーの整備書についての社内教育
②自動車定期点検整備の手引きの点検内容の社内教育

(3)分解整備記録簿の記載及び保存に関する業務

①記録簿関係の保存期間
分解整備記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・2年間
定期点検記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・1年又は2年間
指定整備記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・2年間
※種類、年度毎に分類されて保管されていますか？

MEMO

自動車検査の申請時における押印の取扱いについて

自動車検査の申請時における押印の取扱いについて

別表の検査の申請等については、平成１０年１月１日より、申請書に氏名を記載して押印する代わりに、署名※でもよいこととなりますので、申請書に記入する際には、以下の例により、楷書体等でていねいに氏名を記載して下さい。

※ 署名は、申請者（使用者）本人が直筆でフルネームを記載して下さい。

申請者が個人の場合の例

○ （申請人） 運輸太郎 （運輸） （ワープロ等＋印鑑）→従来どおり

○ （申請人） 運輸太郎 （直筆）

○ （申請人） 運輸太郎 運輸太郎 （ワープロ等＋直筆）
（氏名が既にワープロ、ゴム印等で記載してある場合）

× （申請人） 運輸太郎 （ワープロ等）

× （申請人） 運輸太郎 （運輸） （ワープロ等＋サイン）

申請者が法人等の場合の例

○ （申請人） 運輸株式会社
代表取締役 運輸太郎 （運輸株式会社之印 代表者印 運輸太郎之印） （名称・代表者の役職・氏名＋代表者印）→従来どおり

○ （申請人） 運輸株式会社
代表取締役 運輸太郎 （名称・代表者の役職＋代表者直筆の氏名）

○ （申請人） 運輸株式会社
代表取締役 運輸太郎 運輸太郎 （名称・代表者の役職・氏名＋代表者直筆の氏名）
（氏名が既にワープロ、ゴム印等で記載してある場合）

× （申請人） 運輸株式会社 （運輸株式会社之印 代表者印 運輸太郎之印） （名称＋代表者印）

（代表者の氏名の記載の仕方は、個人の場合と同様です。）

◆◆なお、新規登録、移転登録などは、従来通り実印が必要です。◆◆

点検整備記録簿

対象車種 ＼ 点検区分等			定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考（主な車種等）
			3カ月（別表3）	3カ月（別表4）	6カ月（別表5）	1年（別表6）	1年（別表7）	初回	2以降回目	
運送事業用	旅客	普通・小型	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽	○					2年	←	福祉タクシー
	貨物	車両総重量8トン以上	○					1年	←	貨物運送事業者のトラック（三輪）
		車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		車両総重量8トン未満	○					2年	1年	
		車両総重量8トン未満トレーラ		○				2年	1年	
		軽				●		2年	←	
		二輪					●	3年	2年	
	霊柩	通常タイプ	○					2年	←	霊柩
		定員11名以上	○					1年	←	霊柩車バス形状
レンタカー	貨物	車両総重量8トン以上	○					1年	←	トラック（三輪を含む）
		車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		車両総重量8トン未満	○					2年	1年	
		車両総重量8トン未満トレーラ		○				2年	1年	
		軽			○			2年	←	
	定員11名以上		○					1年	←	マイクロバス
	幼児専用車		○					1年	←	園児送迎者
	乗用	普通・小型			○			2年	1年	マイカー型
		軽			○			2年	←	
		三輪	○					2年	1年	
	二輪	小型			○			2年	1年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車			○			無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種	普通・小型	○					2年	1年	キャンピング車
		貨物 車両総重量8トン以上	○					1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
		貨物 車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		貨物 車両総重量8トン未満	○					2年	1年	
		貨物 車両総重量8トン未満トレーラ		○				2年	1年	
		軽			○			2年	←	
	大特	車両総重量8トン以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン
		車両総重量8トン未満	○					2年	1年	フォーク・リフト
		貨物 車両総重量8トン以上	○					1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
		貨物 車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		貨物 車両総重量8トン未満	○					2年	1年	
		貨物 車両総重量8トン未満トレーラ		○				2年	1年	
	検査対象外軽自動車		○					無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車
自家用自動車	貨物	車両総重量8トン以上	○					1年	←	トラック（三輪を含む）
		車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		車両総重量8トン未満			○			2年	1年	
		車両総重量8トン未満トレーラ			○			2年	1年	
		軽				●		2年	←	
	定員11名以上		○					1年	←	マイクロバス
	幼児専用車				○			1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型				●		3年	2年	一般の乗用車（マイカー）
		軽				●		3年	2年	
		三輪			○			2年	←	
	二輪	小型					●	3年	2年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車					●	無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種	普通・小型	○ 8トン以上		○ 8トン未満			2年	←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車
		貨物 車両総重量8トン以上	○					1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ポート・トレーラ、
		貨物 車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		貨物 車両総重量8トン未満			○			2年	1年	
		貨物 車両総重量8トン未満トレーラ			○			2年	1年	
		軽				●		2年	←	
	大特	車両総重量8トン以上	○					2年	←	ホイール・クレーン
		車両総重量8トン未満			○			2年	←	フォーク・リフト
		貨物 車両総重量8トン以上	○					1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
		貨物 車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		貨物 車両総重量8トン未満			○			2年	1年	
		貨物 車両総重量8トン未満トレーラ			○			2年	1年	
	検査対象外軽自動車				○			無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車

（注）1．点検整備記録簿の保存期間は　●印：2年　○印：1年

2,審査事務規程の一部改正について（第２１次改正プレス）

プレスリリース
平成３１年２月２８日

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第 21 次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　二輪自動車等のすれ違い用前照灯に係る前照灯試験機による審査方法[7-62,8-62,7-63,8-63]

協定規則第 98 号（放電灯式前照灯）、第 112 号（非対称配光型前照灯）及び第 113 号（対称配光型前照灯）において、二輪自動車等の前照灯に関するすれ違い用前照灯が協定規則の主な要件となっていることを踏まえ、現在の走行用前照灯による審査方法から協定規則の要件を考慮したすれ違い用前照灯による審査方法へと変更します。

またこれに際し、現在使用している走行用前照灯試験機を用いてすれ違い用前照灯の審査を手動で行なえるよう審査方法を定めます。

なお、すれ違い用前照灯による審査方法に対応した前照灯試験機の体制整備が整うまでの当分の間、走行用前照灯（従前）による審査でもよいこととします。

○　自動車の用途等の変更に伴う技術基準等の適合性書面審査[別添 2]

新規検査※、予備検査※及び構造等変更検査において、自動車の用途（乗車定員、車両総重量、自動車の種別）の変更を行うことにより当該自動車に係る保安基準の適用が異なり改めて保安基準の審査が必要となる場合には、検査に先立って、受検予定の事務所等に事前に申請者から必要な書面の提出を義務付け、審査を行うこととします。

また、当該申請を行う自動車であって、構造・装置が同一である複数台数の自動車について検査の申請を行う場合においては、申請者の負担等を考慮し、代表車両一台を地方検査部に申請し、当該地方検査部が審査した結果をもって他の車両の検査の際に事前提出書面審査を省略することが可能とします。

※新車に係るものは実施済み。

２．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

3,二輪自動車等の前照灯審査について、すれ違い用前照灯の審査方法を規定します

自動車技術総合機構からのお知らせ 平成31年2月28日

二輪自動車等の前照灯審査について、すれ違い用前照灯の審査方法を規定します

二輪自動車及び側車付二輪自動車（次の①及び②掲げるものに限る。）にあっては、前照灯試験機による審査方法を、現在の走行用前照灯による審査方法からすれ違い用前照灯による審査方法へ変更します。

① 平成27年6月1日以降に製作された自動車であって、UN R98、UN R112又はUN R113に適合するもの

② 平成32年7月１日以降に製作された自動車

ただし、すれ違い用前照灯による審査方法のための設備・体制整備が整うまでの間、現在使用している走行用前照灯試験機により審査を行うことができるものとします。

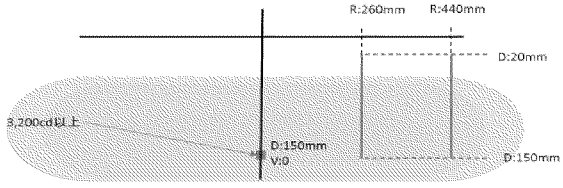
本改正の適用日：平成31年10月1日～

（なお、平成31年4月1日以降すれ違い測定を希望される場合は検査官にお問い合わせください）

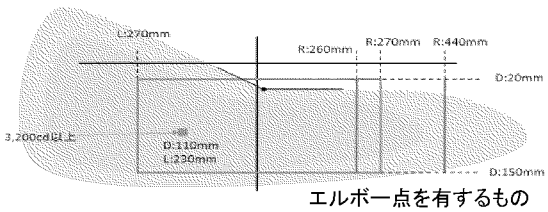
◆すれ違い用前照灯の審査基準 【概要】

（1）次図に掲げる範囲にカットオフライン又はエルボー点があること。

（2）光度測定点における光度が3,200cd以上あること。



水平カットオフラインを有するもの



エルボー点を有するもの

◆ただし、設備・体制整備が整うまでの間は

（1）現在行っている走行用前照灯による審査方法でも可能です。

（2）現在使用している前照灯試験機により計測可能な範囲にて審査を行い、次の①及び②に適合するものは「すれ違い用前照灯の審査基準」に適合するものとします。※当該審査を希望する場合は必ず検査官に申し出てください。

①すれ違い用前照灯のカットオフラインが前照灯の照明部中心面の水平面以下であること。

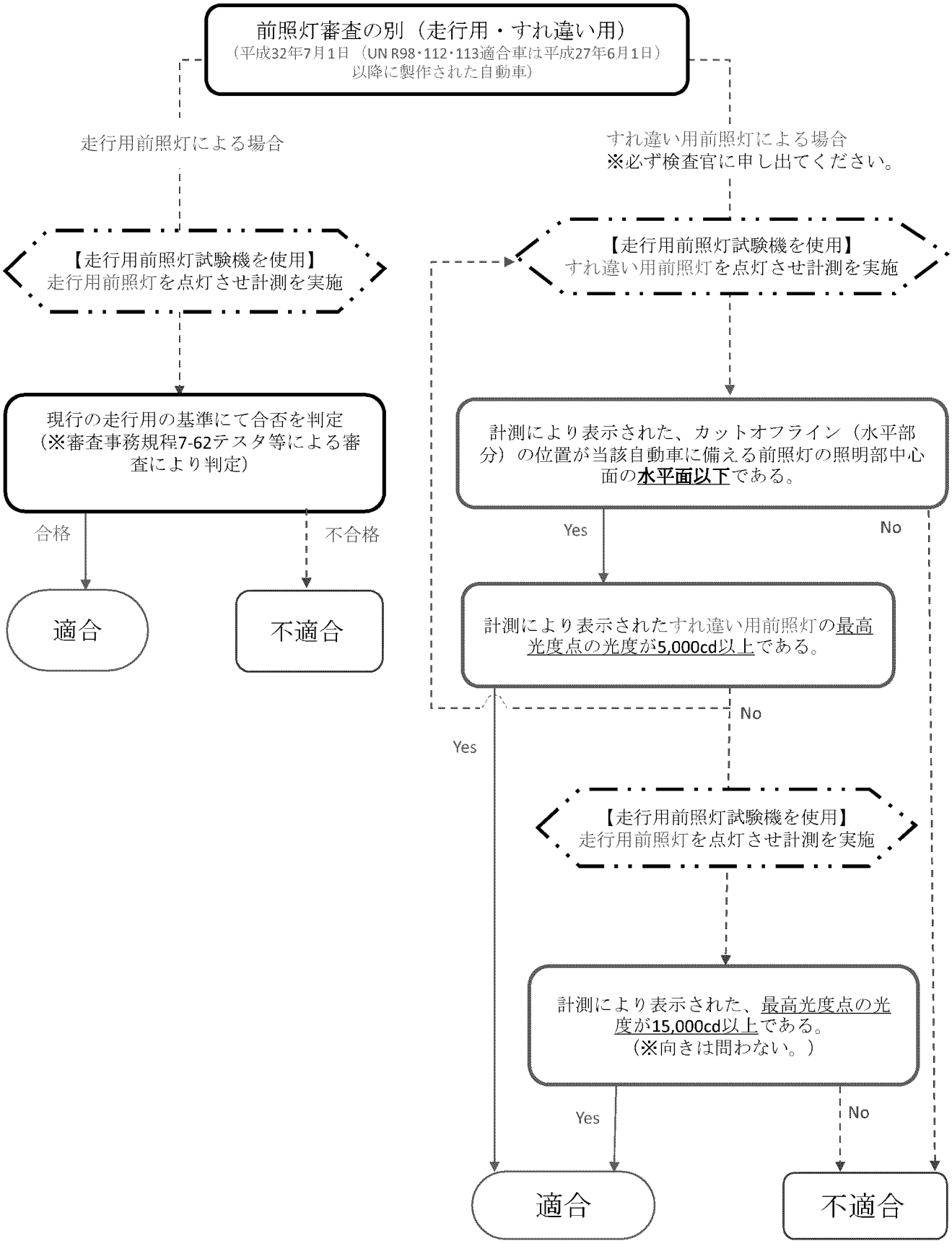
②すれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上であること又は走行用前照灯の最高光度点の光度が15,000cd以上であること。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限 年 月 日

二輪自動車等のすれ違い用前照灯審査の設備・体制整備が整うまでの間の措置フロー



4,用途等の変更をする使用過程車等の事前書面審査が始まります

自動車技術総合機構からのお知らせ 令和元年7月23日

用途等の変更をする使用過程車等の事前書面審査が始まります

令和元年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別を変更※2することにより適用される基準が変わるものについては、当該基準への適合性審査を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

※1:対象となる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車は対象外)

① 使用の過程にある自動車(登録抹消中の自動車を含む)
② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

※2:対象となる変更内容(乗用自動車・貨物自動車には、派生した特種自動車を含む)

① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの
- ア 乗車定員9人以下の乗用自動車
- イ 乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0トン以下の乗用自動車
- ウ 乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0トンを超える乗用自動車
- エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
- オ 車両総重量が3.5トンを超え12.0トン以下の貨物自動車
- カ 車両総重量が12.0トンを超える貨物自動車

② 乗車定員について、次の区分を移行するもの
- ア 11人以上の自動車
- イ 10人の自動車

③ 自動車の種別について、次の区分を移行するもの(普通乗用から小型乗用に変更するもの、小型乗用から普通乗用に変更するもの、小型貨物から普通貨物に変更するものは対象外)
- ア 普通自動車
- イ 小型自動車
- ウ 軽自動車

※ 改造自動車の事前書面審査の届出とは別のものですのでご注意ください。

※ 裏面もご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

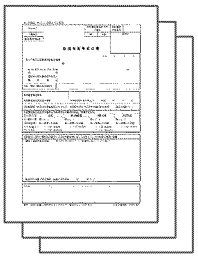
■新規検査等届出書とは

新規検査等届出書は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条、第37条の2、第37条の2の2、第38条及び第42条に基づく書面になります。

提出書面に虚偽があった場合には、同施行規則同条の違反となり道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第110条に基づき罰則を課すことになります。

■新規検査等届出書の内容

当該自動車の構造・装置の変更内容に関する書面及び保安基準の適合性に関する書面などが必要です。



○新規検査等届出書（第1号様式）
○自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の写し
○諸元表又は車両諸元要目表
○外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真
○重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面
○騒音規制の適合性に関する書面
○排出ガス規制の適合性に関する書面
○保安基準各条項の技術的要件の適合性に関する書面
○その他必要な書面

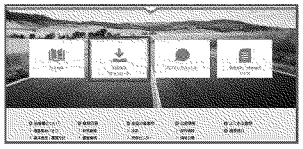
記載方法等の詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」附則3をご参照ください。

なお、必要な書面のうち様式が定められているものについてはWord形式のＣ；Ｄを当= 構の<；：/；．Ｅ５ＦＧＨＩ；Ｊできますので# ＫＬ<0 さい。

https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html



自動車機構ホームページのトップページを下方にスクロール



左から2番目のアイコンをクリック



新規検査等の申請を行う自動車関係からダウンロード

■新規検査等届出書の提出先

新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある自動車機構事務所にご提出ください。なお、郵送等による方法も可能です。

■事前書面審査の審査所要日数

受理した届出書の審査所要日数は、届出書の受理日から最大15日となりますので、日数に余裕をもってご提出ください。

なお、届出書の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除きます。

5,審査事務規程の一部改正について（第23次改正）

プレスリリース
令和元年５月１０日

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 23 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和元年 5 月 10 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

［WP29 第 174 回及び第 175 回会合関係］

○　圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等の燃料タンク取付位置に関し、細目告示別添 118「圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準」を廃止し、協定規則第 146 号の技術的な要件を適用することとします。[7-24]

対象車：平成 31 年 1 月 2 日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車

○　その他、協定規則の改訂に伴う改正を行います。

［中央環境審議会第 13 次答申関係］

○　自動車の排出ガス規制について、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車については PM 排出量規制を導入します。

また、ガソリンを燃料とする二輪自動車について、モード走行に係る排出ガス規制値及びアイドリングに係る規制値を強化します。[6-55、7-55]

対象車：令和 2 年 12 月 1 日以降の新型車

令和 4 年 11 月 1 日以降の継続生産車

［騒音防止装置関係］

○　平成 28 年騒音規制が適用される使用の過程にある四輪自動車の騒音規制値の変更

新車時の近接排気騒音が車種毎に定められた一定の値を超える四輪自動車等に対して交換用マフラーを備える場合は、使用過程における近接排気騒音が新車時から悪化しないことを確認する相対値規制を適用します。[7-53、8-53]

※二輪自動車については、審査事務規程第 16 次改正時に同様の改正を実施済み。

２．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

新	旧
Ⓔ43R-01　(※1, ※2)， XI Ⓔ43R-01　， XII Ⓔ 43R-01　(※1)， (削除)　， XIV Ⓔ43R-01　， (削除)	Ⓔ43R-01　(※1, ※2)， XI Ⓔ43R-01　， XII Ⓔ 43R-01　(※1)， XIII Ⓔ43R-01　， XIV Ⓔ43R-01　， XV Ⓔ43R-01
注1：UN R43-01-S7に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示すIからXVまでの追加記号のほか、用途により/A、/B、/C、/L、/M、/Pの追加記号が付される。	注1：UN R43-01-S6に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示すIからXVまでの追加記号のほか、用途により/A、/B、/C、/L、/M、/Pの追加記号が付される。
注2～注4（略）	注2～注4（略）
7-51-2～7-51-13（略）	**7-51-2～7-51-13**（略）
7-52（略）	**7-52**（略）
7-53　騒音防止装置	**7-53　騒音防止装置**
7-53-1（略）	**7-53-1**（略）
7-53-2　性能要件	**7-53-2　性能要件**
7-53-2-1　テスタ等による審査	**7-53-2-1　テスタ等による審査**
(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係）	(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係）
①（略）	①（略）
② 使用の過程にある自動車であって次に掲げるもの（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。	② 使用の過程にある自動車であって次に掲げるもの（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。
ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器を備える自動車にあっては、別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。	
ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。	ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

新	旧
（削除）	ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車のうち、二輪自動車及び使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車にあってはイに定める基準、二輪自動車以外のものにあってはウに定める基準を適用するものとする。 自動車の種別 / 騒音の大きさ 乗車定員 11 人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。） ・車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの：99 ・車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの：98 ・車両総重量が 3.5t 以下のもの：97 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（三輪自動車を除く。） ・車両の後部に原動機を有するもの：100 ・車両の後部に原動機を有するもの以外のもの：96 二輪自動車及び二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの ・自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超えるもの：記載値＋5 ・自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超えないもの：94
自動車の種別 / 騒音の大きさ 乗車定員 11 人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。） ・車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの 　・自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 94dB を超えるもの：自動車検査証備考欄記載値+5 　・自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 94dB を超えないもの：99 ・車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの 　・自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 93dB を超えるもの：自動車検査証備考欄記載値+5 　・自動車検査証の備考欄に記載された近接排気：98	（新設）

新			
		騒音値が 93dB を超えないもの	
	車両総重量が 3.5t 以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 92dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 92dB を超えないもの	97
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（三輪自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 95dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 95dB を超えないもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 91dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 91dB を超えないもの	96
二輪自動車及び側車付二輪自動車（使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。）	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超えるもの		自動車検査証備考欄記載値+5
	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超えないもの		94

イ　次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの

別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、それぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

旧
イ　二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの 別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地

新	旧
	加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。
	（新設）
	ウ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。） 別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。 ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。
（2）～（3）（略）	（2）～（3）（略）
7-53-2-2（略）	**7-53-2-2**（略）
7-53-2-3　書面等による審査	**7-53-2-3　書面等による審査**
（1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係）	（1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係）
①（略）	①（略）
②　新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S4の6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。	②　新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S2の6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。
③　新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-04-S6（令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路はISO 10844:1994に規定された路面であってもよい。）の6.（6.3.及び6.4.を除く。）に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kgの範囲にあればよい。	③　新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-04-S5（平成33年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路はISO 10844:1994に規定された路面であってもよい。）の6.（6.3.及び6.4.を除く。）に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kgの範囲にあればよい。
（2）～（4）（略）	（2）～（4）（略）

自動車の種別	騒音の大きさ
自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）	自動車検査証備考欄記載値+5
側車付二輪自動車（使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。）	

（削除）

6,福島県いわき市において不正改造車を排除する特別街頭検査を実施

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

プレスリリース
平成３０年１０月１６日

福島県いわき市において不正改造車を排除する特別街頭検査を実施

－　不正改造車２４台に対し整備命令を発令　－

独立行政法人自動車技術総合機構（略称：自動車機構）東北検査部は、国土交通省東北運輸局、同局福島運輸支局、軽自動車検査協会及び福島県警察本部と連携し、不正改造車を排除するために特別街頭検査を実施しました。

その結果、５４台の車両を検査し、騒音基準を満たさないマフラーの取付け、違法な灯火器の取付け、最低地上高不足等の不正改造されていた２４台に対して、国土交通省が整備命令書を交付し、改善措置を命じました。

◎実施場所及び実施日　　福島県いわき東警察署、他各所
平成 30 年 10 月 13 日（土）
平成 30 年 10 月 14 日（日）

◎検査車両台数　　５４台（内訳、四輪車３７台、二輪車１７台）
・10 月 13 日（土）　５台（内訳、四輪車　５台、二輪車　０台）
・10 月 14 日（日）　４９台（内訳、四輪車３２台、二輪車１７台）

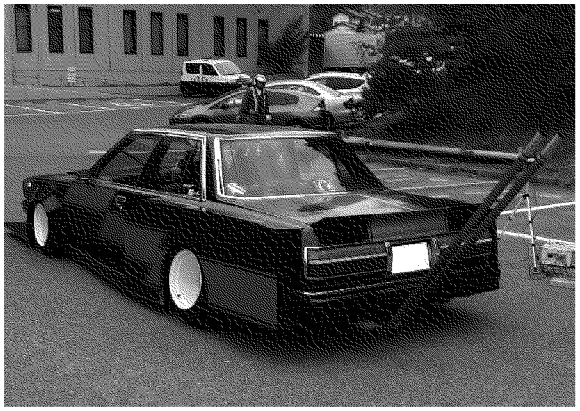
◎整備命令書交付台数　　２４台（内訳、四輪車１９台、二輪車　５台）
・10 月 13 日（土）　４台（内訳、四輪車　４台、二輪車　０台）
・10 月 14 日（日）　２０台（内訳、四輪車１５台、二輪車　５台）

〈問い合わせ先〉
〒１６０－０００３
東京都新宿区四谷本塩町４－４１住友生命四谷ビル
自動車機構本部 企画部企画課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX ０３－５３６３－３３４７

＜街頭検査の様子＞





7,カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動

令和元年７月１１日

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

不正改造車を排除する取り組みの実施結果（平成 30 年度）

［ カスタムカーショーで 167 台の出展車両に文書による注意喚起 ］
［ 自動車用品店で８件の自動車部品・カー用品に注意喚起 ］

独立行政法人自動車技術総合機構（略称：自動車機構）は、不正改造車の排除を目的として、平成 18 年からカスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動並びに自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査に取り組んでおります。

今般、平成 30 年度の取り組み結果をまとめましたので、お知らせします。

◇カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動◇

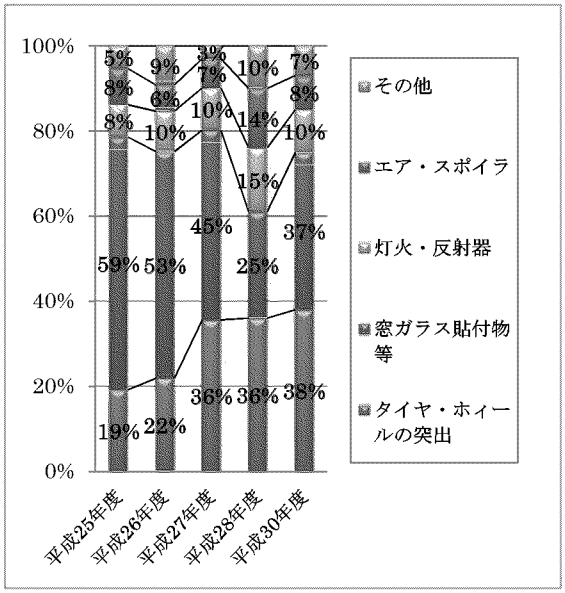
平成 31 年 1 月から 2 月にかけて開催された 3 ヵ所のカスタムカーショー（東京オートサロン、大阪オートメッセ、名古屋オートトレンド）において、展示された車両を自動車機構の自動車検査官が確認を行いました。

その結果、公道走行ができない改造が施された展示専用車両であるにもかかわらず、来訪した自動車ユーザーに公道走行ができると誤解を与える展示を行っていた出展者等に対しては、文書により注意喚起を行うとともに、「公道走行不可」等の明確な表示をお願いしました。

表示が必要と確認された車両は合計 167 台、装置箇所は延べ 261 件あり、内訳としては、タイヤ・ホイールの突出と窓ガラスへの貼付物等で全体の 75%を占めました。（グラフ参照）

この啓発活動も 14 年目を迎え、主催者及び出展者の方々の不正改造に対する理解が深まってきているところですが、今年度も引き続き主催者等との連携を深め、不正改造車の撲滅に向けて取り組んで参ります。

グラフ:装置別の不適合箇所数内訳







◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査◇

平成 30 年 6 月から 11 月にかけて、（一社）自動車用品小売業協会（ＡＰＡＲＡ）の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの 20 店舗に自動車機構の自動車検査官を派遣し、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について、調査を実施しました。

調査の結果、取付位置や取付方法によっては保安基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が全体で 8 件（前年度 11 件）見受けられたため、購入者への適切なアドバイスを行うよう注意喚起を行いました。（右表及びグラフ参照）

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の種類は 5 種類あり、その中で最も多かったものは、「灯火・反射器関係」の 3 件でした。

継続的な取り組みの結果、自動車用品店の理解も深まってきており、注意喚起件数は年々減少しております。

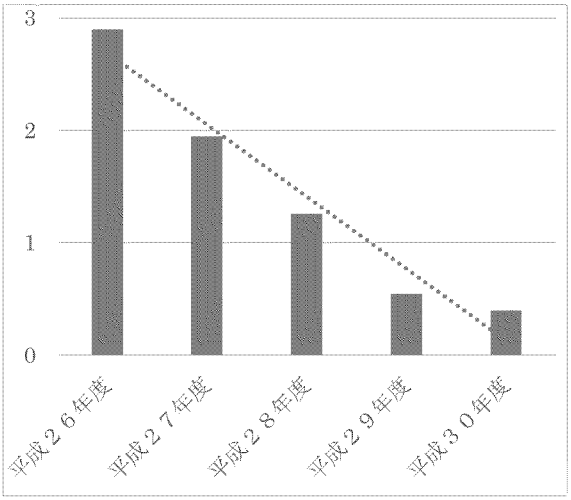
自動車機構では、今年度も引き続き関係団体と協力し不正改造防止の啓発活動に取り組み、自動車の安全性の確保及び環境の保全に努めて参ります。

表：保安基準に適合しなくなるおそれのある部品・用品の具体的事例

部品・用品種別及び件数	具体的な内容
・灯火・反射器関係（３件）	装備が義務付けられている灯火以外で点滅する灯火、前面への赤色反射器の取付
・窓ガラス貼付物（２件）	前面ガラスに貼付する位置によっては、ドライブレコーダーが運転者の視野を妨げるおそれがある
・シフトノブ（１件）	交換することにより運転者の見やすい位置にシフトパターンの表示がなくなるおそれがある
・走行装置（１件）	ホイールリムガードを装着した場合にタイヤホイールがフェンダから突出するおそれがある
・排気管（１件）	取り付ける自動車によっては、取り付けた状態が車の最後端となるおそれがある

グラフ：１店舗あたりの注意喚起件数





〈問い合わせ先〉
〒１６０－０００３
東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX０３－５３６３－３３４７

8,仙台検査場を利用される皆様へ（お願い）

仙台検査場を利用される皆様へ（お願い）

平素より検査業務に対しまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

昨年度は、小型第２コースの更新工事に係るコース閉鎖に関し、皆様にはご不便ご迷惑をお掛けしたものの、無事１月末にコースが完成し稼働することができました。皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。

日々、さらなる利便性の向上を目指して鋭意努力しておりますが、ご利用される皆様におかれましても、以下の事項に対してご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【協力依頼事項】

１．予約ラウンド時間の遵守

昨年度、待機レーンが大変混雑し、待機車両が路上にはみ出す事案も発生しておりましたが、現在は予約ラウンドを遵守いただいていることから、このような事案は発生しておりません。

混雑を緩和するためにも、引き続き、予約ラウンドを遵守していただき、受付開始時間前の支局構内へ入場は避けていただくとともに、予約受付が終わりましてから待機レーンにお並びいただきますようお願いいたします。

２．受検時の遵守事項の励行

検査コースにおける審査が停滞なく流れるよう努力しているところでありますが、車台番号・原動機型式の確認や座席・座席ベルトの確認等に時間を要して停滞する場合があり、コース待機時間の延長につながる要因となっております。

受検者の皆様の遵守事項には、例えば原動機型式の汚れは予め清掃し確認できる状態にすることが明記されておりますことから、これら遵守事項は十分ご承知おき願います。

（参照：検査実施のための遵守事項）

なお、コース入口で検査中に時間を要し停滞した場合は、コース通過後、計測コースにて審査させていただくことがありますので、ご了承願います。

自動車技術総合機構東北検査部

9,検査実施のための遵守事項について

自動車技術総合機構からのお知らせ

検査実施のための遵守事項について

当機構敷地等における検査実施のための遵守事項を明確化し、平成29年4月より運用します。

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。

遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
カ 窓ガラスが取外されていない状態
キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。）
（ア）積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
（イ）積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
（ウ）（ア）又は（イ）に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態
② 受検中は自動車検査票を保持すること。
③ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。
また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
④ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。
⑤ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
⑥ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
⑦ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
⑧ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
⑨ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
⑩ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。
また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口に提出すること。
⑪ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
⑫ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
⑬ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
⑭ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
⑮ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

10,5コース出口注意喚起について

【事故事例】
平成31年3月に車検場5コース出口で事故が発生しました。原因は、出口を通過する際に早めにハンドルを左に切ってしまい、車両右側後端部分がシャッターレールに衝突し、シャッターを損傷したものです。今回の事故以外にも、コース退出の際に、車両のリヤオーバーハング部が検査場の柱に接触する事故が度々発生しております。特に大型車及びリヤオーバーハング部が長い車両（バン型車、冷蔵冷凍車、車載車など）での受検の際はハンドル操作のタイミングや車両の位置など、細心の注意を払って頂くようお願い申し上げます。
※出口正面の駐車禁止区域に車両がある場合、無理に退出しようとせずお近くの職員までお知らせ下さい。

窓口からのOCR記入時のお願い

国土交通省

コピーしたOCRシートは、機械が読み取れません！

国土交通省のWEB上で公開しているOCR様式印刷サイトよりダウンロードするか、窓口にて配布しているものを使用してください。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000028.html



12,大型自動車等の車輪脱落事故防止の徹底について

【機密性2】
20190514_東自保_通達_10年

東自保第２号
東自整第５号
令和元年５月１４日

宮城運輸支局長　殿

自動車技術安全部長
（公印省略）

大型自動車等の車輪脱落事故防止の徹底について

大型自動車等の車輪脱落事故の防止については、平成３１年２月５日付け東自整第２１８号、東自保第８４号「ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故の防止等について（再徹底）」の他、あらゆる機会を捉えて周知を図ってきたところですが、平成３０年に発生した東北運輸局管内の自動車運送事業者による大型自動車等の車輪脱落事故が３０件と、前年を１３件も上回る極めて憂慮すべき事態となっています。

平成３０年に発生した車輪脱落事故３０件を月別でみると、冬期（１１月～３月）に多く発生しており、タイヤ交換等の車輪脱着作業後１ヶ月以内に発生した事故が半数以上を占めています。（※別紙１参照）

また、車輪脱落の主な原因のうち約８割が、ホイール・ボルト又はナットの締付不良等となっています。

車輪の脱落は、路上における他の交通の妨げとなるばかりではなく、歩行者や他の車両に対して重大な事故を引き起こすことにもなりかねないことから、貴支局の関係事業者に対し、大型自動車等の車輪脱落事故防止に万全を期すよう、あらためて下記事項について周知徹底をお願いします。

記

１．規定トルクでの確実な締め付け

車輪を取り外した際に、ホイール・ボルト及びナット並びにホイールに損傷が無いかを確認し、車輪を取り付ける際には、トルクレンチを用いるなどにより規定のトルクで締め付けること。この場合にホイール・ナットの締め付け忘れを生じないよう注意すること。

２．一定走行後の増し締め

ホイール・ナットの締め付け後は、初期なじみによりホイール・ナットの締め付け力が低下することから、車輪脱着作業後、50～100 ㎞走行後を目安に増し締めを行うこと。特にJIS 方式のダブルタイヤの場合には、締め付け方法について自動車メーカーが示す方法に従って実施すること。

３．日常（運行前）点検での車輪の取付状態の確認

一日一回、運行の前に、全ての車輪についてホイール・ボルトの折損や緩み等を、点検ハンマなどを用いて確実に点検すること。

４．ホイールに適合したボルト及びナットの使用

スチールホイールからアルミホイール、またはその逆に履き替える場合には、それぞれのホイールに適合したホイール・ボルト及びナットを使用して確実に取付けること。

５．左後輪の車輪脱落防止を留意した点検

全国的な車輪脱落事故の特徴として、大型自動車の車輪脱落箇所の約8割が左後輪となっているので、特に当該箇所の車輪脱落の発生が多いことに留意して、ホイール・ナットの不適切な締め付け（締付力不足など）や、ホイール・ボルト及びナットの経年劣化を確認すること。

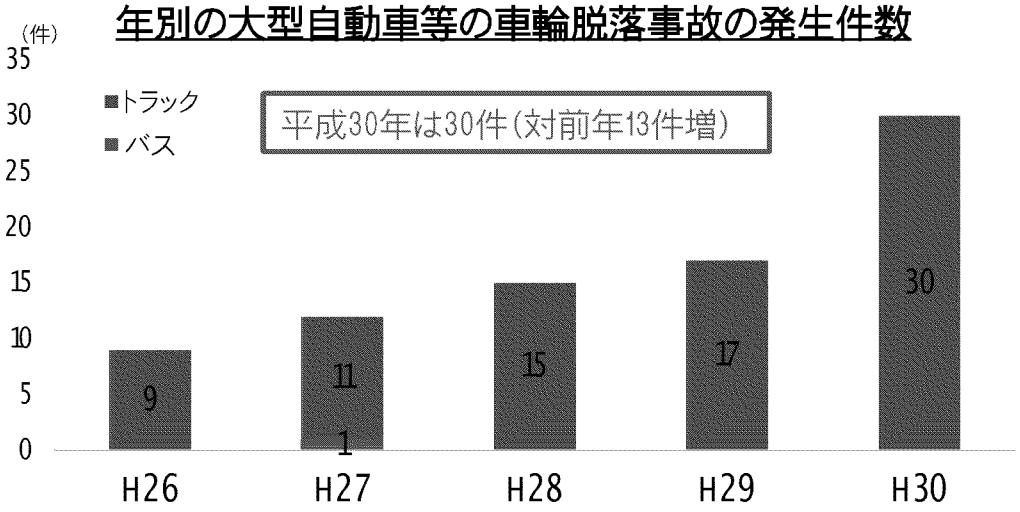
参考：別紙２

大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ（(一社) 日本自動車工業会作成）

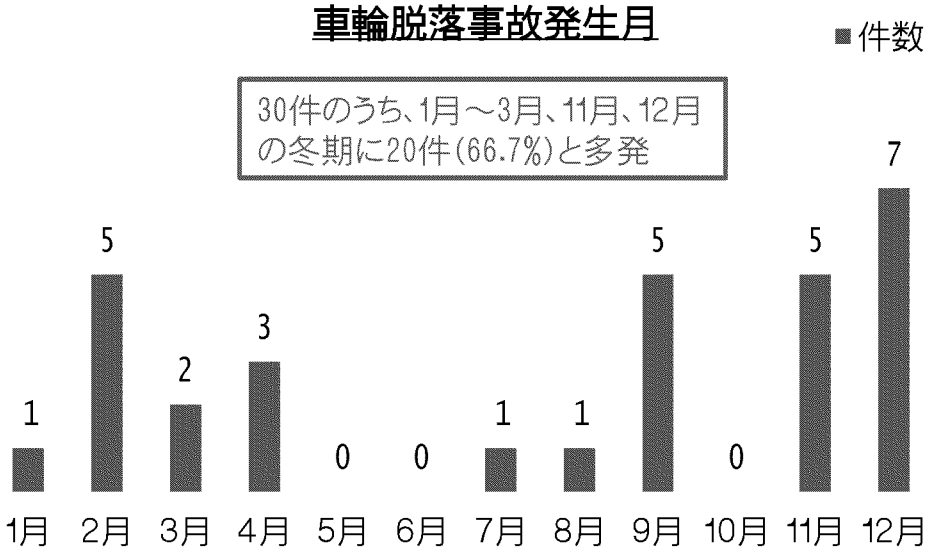
車輪脱落事故発生状況（平成30年）【別紙1】

※自動車事故報告規則に基づき届出された事故報告書による（東北運輸局管内）

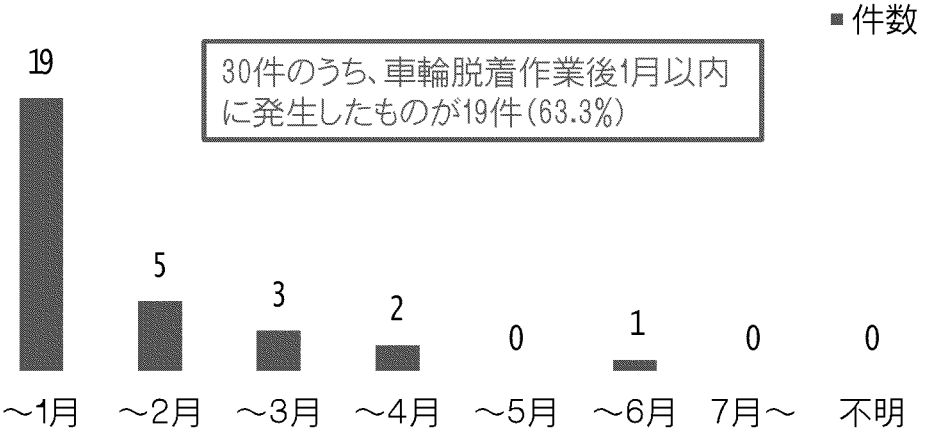
年別の大型自動車等の車輪脱落事故の発生件数



車輪脱落事故発生月



車輪脱着から脱落発生までの期間

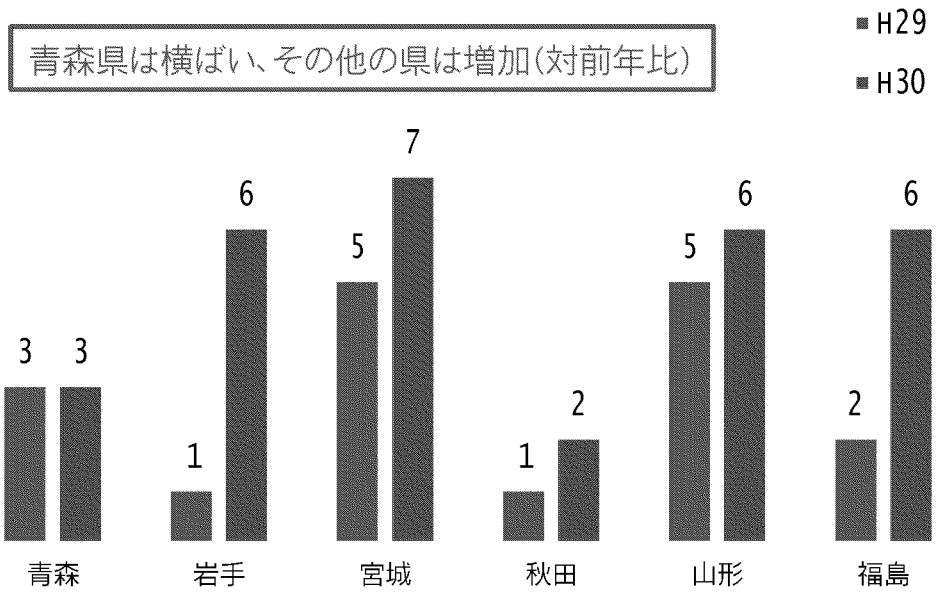


車輪脱落事故発生状況（平成30年）

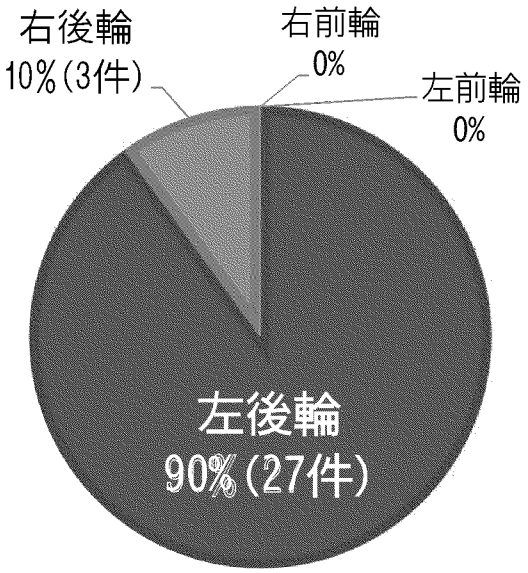
※自動車事故報告規則に基づき届出された事故報告書による（東北運輸局管内）

事故車両の使用の本拠の位置

青森県は横ばい、その他の県は増加（対前年比）



脱輪車輪の位置

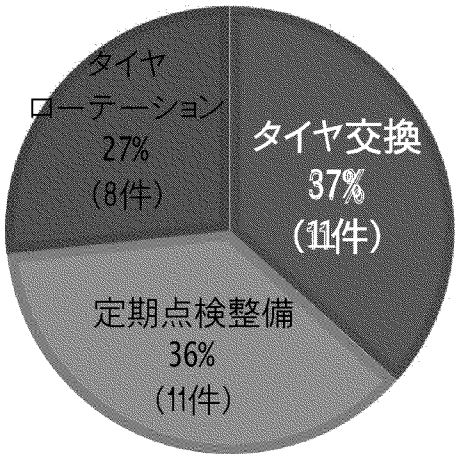


左後輪のタイヤが
多く脱落している

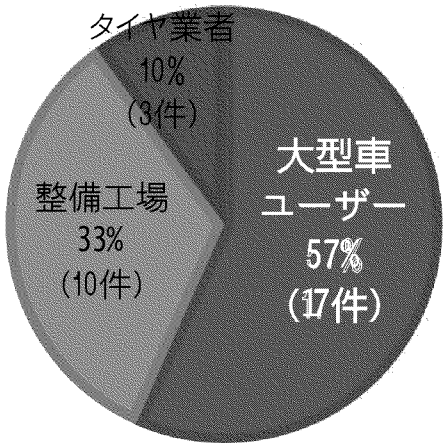
車輪脱落事故発生状況（平成30年）

※自動車事故報告規則に基づき届出された事故報告書による（東北運輸局管内）

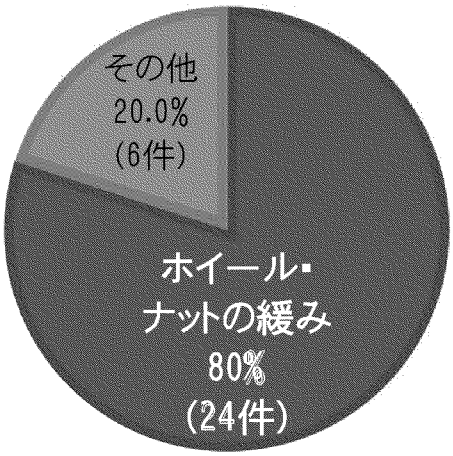
脱輪の直前に行った タイヤ脱着作業の内訳



タイヤ脱着作業実施者の内訳



脱輪事故発生推定原因



車輪脱落事故の8割がホイール・ナットの緩みが原因であると推定される

その他の推定原因
- タイヤバースト又は空気圧不足によるホイール破損（2件）
- ホイール・ボルトの劣化、疲労等による折損（3件）
- 原因不明（1件）

【別紙2】

大型車の車輪脱落を防ごう!

合言葉は おちない

なくならない…車輪脱落事故

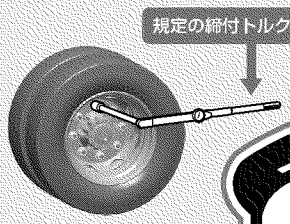
徹底しよう!大型車の車輪脱落を防ぐ4つのルール

お きまりのトルクで きちんと締め付けて

規定のトルクで確実に締め付けを

締付け方式には、球面座で締付けるJIS方式、平面座で締付けるISO方式があります。
規定のトルクで確実に締付けてください。

※ホイールナットの締付け不足、締め忘れ防止のため、ナット締付け作業時(終了後)、「規定の締付けトルク」で確実に締付けたことを確認するよう、お願いします。



ち ゃんと増し締め 交換後

50~100km走行後に、しっかり増し締めを

締付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下。
50~100km走行後を目安に、増し締めしてください。





※この図は右側タイヤの場合です。

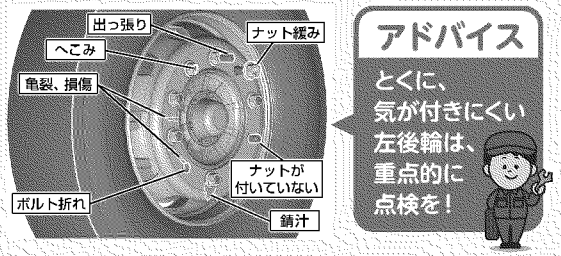


な (ナット)っと見て ボルト触って さぁ出発!

い や待てよ? ボルトとナットは 適正か?

一日一回の日常点検を

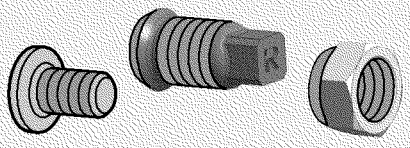
運行前にホイールボルト、ナットを目で見てさわって点検してください。異常を発見したらすぐ整備工場へ。

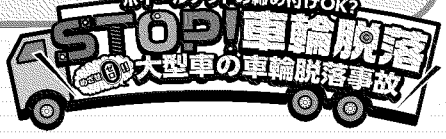


ホイールに適合したボルト、ナットを

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ずご確認ください。

※JIS方式では、アルミホイール(スチール)用のホイールボルト、ナットで、スチールホイール(アルミ)は履けません! ISO方式では、スチールホイール用ホイールボルトで、アルミホイールは履けません!





いすゞ自動車　日野自動車　三菱ふそうトラック・バス　UDトラックス
(日本自動車工業会)

13,大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成 30 年６月 27 日
自 動 車 局 整 備 課

大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます

～　事故防止のため、確実な点検・整備をお願いします　～

国土交通省は、平成 30 年 10 月１日より、車両総重量8トン以上又は乗車定員 30 人以上の大型自動車のスペアタイヤについて3ヶ月ごとの点検を自動車の使用者に義務づけます。

国土交通省では、昨年 10 月岡山県の中国自動車道で発生した大型トラックのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、同年 10 月 27 日、全ての大型トラックを対象に、スペアタイヤ等を車両へ固定する構造・装置について、損傷やボルトの緩みがないか直近の定期点検等の機会を捉えて早急に点検を実施するよう、関係業界団体へ指示するとともにその徹底を図って参りました。

今般、当該点検を恒久的な対策とするため、大型トラック・大型バスに備えるスペアタイヤ及びツールボックスを新たに定期点検の対象に加えるべく、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく「自動車点検基準」（昭和 26 年運輸省令第 70 号）を改正し、本年 10 月より施行します。

１．改正の概要

（１）自動車点検基準の一部改正

車両総重量８トン以上又は乗車定員 30 人以上の大型自動車の３ヶ月ごとに行う点検項目に次に掲げることを追加します。（事業用自動車等の定期点検の基準を定める別表第３及び別表第４の改正）

・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
・スペアタイヤの取付状態
・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

（２）自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）**の一部改正**

（１）により追加する点検の方法として、次に掲げることを定めます。

・スペアタイヤ取付装置に緩み、がた及び損傷がないかをスパナ、目視、手で揺するなどして点検すること
・スペアタイヤが傾きや緩みなく確実に取り付けられているかを目視、強く押すなどして点検すること
・ツールボックスの取付部に緩み及び損傷がないかをスパナ、目視などにより点検すること　　等

２．スケジュール

公　布：平成 30 年６月 27 日（本日）
施　行：平成 30 年 10 月１日

＜問い合わせ先＞
自動車局整備課　村井、伊堂寺、下窪
代表：03-5253-8111（内線：42426, 42412）、03-5253-8599（直通）、FAX：03-5253-1639

業　務　連　絡
平成３０年９月４日

各　自動車整備振興会　御中

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
教育・技術部

自動車点検基準改正に係るツールボックス等の解釈について（その２）

前略　標記解釈につきましては、業務連絡（平成３０年８月２８日付）でお知らせしたところですが、今般、本内容について、一般社団法人日本自動車車体工業会より、下記によりトラックユーザー向けに展開されましたので、参考にお知らせいたします。

なお、別紙１及び２に掲載されている事例以外の扱いにつきましては、個別判断となりますので、整備事業者より事例以外の扱いについて問合せがあった場合は、必要に応じて運輸支局等へ相談いただくようお伝え願います。

また、今般のトラックユーザー向け展開では、一般社団法人日本自動車車体工業会において制定した、「架装物の安全点検制度」についても紹介されておりますことを申し添えます。

草々

記

【一般社団法人日本自動車車体工業会ホームページ】

■自動車点検基準改正に係るツールボックスの解釈等について（ご紹介）
http://www.jabia.or.jp/news/news.php?id=864
※別添の内容が上記ＵＲＬに掲載されております。

■架装物の安全点検制度
http://jabia.or.jp/kasoubutsu/
※法定点検の対象とならない部位等について、１年ごとの点検を推奨。

以上

（本件に関する問合せ：日整連　教育・技術部　技術課　根本、後藤、岩堀）

2018年9月3日

トラックユーザーの皆様へ

（一社）日本自動車車体工業会
中央技術委員会

自動車点検基準改正に係るツールボックスの解釈等について（ご紹介）

事業用自動車とトレーラ（何れも車両総重量8t以上に限る。）について、以下の3項目を法定点検の対象に追加するため、2018年6月27日に自動車点検基準（国土交通省令）が改正され、2018年10月1日より施行されることとなりました。

- ✓ スペアタイヤの取付装置の緩み、がた及び損傷
- ✓ スペアタイヤの取付状態
- ✓ ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

このうち、ツールボックス類については、多種・多様な製品が存在し、法定点検の対象になるかどうか分かりにくい面がございます。

当会では、国土交通省に相談のうえ、ツールボックスに該当する事例と該当しない事例につきまして、下記のとおり整理しましたので、ご紹介させていただきます。保守管理におきまして、ご参考にしていただけましたら幸いです。

なお、当会では、2017年度に「架装物の安全点検制度」を制定し、法定点検の対象にならない部位等につきましても1年ごとの点検を推奨しております。合わせてご紹介させていただきます。詳しくは以下のURLでご確認ください。

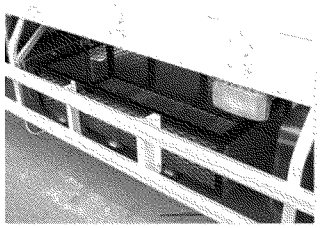
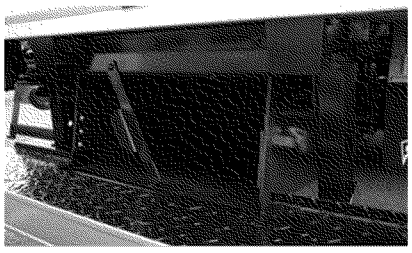
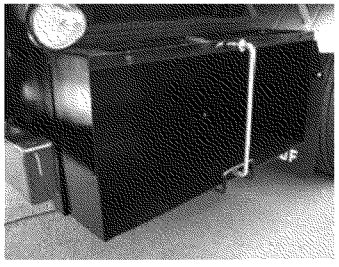
http://jabia.or.jp/kasoubutsu/

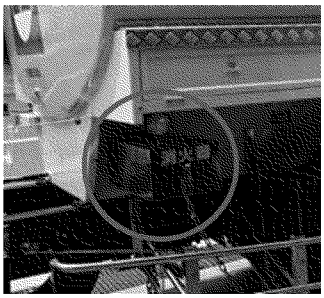
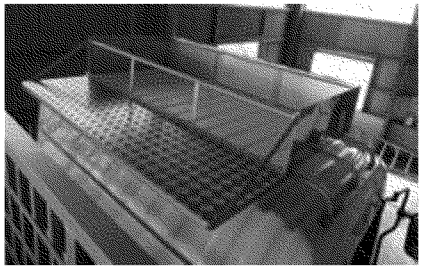
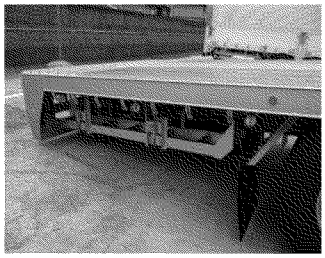
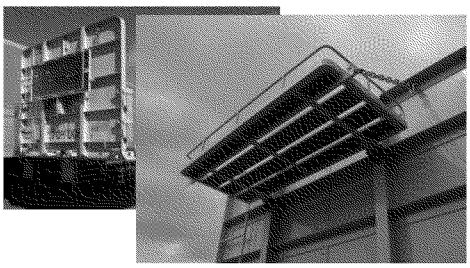
記

1. ツールボックスについて
   「ツールボックス」に該当する参考事例を別紙1に示す。
2. ツールボックスに該当しないものについて
   「ツールボックス」に該当しない参考事例を別紙2に示す。

ツールボックスの事例

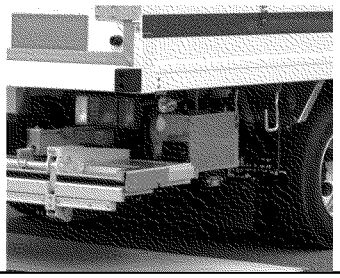
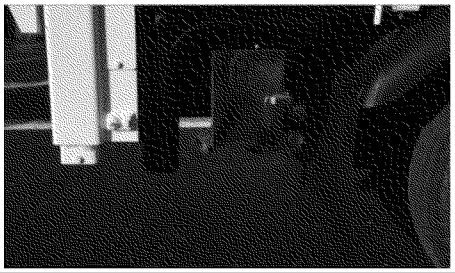
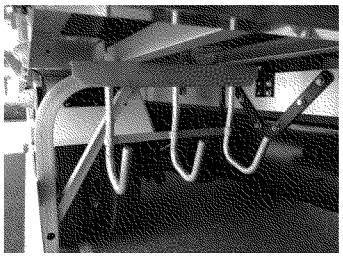
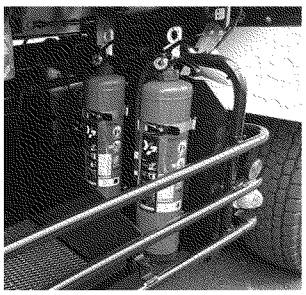
別紙1

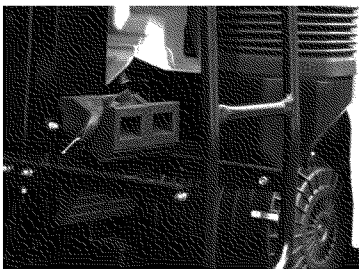
ツールボックス事例	構造・取付方法・使用目的等
① 	板状の箱（六面体） フレーム側面へ取付
② 	板状の箱（六面体） キャブ後フロア上面へ取付
③ 	エキスパンドメタルの箱 箱の上面はオープン 荷台下のフレーム側面へ取付 主にりん木入れとして使用
④ 	板状の箱（六面体） フレーム下面へ取付 主にりん木入れとして使用
⑤ 	板状の箱 後面はオープン、帯板の飛出し防止付き フレーム後部下面へ取付 主に台車入れとして使用
⑥ 	板状の箱 側面はオープン、丸棒の飛出し防止付き フレーム側面へ取付 主に台車入れとして使用

ツールボックス事例	構造・取付方法・使用目的等
⑦ 	板状の箱（六面体） フレーム側面へ取付 消火器入れとして使用
⑧ 	板状の箱 上面はオープン、下面はすのこ状の木の板 荷台前立て上前部へ取付 主にシート入れとして使用
⑨ 	板状の箱 上面はオープン、後面は3本の丸棒で構成 キャブ上シートキャリア 主にシート入れとして使用
⑩ 	重機、建機運搬車用の歩み板を格納 するもの。 フレーム側面、荷台床下へ取付
⑪ 	ペール缶受け 平板を床とし、ペール缶がズレ落ちぬよう 丸棒を円状に配置した専用受け フレーム側面へ取付
⑫ 	上面はオープン、下面はすのこ状の木の板、 側面及び前面は丸棒で構成のシート置き トレーラ単体での輸送効率化（全長制限） のため折り畳み可能としている。

ツールボックスに該当しない事例

別紙2

ツールボックスに該当しない事例	構造・取付方法・使用目的等
① 	ウイング扉のパワーユニット （モータ、油圧ポンプ等）ボックス 荷台床面へ取付
② 	テールゲートリフターのパワーユニット （モータ、油圧ポンプ等）ボックス 左写真はテールゲートリフターへ取付したもの。車枠や荷台へ取付ることもある。
③ 	テールゲートリフターの荷台操作ボックス フレーム側面へ取付 荷台やテールゲートリフターへ取付ることもある。
④ 	1台積の車両運搬車の荷台操作ボックス フレーム側面へ取付
⑤ 	チェーンを掛けるためのフック
⑥ 	消火器受け 平板を床とし、消火器をバンドで固定する専用受け 左写真は左舷後輪前巻込み防止装置へ取付たもの。

ツールボックスに該当しない事例	構造・取付方法・使用目的等
⑦ 	差込式タイヤ歯止め入れ 平板と帯板で構成された歯止め専用受け 脱落防止の帯ゴム取付け部有り 左写真はキャブ後部の架装物へ取付 フレーム側面、巻込み防止装置等へ 取付けることもある

14,タカタ製エアバッグのリコール対象台数及び改修状況

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令 和 元 年 6 月 26 日
自動車局審査・リコール課

タカタ製エアバッグのリコール対象台数及び改修状況

令和元年 5 月末現在

平成 31 年 4 月までに届出されたリコール	国内対象台数	実施台数	未実施台数	改修率
原因が特定されたリコール	2,548,665 (2,548,665)	2,508,620 (2,505,286)	40,045 (43,379)	98.4% (98.3%)
予防的リコール	17,777,704 (17,770,222)	16,872,067 (16,799,747)	905,637 (970,475)	94.9% (94.5%)
合　計(25 社)	**20,326,369 (20,318,887)**	**19,380,687 (19,305,033)**	**945,682 (1,013,854)**	**95.3% (95.0%)**

(括弧内は平成 31 年 4 月末時点の数値)

【参考】車検で通さない措置の対象台数及び実施状況

- 車検で通さない措置の対象台数:21 万台(令和元年 5 月末現在)
- 運輸支局等において車検で通さなかった件数
  - ・令和元年5月の件数　　:　1，346件(概算値)
  - ・平成30年5月※からの総件数　　:30，173件(概算値)

※平成 30 年 5 月より、異常破裂する危険性が高い未改修車両を車検で通さない措置を導入

＜お問い合わせ先＞
自動車局審査・リコール課
リコール監理室　今村、片山
代表:03-5253-8111 (内線 42363)

15,目に見えない故障も車検で発見！

Press Release
国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成３１年３月１３日
自 動 車 局 整 備 課

目に見えない故障も車検で発見！
～　自動運転に対応した新たな検査手法を導入します　～

国土交通省では、自動運転技術等に用いられる電子装置に対応した新たな自動車検査手法の導入に向けて検討してきました。この度、車載式故障診断装置を活用した検査手法の導入に向けて、制度面・技術面の詳細について議論を重ね、今後の方向性について報告書をとりまとめました。

自動ブレーキ等の自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでおります。これらの技術は、交通事故の防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながる恐れがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、自動運転技術に使用される電子装置まで踏み込んだ自動車検査の手法について検討するため、平成 29 年 12 月より「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」（座長：須田義大東京大学生産技術研究所教授）において、審議を重ね、今般、報告書をとりまとめました。

国土交通省としては、本報告書に基づき、車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査）の開始までに各関係者が連携を図りつつ準備を進められるよう努めて参ります。

【報告書の主なポイント：OBD 検査の対象等】

○対象車
2021 年以降の新型の乗用車、バス、トラック※1

○対象装置
①運転支援装置
アンチロックブレーキシステム（ABS）、横滑り防止装置（ESC）、
ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報
②自動運転機能※2
自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など
③排ガス関係装置

○検査開始時期
2024 年※3

※1：認証を受けた自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車
※2：保安基準に規定があるものに限る
※3：輸入車は2025年

（添付資料）
・車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方について 最終報告書（概要）
※最終報告書本文については下記ホームページからご確認いただけます。

（国土交通省ＨＰ）
「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」
http://www.mlit.go.jp/jidosha/OBD_Inspection_System.html

（お問い合わせ先）
国土交通省自動車局整備課　村井、奥村、伊堂寺
代表：03-5253-8111（内線：42415）、直通：03-5253-8599、FAX：03-5253-1639

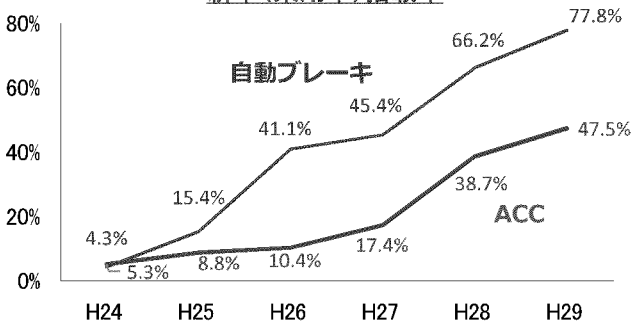
車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法のあり方検討会報告書（概要）

添付資料

○ 近年、自動ブレーキなど**自動運転技術の進化・普及が急速に進展**しているが、故障した場合には、**誤作動による重大事故**等につながるおそれがあることから、**自動車の検査等を通じた機能確認が必要。**

○ 現在の**自動車の検査(車検)**は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる**電子装置の機能確認には対応していない**。

自動ブレーキ、自動車間距離制御（ACC）新車（乗用車）搭載率



電子装置の不具合事例

- ACCを使用して高速道路を走行中、突然、機能が停止し、強い回生ブレーキが作動。
  ⇒ **前方監視用のカメラが偏心**していた
- 上り坂を走行中、**自動でブレーキ**が誤作動し、急減速した。
  ⇒ 自動ブレーキの**レーダセンサの取付角度が設計値より下向き**になっていた。

⇨ 現在の車検では検出できない不具合

諸外国の状況

EU

- 加盟国に対して**電子装置**を含めた検査実施を推奨（EU指令 2014/45EU）。
- **ドイツ**では2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。

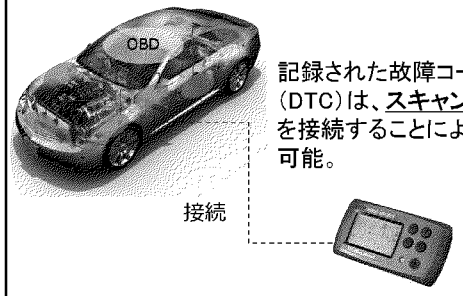
米国

33の州・地区においてOBDを活用した**排出ガス検査**を実施中。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法

車載式故障診断装置（OBD）とは

最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する**「車載式故障診断装置（OBD：On-Board Diagnostics）」**が搭載されている。



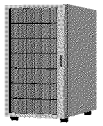
記録された故障コード（DTC）は、**スキャンツール**を接続することにより読取可能。

OBDを活用した自動車検査手法

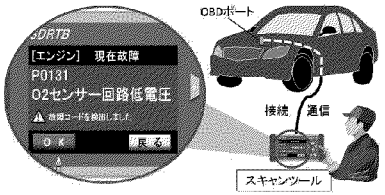
自動車メーカー

提出

- 故障コード読出に必要な技術情報（**ECU情報**）
- 保安基準不適合の故障コード（**特定DTC**）



（独）自動車技術総合機構において、「ECU情報」、「特定DTC」を一元管理し、全国の車検場、整備工場へ提供。



車検時

特定DTC を検出した場合は不合格

対象車両・装置及び検査開始時期

対象

2021年以降の新型の乗用車、バス、トラック※1

①運転支援装置※2
アンチロックブレーキシステム（ABS）、横滑り防止装置（ESC）、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②自動運転機能※2
自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③排ガス関係装置

検査開始時期

2024年※3

※1 型式指定自動車・多仕様自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車
※2 保安基準に規定があるものに限る。
※3 輸入車は2025年

16,セミトレーラによる建設資材等の運搬方法について

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成 31 年 2 月 27 日
自動車局技術政策課

セミトレーラによる建設資材等の運搬方法について、安全性を確保しつつ、基準を緩和します。

～基準緩和自動車の認定要領等の一部改正について～

国土交通省は、通達改正により、本年３月からセミトレーラで運搬できる建設資材等の運搬方法について基準を緩和し、トラック輸送における生産性の向上などを図ります。
また、違反点数を明確化するなどにより、悪質事業者等への対応の厳格化を図ります。

１．背景

トラック輸送における生産性の向上、働き方改革の推進など、官民あげて課題解決に向けたさまざまな取り組みが行われているところですが、一部では法令違反による運行により物流秩序に混乱を与え、事故を惹起させる事案も見受けられるところです。

これらの状況を踏まえ、一定の条件を付すことにより、幅広の建設資材や建造用鋼板の複数積載を認めるとともに、処分の厳格化等を図ることとします。

２．改正通達

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成９年９月 19 日自技第 193 号）
「基準緩和自動車の行政処分等要領について」（平成 29 年７月３日国自技第 49 号）

３．改正概要

(1) 幅広貨物の輸送について（認定要領）

幅広トレーラ（幅の基準緩和を受けて運行するセミトレーラ）を使用し、幅及び長さにおいて 2.5 メートルを超える分割不可能な建設資材や建造用鋼板などの幅広貨物を、セミトレーラー般に対する保安基準の規定値である車両総重量 28 トン(構造により 36 トン）を超えない範囲での複数積載を認めることとします。

(2) 処分の厳格化（認定要領及び処分要領）

基準緩和を受けて運行する者による法令違反を抑止する観点から、法令が遵守されていない（関係法令違反により事業停止等の行政処分を受けた）場合には、一定期間緩和認定を行わないよう措置することとします。

また、基準緩和を受けた自動車が積載貨物を落下させ、事故を惹起した場合などにおける違反点数の明確化により、厳正に処分が実施できるようにします。

国土交通省としては、運行の安全を確保するための条件及び関係法令を遵守していただき、安全な運行を行っていただきたいと考えております。

４．施行日

平成３１年３月１日（ただし、３.（２）前段の措置については 2019 年９月１日）

なお、本年１月７日から２月６日までに実施したパブリックコメントの結果等につきましては、下記 e-gov のホームページにて公表しています。

http://search. e-gov. go. jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155190901&Mode=2

＜お問い合わせ先＞　自動車局技術政策課　吉池、市川
電話：03-5253-8111（内線 42216、42259）
直通：03-5253-8590　FAX：03-5253-1639

【参考】基準緩和自動車の認定制度の見直しについて

国土交通省

【背景】トラック輸送における生産性の向上、働き方改革の推進など、官民あげて課題解決に向けた様々な取り組みが行われているところですが、一部では法令違反による運行により物流秩序に混乱を与え、事故を惹起させる事案も発生しています。

【運送業界要望】安全性が確保された効率的な輸送、悪質な運送事業者等への厳格な対応

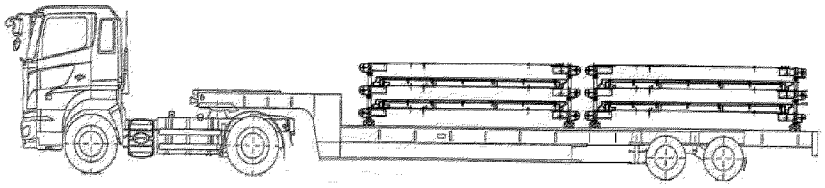
認定要領、処分要領改正

幅広貨物の複数輸送について（2019年3月から）

○ 幅広トレーラ※1を使用し、セミトレーラー一般に対する保安基準の規定値である車両総重量28トン（構造により36トン）を超えない範囲で幅広貨物※2の複数積載を認めることとします。

※1 幅の基準緩和を受けて運行するセミトレーラ

※2 合成床版、建築用パネル、建造用鋼板その他建設資材であって、幅及び長さにおいて2.5メートルを超える分割不可能な貨物



処分要領における違反点数の明確化（2019年3月から）

○ 適切に貨物を積載せずに、幅広貨物を落下させた場合
・・・8点（新設）

○ 幅広貨物の制限違反・・・3点（新設）

○ 積載重量の制限違反・・・３点（既設）

基準緩和自動車の申請者条件を追加（2019年9月から）

○ 申請日前３ヶ月(悪質違反６ヶ月）間又は申請日以降に以下の処分を受けた者ではないことを条件とします。
(継続申請除く)

・保安基準緩和の認定の取消処分

・貨物自動車運送事業法違反による自動車等の使用停止以上の処分、道路運送法違反による使用制限（禁止）処分（事業用貨物自動車の申請に限る）

17,チャイルドシートの取り付けに関する警告ラベルの図柄が統一されます

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和元年5月28日
自動車局技術政策課
自動車局審査・リコール課

チャイルドシートの取り付けに関する警告ラベルの図柄が統一されます

－ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について －

シートの前にエアバッグが装備された座席にチャイルドシートを後ろ向きに取り付けると、衝突時に展開したエアバッグによってチャイルドシートの乗員に危険が及ぶ可能性があります。この度、その危険性を示す警告（絵、文字等）ラベルが国際基準において統一されることを踏まえ、我が国でも関連告示等の改正を行いました。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

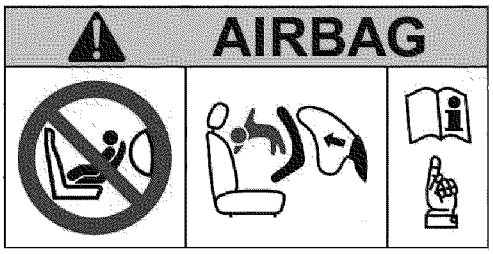
今般、座席ベルトに関する国際基準（協定規則第16号）等の改正案が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において採択され、シートの前にエアバッグが装備された座席にチャイルドシートを後ろ向きに取り付けた場合の危険性を示す警告（絵、文字等）ラベルが統一されることとなりました。また、自動車が前面衝突した際のシートベルト機能試験に関する改正等が行われることとなりました。これらを踏まえ、我が国でも、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正を行いました。

1. 保安基準等の主な改正項目（※ 改正の詳細については別紙をご覧ください。）

- シートの前にエアバッグが装備された座席にチャイルドシートを後ろ向きに取り付けた場合の危険性の警告（絵、文字等）に関し、原則として規定された内容以外の表示を禁止する等の改正を行う。
- 前面衝突により積載荷物が移動した際の乗員保護に関する試験を、シートベルトを装着した状態で行い、試験後にシートベルト構成部品に損傷がある場合には、機能を確認しなければならないこととする等の改正を行う。

2. 公布・施行

公　布　：令和元年5月28日（本日）
施　行　：令和元年5月28日（本日）



（危険警告ラベルの表示）

問い合わせ先
自動車局　技術政策課　　：森本、杉本
電話 03-5253-8111（内線 42255）　FAX　03-5253-1639
自動車局　審査・リコール課：佐藤
電話 03-5253-8111（内線 42323）　FAX　03-5253-1640

参考１

国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要

1. 協定の目的

1958 年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

令和元年（2019 年）５月現在、54 か国、１地域が加入。

日本は、平成 10 年（1998 年）11 月 24 日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（EU）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア

（下線はEU加盟国、□はアジア諸国）

3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 令和元年（2019 年）５月現在、装置ごとに 147 の協定規則（基準）が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（E43：日本の場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和元年（2019 年）５月現在、乗用車の制動装置、警音器等の81の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

参考2

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和元年5月現在

No.	項 目 名	No.	項 目 名	No.	項 目 名
0	国際的な車両認証制度	50	灯火器(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	101	乗用車のCO2排出量と燃費
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	反射器	53	灯火器の取付け(二輪車)	104	大型車用反射材
4	後部番号灯	54	タイヤ(商用車)	105	危険物輸送車両構造
5	ｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ(農耕用ﾄﾗｸﾀ)
6	方向指示器	56	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	107	二階建てバスの構造
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	57	前照灯(二輪車)	108	再生タイヤ
8	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯	58	突入防止装置	109	再生タイヤ(商用車)
9	騒音(三輪車)	59	交換用消音器	110	CNG・LNG自動車
10	電波妨害抑制装置	60	ｺﾝﾄﾛｰﾙ類の表示(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	111	ﾀﾝｸ自動車のﾛｰﾙｵｰﾊﾞｰ
11	ドアラッチ及びヒンジ	61	外部突起(商用車)	112	非対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光
12	ステアリング機構	62	施錠装置(二輪車)	113	対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光
13	制動装置	63	騒音(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	114	後付エアバック
13H	制動装置(乗用車)	64	応急用予備走行装置	115	CNG、LPGﾚﾄﾛﾌｨｯﾄｼｽﾃﾑ
14	シートベルト・アンカレッジ	65	特殊警告灯	116	盗難防止装置
15	排出ガス規制	66	ｽｰﾊﾟｰｽﾄﾗｸﾁｬｰ強度(バス)	117	タイヤ単体騒音
16	シートベルト	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	シート及びシートアンカー	68	最高速度測定法	119	コーナリングランプ
18	施錠装置(四輪車)	69	低速車の後部表示板	120	ﾉﾝﾛｰﾄﾞ馬力測定法
19	前部霧灯	70	大型車後部反射器	121	ｺﾝﾄﾛｰﾙ・ﾃﾙﾃｰﾙ
20	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(H4前照灯)	71	農耕用ﾄﾗｸﾀの視界	122	ﾋｰﾃｨﾝｸﾞｼｽﾃﾑ規則
21	内部突起	72	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(二輪車)	123	配光可変型前照灯
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	後退灯	74	灯火器の取付(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	125	直接視界
24	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ自動車排出ガス規制	75	タイヤ(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	126	客室と荷室の仕切り
25	ヘッドレスト	76	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	127	歩行者保護
26	外部突起(乗用車)	77	駐車灯	128	LED光源
27	停止表示器材	78	制動装置(二・三輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	129	新幼児拘束装置
28	警音器	79	かじ取装置	130	車線逸脱警報装置
29	商用車運転席乗員の保護	80	シート(大型車)	131	衝突被害軽減制動制御装置
30	タイヤ(乗用車)	81	後写鏡(二輪車)	132	排ガスレトロフィット
31	ﾊﾛｹﾞﾝｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	82	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	133	リサイクル
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制	134	水素燃料電池自動車
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法	135	ポール側面衝突時の乗員保護
34	車両火災の防止	85	馬力測定法	136	電気自動車(二輪車)
35	ﾌｯﾄｺﾝﾄﾛｰﾙ類の配列	86	灯火器の取付け(農耕用ﾄﾗｸﾀ)	137	フルラップ前突時乗員保護
36	バスの構造	87	ﾃﾞｲﾀｲﾑﾗﾝﾆﾝｸﾞﾗﾝﾌﾟ	138	車両接近通報装置
37	白熱電球	88	反射タイヤ(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ、自転車)	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
38	後部霧灯	89	速度制限装置	140	ESC(横滑り防止装置)
39	スピードメーター	90	交換用ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞ	141	タイヤ空気圧監視装置
40	排出ガス規制(二輪車)	91	側方灯	142	タイヤ取付
41	騒音(二輪車)	92	交換用消音器(二輪車)	143	重量ﾃﾞｭｱﾙｴﾝｼﾞﾝのﾚﾄﾛﾌｨｯﾄｼｽﾃﾑ
42	バンパー	93	ﾌﾛﾝﾄｱﾝﾀﾞｰﾗﾝﾌﾟﾛﾃｸﾀ	144	事故自動緊急通報装置
43	窓ガラス	94	オフセット前突時乗員保護	145	年少者用補助乗車装置取付具
44	幼児拘束装置	95	側突時乗員保護	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
45	ヘッドランプ・クリーナー	96	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ(農耕用ﾄﾗｸﾀ)	147	連結装置(農耕用)
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ		
47	排出ガス規制(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	98	前照灯(ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ式)		
48	灯火器の取付け	99	ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ光源		
49	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ排出ガス規制	100	電気自動車		

基準採用済

【別紙】

装置型式指定規則の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

１．改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 176 回会合において、「座席ベルトに関する協定規則（第 16 号）」、「座席及び頭部後傾抑止装置に係る協定規則（第 17 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

※協定規則（原文）については次のとおり。
【国連 HP】http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_nov18.html

２．改正の概要

（１）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

装置型式指定規則第 5 条において、「協定規則第 16 号第 7 改訂版」に基づき認定され指定を受けたものとみなす特定装置について、協定規則第 16 号が改訂されることを踏まえ、同号の「協定規則第 16 号第 7 改訂版」を「協定規則第 16 号第 8 改訂版」と改めることとする。また、「協定規則第 17 号第 8 改訂版」に基づき認定され指定を受けたものとみなす特定装置について、協定規則第 17 号が改訂されることを踏まえ、同号の「協定規則第 17 号第 8 改訂版」を「協定規則第 17 号第 9 改訂版」と改めることとする。

（２）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

① 協定規則第 16 号に対応する自動車の前部保護用エアバッグを装着した着席位置に表示するチャイルドシートを後向きに備えることの危険性の警告（絵、文字等）に関し、原則として規定された内容以外の表示を禁止する等の改正を行う。



② 協定規則第 17 号に対応する自動車の前面衝突時の荷物の移動からの乗員保護に関する試験において、座席ベルト構成部品を取り付けた状態で試験を行い、試験後に当該部品に損傷がある場合には機能を確認する等の改正を行う。

（３）道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

（２）について、新型車は令和２年９月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

（４）その他の関係通達の一部改正

上記のほか、関係通達について所要の改正を行う。

３．スケジュール

公　布：令和元年５月 28 日
施　行：公布の日

18,車線変更支援機能に関する国際基準を導入します。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 30 年 10 月 16 日
自動車局技術政策課
自動車局審査・リコール課

車線変更支援機能に関する国際基準を導入します

－ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について －

自動車の自動操舵機能のうちハンドルを握った状態での車線変更支援機能※に関する国際基準が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において策定されたことを踏まえ、我が国においてもこの基準を導入します。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、自動車の自動操舵機能のうち、ハンドルを握った状態での車線変更支援機能※に関する国際基準が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において策定されたことを踏まえ、我が国においてもこの基準を導入します。

また、圧縮天然ガス自動車等に備えるガス容器について改正された国際基準を採用します。

※ ドライバーによる運転を支援するいわゆるレベル2以下の機能。

1．保安基準等の主な改正項目（改正の詳細については別紙をご覧ください。）

車線変更支援機能等に関する国際基準の導入

自動操舵機能のうち、ハンドルを握った状態におけるドライバーのウインカー操作を起点とする車線変更支援機能を有する自動車は、かじ取り装置に係る協定規則（第79号）に規定された各機能についての要件に適合しなければならないこととします。

2．公布・施行

公布：10月16日（本日）
施行：10月16日

問い合わせ先
自動車局 技術政策課 ：森本・伊原・江連
電話 03-5253-8111（内線 42256） 03-5253-8591（直通）
FAX 03-5253-1639
自動車局 審査・リコール課：荒井
電話 03-5253-8111（内線 42323） 03-5253-8596（直通）
FAX 03-5253-1640

19,水素燃料電池二輪自動車等の国際基準を導入します。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 30 年 12 月 28 日
自動車局技術政策課
自動車局審査・リコール課

水素燃料電池二輪自動車等の国際基準を導入します

－ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について －

圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等に関する国際基準「水素燃料電池二輪自動車等に関する協定規則（第146号）」が国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において策定されたことを踏まえ、我が国においてもこの基準を導入します。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「水素燃料電池二輪自動車等に関する協定規則（第146号）」の策定及び既に日本が採用している「年少者用補助乗車装置に係る新協定規則（第129号）」等の改訂がWP29において採択されたことを踏まえ、保安基準等について所要の改正を行います。

1. 保安基準等の主な改正項目（改正の詳細については別紙をご覧ください。）

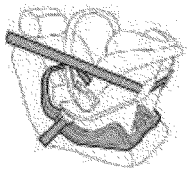
（1） 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等は、協定規則第146号に規定された要件（高圧ガス燃料装置の強度、構造、取付方法等）に適合しなければならないこととします。

（2） 協定規則第129号に対応するチャイルドシート※に関し、自動車のシートベルトで固定する汎用型チャイルドシートの要件を新たに追加します。

※ 側面衝突基準に対応する等、従来のチャイルドシートよりも安全性が向上したもの



（水素燃料電池二輪自動車の例）


（ベルト固定式の
汎用型チャイルドシートの例）

2. 公布・施行

公 布 ：平成 30 年 12 月 28 日（本日）
施 行 ：平成 30 年 12 月 29 日
（１．（1） に係る規定については平成 31 年１月２日）

問い合わせ先
自動車局 技術政策課 ： 森本、中里
電話 03-5253-8111（内線 42255） FAX 03-5253-1639
自動車局 審査・リコール課： 荒井
電話 03-5253-8111（内線 42313） FAX 03-5253-1640

20,ガソリン直噴車及び二輪者等の排出ガス規制を強化します。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成３１年２月15日
自動車局環境政策課

ガソリン直噴車及び二輪車等の排出ガス規制を強化します。
－道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正－

ガソリン直噴車へのディーゼル車等と同水準のPM排出量規制の導入、二輪車の排出ガス規制強化等のため、関係告示等を改正し、新型車については2020年12月から、継続生産車（一部を除く）については2022年11月から適用します。

中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第13次答申（平成29年５月））を踏まえ、ガソリン直噴車及び二輪車等の排出ガス規制を強化するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正を行います。

１．主な改正項目（改正の詳細は別紙を御覧ください。）

（1） ガソリン直噴車関係

ガソリン直噴車※1については、既にPM※2排出量規制が導入されているディーゼル車と比較し、PMの排出量が上回っているとの調査結果が示されたことから、ディーゼル車等と同水準のPM排出量規制を導入します。

※1 ガソリンと空気をあらかじめ混合して燃焼室に送り込む従来のエンジンと違い、空気とは別にガソリンを燃焼室内に高圧で直接噴射するエンジンを搭載した車。

※2 大気中に浮遊する粒子状物質。PM2．5など。

（2） 二輪車関係

二輪車から排出される炭化水素(HC)や窒素酸化物（NOx）等について、モード規制値※3を強化するとともに、アイドリング時に排出される一酸化炭素（CO）、燃料蒸発ガスに係る規制値を強化します。

※3 信号や渋滞等の影響を受ける比較的低速な走行を想定した「市街地モード」、信号や渋滞等の影響をあまり受けない走行を想定した「郊外モード」、高速道路等での走行を想定した「高速道路モード」、市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モードである「WMTCモード」の走行時における排ガス規制値。

（3） ガソリン車の駐車時における燃料蒸発ガス対策（四輪車）関係

駐車時の燃料蒸発ガス対策として、国際基準との調和の観点から、駐車試験日数をこれまでの１日から2日に延長します。

2. スケジュール

公布・施行：2月15日
適用開始時期
（1） 新型車：2020年12月
（2） 継続生産車：2022年11月（第一種原動機付自転車にあっては、2025年11月）

問い合わせ先
自動車局環境政策課：吉澤、菊地
電話番号：03-5253-8111（内線42523、42522）、直通03-5253-8604
ＦＡＸ番号：03-5253-1636

21,違法マフラーなど不正改造車の排除を集中的に実施します。

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和元年５月２９日
自動車局　整　備　課
環境政策課

違法マフラーなど不正改造車の排除を集中的に実施します。

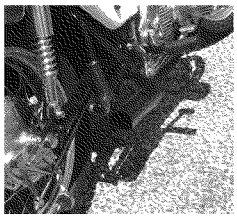
～　各地方運輸局で「不正改造車を排除する運動」強化月間が順次開始　～

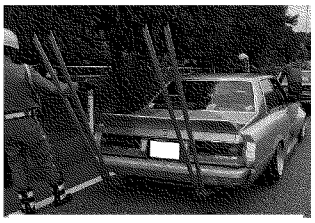
国土交通省では、安全を脅し環境悪化の要因となる不正改造車の排除に対する社会的気運の高まりから、各地方運輸局で『不正改造車を排除する運動』強化月間（**６月**：近畿・沖縄を除く運輸局、**７月**：近畿運輸局、**１０月**：内閣府沖縄総合事務局）を定め、全国で１６３回以上の街頭検査を実施するなど、関係省庁、自動車関係団体等（別紙１）と連携し、不正改造車のより一層の排除に向けた取り組みを集中的に実施します。

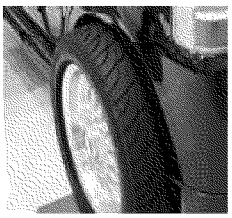
１．全国で１６３回の街頭検査を計画

- 違法マフラーの装着、車体外にはみ出すタイヤの装着など悪質な不正改造車を公道から排除するため、警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を集中的に実施し、違反車両に対して整備命令を発令。

〔不正改造車の例〕


違法マフラー（バイク）


違法マフラー


タイヤはみ出し車両

２．不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動

- ポスター及びチラシ（別紙２～４）等により、マスメディア、インターネットサイト、ＳＮＳ等を利用して、積極的に広報を実施。
- 全国のバス事業者（別紙５）の協力によるバス車両への広報横断幕の掲示。
- 自動車整備士養成施設等への出前講座の実施。

３．不正改造車に関する情報収集等

- 各運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」（別紙６）を設置。
- 寄せられた情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を求めるハガキを送付するなど、不正改造車の排除のための諸活動に有効活用。

【問い合わせ先】　自動車局　整　備　課　児島・稲田
TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42424）・03-5253-8599（直通）
環境政策課　高野・副島
TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42532）・03-5253-8604（直通）
FAX:03-5253-1639

※街頭検査等の具体的な実施計画については、各地方運輸局にお問い合わせください。

22,車検切れ運行車両対策の実施結果

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 31 年 3 月 29 日
自 動 車 局 整 備 課

車検切れ運行車両対策の実施結果

―全国の街頭検査で可搬式の「ナンバー自動読取装置」を用いた対策を実施―

平成 30 年 9 月 12 日※にお知らせしておりました可搬式の「ナンバー自動読取装置」を導入した街頭検査における車検切れ運行車両対策の強化について、当該装置を導入した街頭検査で捕捉した車検切れ運行車両 43 台のドライバーに対し、直接指導を行いました。

今後も当該装置を活用した街頭検査の実施回数を増加するなど、更なる車検切れ運行車両の排除に努めてまいります。

※(平成 30 年 9 月 12 日報道発表:http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000199.html)

○平成 30 年度　可搬式「ナンバー自動読取装置」を用いた街頭検査の実施結果

実施時期：平成 30 年 9 月～平成 31 年 3 月
実施場所：35 都道府県
実施回数：46 回（43 箇所）
読取台数：37,403 台
捕捉台数：43 台
車検切れ運行率：0.11%



【運用実施イメージ】

警告書を交付した車検切れ運行車両は、警察に引き渡すとともに、その後車載専用車等により移動されました。

(参考)「車検切れ車両」に対する国土交通省の取組み

車検切れ車両による運行は安全上の問題があるほか、自動車損害賠償責任保険(強制保険)が切れている可能性も高いことから、国土交通省では無作為に抽出した車検切れ車両のユーザーに対して注意ハガキを送付、国土交通省 HP における通報窓口の設置等を行っています。

(無車検車・無保険(共済)車通報窓口:http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html)

【問い合わせ先】
自動車局整備課　加野島、及川
代表：03-5253-8111（内線 42427）
直通：03-5253-8589
FAX：03-5253-1639

23,ＳＴＯＰ違法整備！あなたのクルマは違法に整備されていませんか？

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成３１年１月２５日
自 動 車 局 整 備 課

STOP違法整備！あなたのクルマは違法に整備されていませんか？

分解整備を伴う車検や点検整備を依頼する際は、国の認証を受けた整備工場へ

自動車の「分解整備」を違法に行う事業者の情報収集を行うとともに、自動車ユーザーへの周知・啓発のため、自動車整備の委託先に関するアンケート調査を実施します。

自動車ユーザーの多くは、車検や点検整備を『自動車整備のプロフェッショナル』である自動車整備工場へ委託しています。しかしながら、本来、国の認証を受けなければ行うことができない「分解整備」を、認証を受けないで行う違法事業者（未認証工場）が存在し、これまでに、不適切な整備作業が行われた例や、実際には整備を行っていないにもかかわらず、行ったように装う例も報告されているところです。

このように、未認証事業者による分解整備作業は、安全上の問題があるばかりでなく、自動車ユーザーの誤認を招く違法行為であるため、国土交通省では、その実態把握を行い、未認証工場対策や自動車ユーザーへの周知・啓発を行うため、自動車整備の委託先に関するアンケート調査（別紙）を実施します。

【参考】 平成 29 年度調査結果

Q あなたは誰に車検を依頼しましたか？※

※　車検時の点検整備は、通常、分解整備を伴うため、認証工場へ依頼することが一般的。

アンケート対象（約 16 万人）：

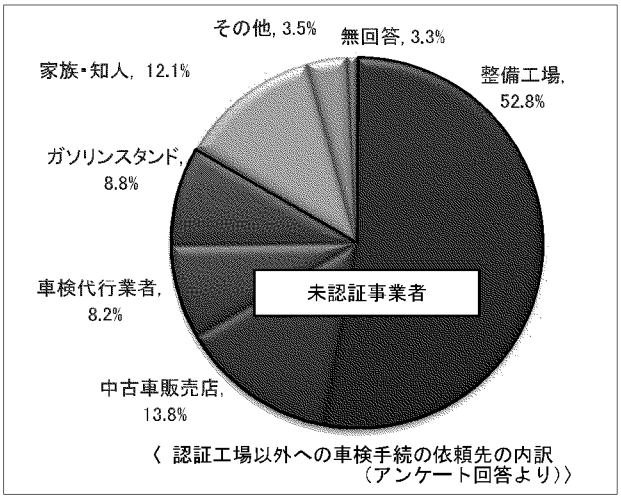
・認証を受けた整備工場（認証工場）、又は
・使用者本人

以外の者（ユーザー車検代行事業者など）が車検手続を行った車両の使用者

結果・考察：

・８割超が、本来、分解整備を行ってはならない整備工場、中古車販売店、車検代行業者、ガソリンスタンドへ依頼。

・「整備工場へ委託した」と回答したユーザーは、認証工場と未認証工場を混同しているおそれ。



〈 認証工場以外への車検手続の依頼先の内訳（アンケート回答より）〉

【問い合わせ先】
自動車局整備課　田辺、齋藤
代表：03-5253-8111（内線 42423）、直通：03-5253-8600

【別紙】

ユーザー代行車検を受検した自動車の分解整備に関するアンケート調査

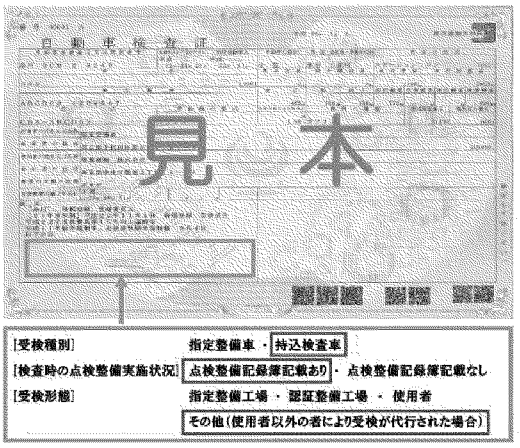
1. アンケートの対象となる自動車ユーザー

以下の条件をすべて満たすユーザーを対象とし、無作為に抽出します。

① 平成30年5月から6月（軽自動車にあっては8月から9月）に車検を受検したもの

② 車検申請時に、点検整備記録簿を提示したもの

③ 受検形態が「その他（使用者以外の者により受検が代行された場合）」のもの



2. アンケートの内容

① 点検整備記録簿の保管状況

② 定期点検整備における交換部品

③ 定期点検整備の実施者

④ 車検の依頼先の形態　　など

3. 調査実施期間

平成31年1月下旬にアンケートを送付、平成31年2月末までにアンケートを回収

点検整備や分解整備事業に関する「よくあるご質問」はこちらで確認できます。

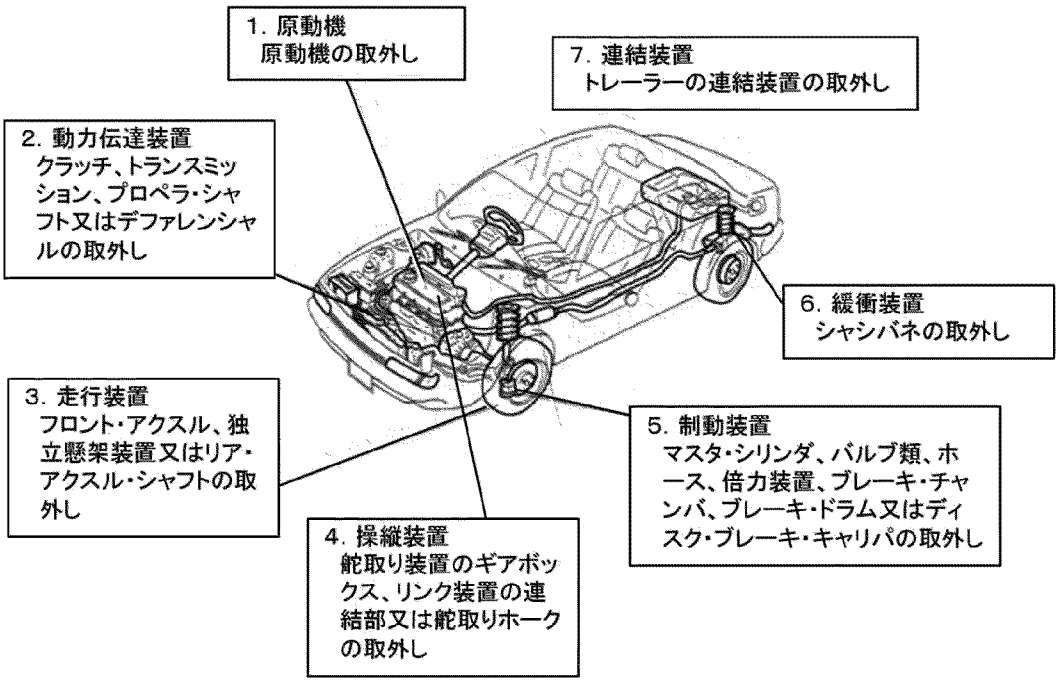
http://www.mlit.go.jp/common/001201888.pdf

（参考）「分解整備」と「認証工場」

「分解整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいいます。【道路運送車両法第 49 条第 2 項】

（国土交通省令に規定する分解整備の内容は以下参照）

分解整備の例



自動車分解整備事業を経営しようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならないとされています。【道路運送車両法第 78 条】

地方運輸局長は、申請に基づき、一定の規模の作業場と作業機械、分解整備に従事する従業員（自動車整備士）を有する工場に対し、自動車分解整備事業の認証を行います。認証工場には、次の標識が掲げられております。



認証工場に車検を依頼した場合、認証工場は、自動車ユーザーに代わり、必要な点検整備を行った上で、運輸支局、自動車検査登録事務所等（いわゆる「車検場」）に車両を持ち込んで検査を受けます。

24,スキャンツールの導入補助を開始

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和元年７月１２日
自 動 車 局 整 備 課

スキャンツールの導入補助を開始

（貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金）

～車載電子機器の故障や劣化の把握をサポートする整備機器の導入を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、次世代自動車の省エネ性能維持を推進するため、自動車整備事業者等に対して、スキャンツールの導入を支援します。申請は７月２４日（水）から受け付けます。

１．公募期間

令和元年７月24日（水） ～ 10月31日（木）※

※ ただし、補助申請の合計額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募は終了いたします。
また、公募期間内に関わらず交付決定を順次実施します。

２．補助対象事業者

① 道路運送車両法第78条に定める認証を受けた自動車分解整備事業者
② 道路運送車両法第94条に定める認定を受けた優良自動車整備事業者
③ 自動車整備士を有する自動車関連施設で自動車の点検等を含む事業を行う者

３．事業内容（概要）

・補助対象事業者に対して、スキャンツール本体又はPC等からインターネットを通じて外部に情報を送信できる等一定の要件を満たすスキャンツールを新たに購入する場合の経費の一部を補助（補助率は1/3、１事業場あたりの補助上限額は15万円とし、交付決定前に購入した機器は補助の対象外となりますのでご注意下さい。）
・補助対象事業者は20台以上の車両にスキャンツールを使用して診断データ等を報告

４．申請方法及び問い合わせ先

対象となる機器、公募要領、申請様式等その他補助事業に関するお問い合わせにつきましては、補助事業の申請等の事務を行うパシフィックコンサルタンツ株式会社のホームページをご覧下さい。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社（補助事務執行団体）
ホームページ：https://www.pacific-hojo.jp/
TEL：03-5280-9501　FAX：03-5280-9502
※ 申請書類提出先。書類の記載方法など補助申請に関することはこちらにお問い合わせ下さい。

５．その他

公募期間中は、前日までの補助申請件数・申請額も上記ホームページでご確認いただけます。また、公募を終了する場合も同ホームページ上にてお知らせいたします。

【問い合わせ先（申請方法等のお問い合わせは上記のパシフィックコンサルタンツ（株）へお願いします】
・国土交通省自動車局整備課　野中、濱田
TEL：03-5253-8111（代表）（内線42-415）、03-5253-8599（直通）
FAX：03-5253-1639

25,車検証がＩＣカードに！利活用方策に関するアイデア募集！

Press Release
国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和元年７月１９日
自動車局自動車情報課

車検証がＩＣカードに！利活用方策に関するアイデア募集！

～ 民間事業者等によるIC車検証の有効活用～

紙の自動車検査証をICカードに切り替えることのメリットを最大化するため、ICカードに搭載するICチップに空き領域を設定し、他の行政機関や民間事業者等の方々に当該空き領域を利活用していただける仕組みとすることを想定しております。
今般、自動車ユーザーの利便性向上、自動車関連事業者等における生産性向上や各種行政活動の向上に向け、利活用方策のアイデアを広く募集することといたしました。

背景・目的

国土交通省では、継続検査（いわゆる「車検」）等の自動車保有関係手続に際しての運輸支局等への来訪を不要とするため、自動車検査証を紙からＩＣカードに切り替えることとしました。このために必要となる改正を盛り込んだ「道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）」が本年５月に公布され、令和５年１月の導入を想定し、準備を進めているところです。

このたびの自動車検査証のＩＣカード化に際しては、紙の自動車検査証をＩＣカードに切り替えることのメリットを最大化するため、ＩＣカードに搭載するＩＣチップに空き領域を設定し、他の行政機関や民間事業者等の方々に当該空き領域を利活用していただける仕組みとすることを想定しております。

現在、この利活用方策について、国土交通省に設置した「自動車検査証の電子化に関する検討会」において検討を進めているところですが、今般、自動車ユーザーの利便性向上、自動車関連事業者等における生産性向上や各種行政活動の向上に向け、利活用方策のアイデアを広く募集することといたしました。

募集期間　令和元年 7 月 19 日（金）から令和元年 8 月 31 日（土）まで（必着）

募集対象　「IC 自動車検査証の利活用方策」のアイデア
※アイデア募集の詳細は別紙をご参照ください。

資料入手方法　「IC 自動車検査証の利活用方策」のアイデア募集サイトより入手
(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000038.html)

費用負担　アイデアの作成や応募に係る費用は応募者の負担です。あらかじめご了承願います

【問い合わせ先】
国土交通省 自動車局 自動車情報課　武藤・松本
代表：03-5253-8111（内線：42104,41146）
直通：03-5253-8588　FAX：03-5253-1639

（別紙）

IC 自動車検査証の利活用方策に関するアイデア募集について

１．背景・目的

国土交通省では、継続検査（いわゆる「車検」）等の自動車保有関係手続に際しての運輸支局等への来訪を不要とするため、自動車検査証を紙からＩＣカードに切り替えることとしました。このために必要となる改正を盛り込んだ「道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）」が本年５月に公布され、令和５年１月の導入を想定し、準備を進めているところです。

このたびの自動車検査証のＩＣカード化に際しては、紙の自動車検査証をＩＣカードに切り替えることのメリットを最大化するため、ＩＣカードに搭載するＩＣチップに空き領域を設定し、他の行政機関や民間事業者等の方々に当該空き領域を利活用していただける仕組みとすることを想定しております。

現在、この利活用方策について、国土交通省に設置した「自動車検査証の電子化に関する検討会」において検討を進めているところですが、今般、自動車ユーザーの利便性向上、自動車関連事業者等における生産性向上や各種行政活動の向上に向け、利活用方策のアイデアを広く募集することといたしました。

２．募集するアイデア

ＩＣカード化した自動車検査証（以下「ＩＣ自動車検査証」という。）に搭載するＩＣチップの空き領域を利活用し、自動車ユーザーの利便性向上や自動車関連事業者等における生産性向上に資するアイデアを募集します。

アイデアを応募いただく際には、必ずしも具体的な実現可能性や現行の制度等の枠組みを前提としていただく必要はなく、自由な発想による幅広いアイデアをいただきたいと考えております。【アイデアのイメージは別添１のとおり】

（参考）ＩＣカード化後の自動車検査証の取扱い

自動車検査証は、検査の結果、自動車が保安基準に適合していることが確認されたことを証するものであり、電子化後もこの位置づけに変更はなく、今般のＩＣカード化においては、そのメリットの最大化のため、ＩＣチップの空き領域を民間等で活用できることとしたものです。

また、道路運送車両法において、自動車を運行する場合は、自動車検査証を備え付けることが義務付けられており、ＩＣカード化後もこの取扱いに変更はありません。また、自動車の使用者が変わる場合や引越しによってナンバープレートが変わる場合などは、旧車検証（ＩＣカード）を国に返納し、新車検証が交付されることとなります。

３．想定しているＩＣ自動車検査証の利活用方式等

別添２のとおり

４．応募者より提案されたアイデアの取扱い

提案いただいた利活用方策のアイデアについては、取りまとめのうえ「自動車検査証の電子化に関する検討会」において報告し、今後の検討の題材として取り上げさせていただきます。

また、ご提案いただいたアイデアについては、国土交通省が当該アイデアの全てまたは一部を利用する権利を有することに合意したものとみなします。

５．募集期間

令和元年７月19日（金）から令和元年８月31日（土）まで（必着）

６．応募の手続き

応募者は下記に示す書類を作成し、提出してください。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがあります。

（１）提出書類

ア．募集様式：提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にてアイデアを提出してください。

イ．添付書類：アイデアの具体的内容がわかる資料がある場合は併せて提出してください。

なお、電話による応募の受付は致しかねますので、御了承願います。

（２）提出方法

①　電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：g_TPB_GAB_JIJ@mlit.go.jp

②　ＦＡＸの場合

ＦＡＸ番号 03-5253-1639

国土交通省自動車局自動車情報課「IC 自動車検査証の利活用方策」アイデア募集担当あて

③　郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関２－１－３

国土交通省自動車局自動車情報課「IC 自動車検査証の利活用方策」アイデア募集担当あて

（３）提出期限

令和元年８月31日（土）まで（必着）

７．資料入手方法

応募に当たって必要となる資料は「IC 自動車検査証の利活用方策」のアイデア募集サイト(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000038.html)より入手してください。

８．費用負担

アイデアの作成や応募に係る費用は応募者の負担です。あらかじめご了承願います。

９．留意事項

アイデア内容は取りまとめの上、公表させていただきます。また、氏名（法人又は団体及びこれらに所属するプロジェクトチームの場合は名称）についても公表させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、アイデア提出時にその旨をお書き添えください。

10. お問い合わせ先

国土交通省自動車局自動車情報課「IC 自動車検査証の利活用方策」アイデア募集担当
電話番号 03-5253-8111（42104,41146）

IC自動車検査証の利活用イメージ

国土交通省

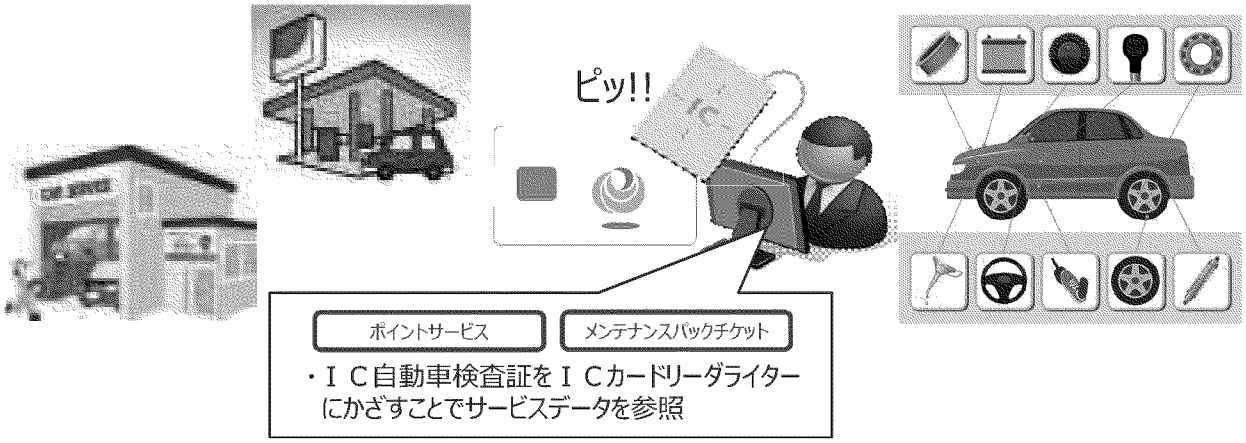
別添１

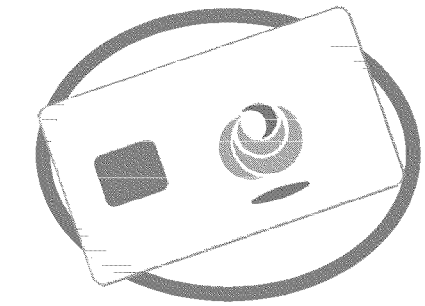
ポイントサービスの基盤

- ✓ 整備工場における点検・整備等に応じたポイントサービス
- ✓ ガソリンスタンドにおけるガソリン購入量、タイヤ交換等に応じたポイントサービス

その他の利活用策

- ✓ 新車販売時に車両の点検サービスをパック販売した際の点検チケット代わりとしてのICチップの活用





官民さまざまなプレイヤーによる利活用を促進

自動車関連産業の生産性向上

自動車ユーザーの利便性向上

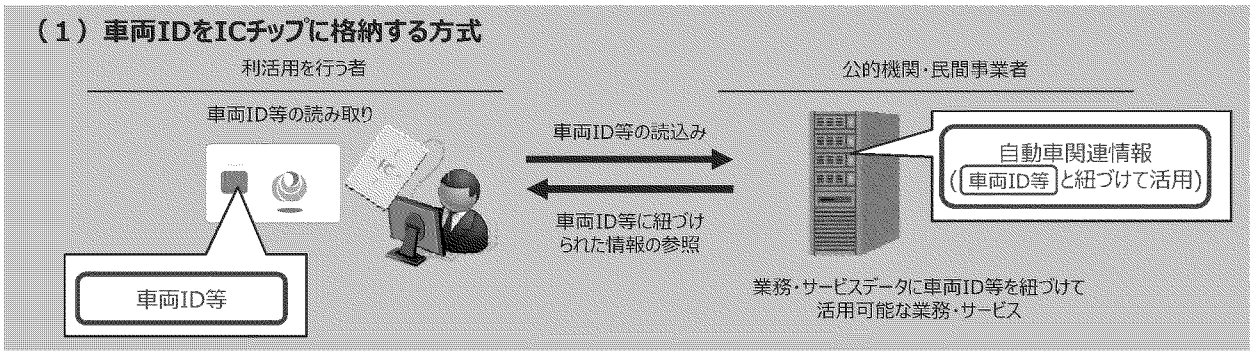
各種行政活動の向上

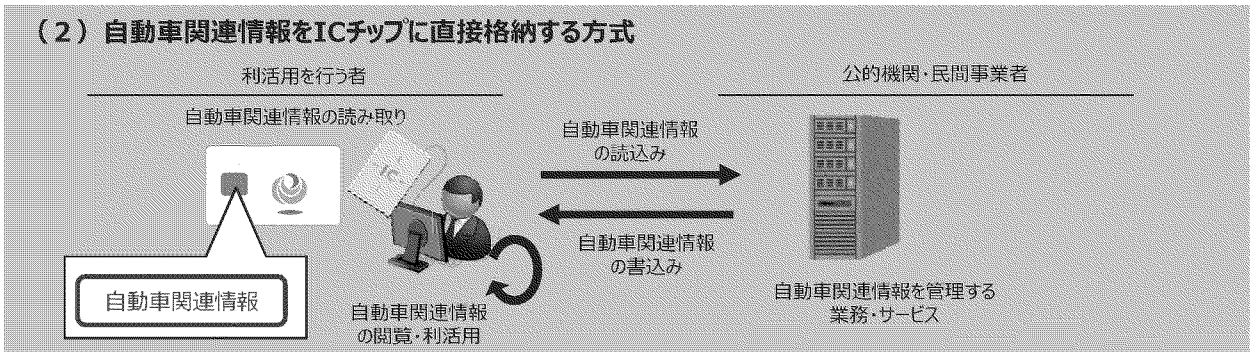
利活用方式（イメージ）

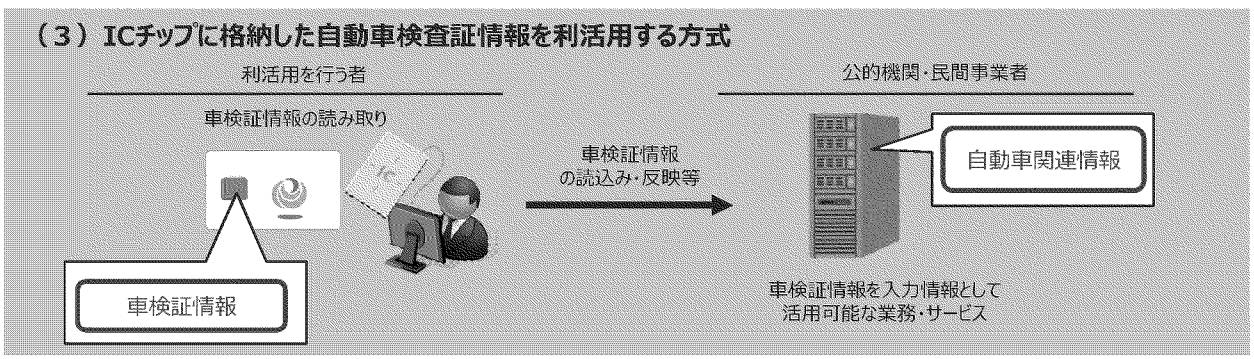
国土交通省
別添２－１

○ IC自動車検査証の利活用方式は、以下の（１）から（３）が想定されるが、これらの方式に限らず、広くアイデアを募集いたします。

方式パターン	説明	備考
（１）車両IDをICチップに格納する方式	ICチップの空き領域に車両を特定する情報（車両ID）を格納して利活用する方式です。 車両IDを基にサーバにアクセスし、読み取ったIDを活用し各種サービスを利用します。	自動車関連情報はサーバで管理
（２）自動車関連情報をICチップに直接格納する方式	ICチップの空き領域に、自動車関連情報を直接格納して利活用する方式です。	自動車関連情報はICチップで管理
（３）ICチップに格納した自動車検査証情報を利活用する方式	ICチップに格納された自動車検査証の情報を読み取り、利活用する方式です。 現在、紙の自動車検査証を用いて入力等を実施している業務においての利活用が想定されます。	－







自動車検査証の利用状況

国土交通省
別添２－２

	利用シーン		利用状況
本人	使用車両の確認		車検の有効期間等の確認等のための利用、保有している運転免許での運転の可否
民間	保険	自賠責保険契約	契約時に車検証情報（車台番号、ナンバー、種別、使用の本拠の位置等）を利用
		任意保険契約	新規契約の際に車検証情報を利用
	自己所有の車両管理		・運送事業者、リース会社等が自社の保有車両の管理のため車検証情報を活用 ・信販会社等が自己名義の車両の管理のため車検証情報を活用
	点検整備、車検		整備事業者等が、点検整備時、車検時に車検証情報を活用。
	流通	買取り査定	買取り査定時に車両の基礎情報として車検証を参照
	自動車の運搬	海上輸送	自動車の輸送の際に車検証を用いて諸元を確認し、積込計画に利用
	自動車の解体		自動車リサイクル法に基づく自動車の解体時における報告記録の際に車検証情報を利用
	ETC		ETCのセットアップの際に車検証情報を利用
	フェリー		フェリー利用料金の適用区分確定のため、車検証を用いて諸元を確認
	駐車場		駐車場の契約時に長さ、幅、高さや「車いす自動車」等の車検証情報を利用
行政等	検査		自動車技術総合機構における検査の際に車検証情報を利用
	ナンバープレートの交付・封印		・ナンバープレートの交付業務において誤交付防止のため、車検証を確認 ・封印取付け時に車検証を用いて現車確認
	許認可（運送事業・道路通行許可等）		運送事業等の許認可（バス、タクシー、トラック等）や道路通行許可の際の添付書類として写しの提出が必要
	徴税（自動車重量税、自動車税、自動車取得税、軽自動車税）		・自動車重量税の徴税事務において原本を確認 ・新車登録時に自動車税、自動車取得税の徴税事務において原本を確認 ・軽自動車の新規検査時に軽自動車税、自動車取得税の徴税事務において原本を確認
	警察活動（交通取締り・交通事故処理・各種許可等）		交通取締り、交通事故処理、各種許可等に当たり必要な情報を確認するため、車検証を確認又は車検証の写しを受領
	公共工事		公共工事の入札時におけるダンプの保有台数の確認のため、車検証を確認

26,乗用車の衝突被害軽減ブレーキ認定結果を初めて公表します！

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平 成 31 年 4 月 23 日
自 動 車 局 技 術 政 策 課

乗用車の衝突被害軽減ブレーキ認定結果を初めて公表します！

～ 8社 152 型式の衝突被害軽減ブレーキを認定 ～

乗用車に搭載された衝突被害軽減ブレーキが一定の性能を有していることを国が認定した結果を公表します。認定を受けた自動車の情報については、国土交通省HPで公表するほか、自動車メーカー等が衝突被害軽減ブレーキの普及促進のための広報活動等に活用することにより、官民連携による普及促進の取組みの一層の推進を図ります。

国土交通省では、高齢運転者による交通事故を防止するために設置された「安全運転サポート車」の普及啓発に関する関係省庁副大臣等会議における中間取りまとめを踏まえ、自動車メーカー等の求めに応じ、乗用車の衝突被害軽減ブレーキが一定の性能を有していることを国が認定する制度を平成30年3月に創設しました。（詳細は別紙1をご参照ください。）

今般、平成30年中に申請のあった自動車について認定審査が終了しましたので、その結果を発表いたします。今回は下記1. のとおり国内メーカー8社から申請のあった152の型式について性能認定を行いました。

また、今回の発表にあわせて、下記2. のとおり自動車メーカー等が衝突被害軽減ブレーキの普及促進のための広報活動等において活用できるロゴマークを作成いたしました。

国土交通省としては、今回の結果も活用しつつ、官民連携による衝突被害軽減ブレーキの普及促進の取組みの一層の推進を図って参ります。

1. 認定を受けた自動車

8社152型式の自動車について、その衝突被害軽減ブレーキが一定の性能を有していることを認定いたしました。（対象車種については別紙2をご参照ください。）

詳細情報は国土交通省HP（http://www.mlit.go.jp/jidosha/AEBS.html）に掲載しています。

2. ロゴマーク

衝突被害軽減ブレーキ及びその認定制度に対する認知度及び関心を高めることを目的として、下記のロゴマークを作成しました。自動車メーカー等においても認定を受けた自動車の情報とともに衝突被害軽減ブレーキの普及促進のための広報活動等に活用することができます。





＊AEBS：衝突被害軽減ブレーキの英名であるAdvanced Emergency Braking Systemの略称

問い合わせ先
自動車局　技術政策課　神志那（こうじな）、池田
代表：03-5253-8111（内線 42255）
直通：03-5253-8591、FAX　03-5253-1639

【別紙１】

衝突被害軽減ブレーキの性能認定制度について

１．制度創設の背景

国土交通省では、高齢運転者による交通事故の防止のために設置された「安全運転サポート車」の普及啓発に関する関係省庁副大臣等会議において、衝突被害軽減ブレーキ等の運転者の安全運転を支援する機能を備えた自動車の普及啓発方策について検討を行い、平成 29 年に中間取りまとめを行った。

当該中間取りまとめにおいて、自動車メーカー等の求めに応じ、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が一定の性能を有していることを国が確認し、その結果を公表する制度の創設について検討することとされたことを踏まえ、昨年、「衝突被害軽減ブレーキの性能認定制度」を以下のとおり創設した。

２．制度の概要

○　国土交通大臣は、下記（１）の自動車について、搭載されている衝突被害軽減ブレーキが下記（２）の性能を有していることを確認し、認定を行う。

（１）対象となる自動車

下記①又は②に該当する自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のもののうち、自動車メーカー等から本制度に係る申請があったもの

① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 75 条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車

② 「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日付国自審第 1255 号）に基づく輸入自動車特別取扱自動車の取扱いを受けた自動車

（２）衝突被害軽減ブレーキの性能

下記①～③の性能を有していること

① 静止している前方車両に対して 50km/h で接近した際に、衝突被害軽減ブレーキによる制動制御により、衝突しない又は衝突時の速度が 20km/h 以下となること。

② 20km/h で同一方向に走行する前方車両に対して 50km/h で接近した際に、衝突被害軽減ブレーキによる制動制御により、衝突しないこと。

③ ①及び②の衝突被害軽減ブレーキによる制動制御の少なくとも 0.8 秒前までに、衝突のおそれがある前方車両の存在を運転者に知らせるための警報が作動すること。

○　上記の認定を受けた自動車に係る情報については、国土交通省ＨＰで公表するほか、自動車メーカー等が、衝突被害軽減ブレーキの普及促進のための広報活動等において当該情報を活用することができることとする。

３．結果の公表

認定を受けた時期等以降に公表可能なものから、原則毎月１日に国土交通省 HP において公表する。ただし、平成 30 年中に申請のあった自動車については、その全ての認定結果が判明した時期以降に一斉に公表する。

別紙2

認定車両一覧（平成31年4月23日現在）

車名	通称
スズキ	アルト、イグニス、エスクード、クロスビー、 ジムニー、スイフト、スペーシア、ソリオ、 ハスラー、ランディ、ワゴンR
SUBARU	インプレッサ、シフォン、ジャスティ、ステラ、 ディアス、フォレスター、プレオプラス、 レヴォーグ、レガシィ、WRX、XV
ダイハツ	アトレーワゴン、ウェイク、キャスト、タント、 トール、ブーン、ミライース、ミラトコット、 ムーヴ、ムーヴキャンバス
トヨタ	アクア、カムリ、クラウン、タンク、パッソ、 プリウス、プリウスPHV、ルーミー、C－HR
日産	エクストレイル、エルグランド、シーマ、ジューク、 スカイライン、セレナ、デイズ、デイズルークス、 ノート、フーガ、リーフ
ホンダ	インサイト、CR－V、 N－BOX／N－BOX　Custom
マツダ	アテンザ、キャロル、デミオ、フレア、 フレアクロスオーバー、フレアワゴン、 ロードスター、CX－3、CX－5、CX－8
三菱	eK、eK　SPACE

合計　8社67車種152型式

27,日本が主導してきた自動運転技術に関する国際ルールが国連で同意！

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和元年 6 月 28 日
自動車局技術政策課

日本が主導してきた自動運転技術に関する国際ルールが国連で合意！

～衝突被害軽減ブレーキの国際基準の成立～

国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP29*）第 178 回会合において、「車両及び歩行者に対して所定の制動要件を満たすこと」などを要件とする、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）の国際基準が成立しました。

また、自動運転車の国際的なガイドライン及び基準策定スケジュールを含む、自動運転のフレームワークドキュメントが合意されました。

* WP29 は自動車安全・環境基準の国際調和と認証の相互承認を多国間で審議する唯一の場であり、日本も積極的に参画しています（別紙１参照）。今次第 178 回会合は 6 月 24 日から 28 日にスイス・ジュネーブにて開催されました。

１．乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）の国際基準の成立（別紙２参照）

日本は、乗用車等の AEBS の国際基準に関する検討を行う分科会の共同議長として議論を主導してきましたところ、今般、国際基準が成立しました。同基準は、来年１月に発効が見込まれています。

わが国では、本年 6 月 18 日に開催された「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」において「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」がとりまとめられたところです。今後、今般成立した国際基準の発効を受け、当該緊急対策に基づき、国内基準を策定するとともに、本年内を目途に、新車を対象とした AEBS の義務づけについて結論を得る予定です。


＜国連ＷＰ29 における会議の様子＞

２．　自動運転のフレームワークドキュメントの合意（別紙３参照）

日本は、自動運転車の国際的なガイドライン、優先検討項目に係る基準策定スケジュール等から構成される自動運転のフレームワークドキュメントについて、米国・欧州等とともに、作成を主導してきましたところ、今般、合意されました。

また、優先検討項目に係る具体的な基準策定を進めるための会議体が新たに設置されるなど検討体制の拡充にも合意されたところ、日本は、共同議長等の役職を担うなど、引き続き、自動運転の国際基準作りにおける議論を主導して参ります。

【参考資料】

（別紙１）国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）及び各協定の概要
（別紙２）乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）の国際基準
（別紙３）自動運転のフレームワークドキュメント及び国際基準検討体制

【お問い合わせ先】
自動車局 技術政策課　猪股、森本、竹村
代表：03-5253-8111（内線 42257）
直通：03-5253-8591、FAX ：03-5253-1639

自動車基準調和世界フォーラム(WP29)の概要

国土交通省
【別紙1】

1. 自動車基準調和世界フォーラムの目的

安全で環境性能の高い自動車を容易に普及させる観点から、自動車の安全・環境基準を国際的に調和することや、政府による自動車の認証の国際的な相互承認を推進することを目的としている。

2. 自動車基準調和世界フォーラムの組織

自動車基準調和世界フォーラムは、国連欧州経済委員会(UN/ECE)の下にあり、傘下に六つの専門分科会を有している。分科会で技術的、専門的検討を行い、検討を経た基準案の審議・採決を行っている。

3. 自動車基準調和世界フォーラムのメンバー

欧州各国、1地域(EU)に加え、日本、米国、カナダ、オーストラリア、南アフリカ、中国、インド、韓国等(日本は1977年から継続的に参加)、また、非政府機関(OICA(国際自動車工業会)、IMMA(国際二輪自動車工業会)、ISO(国際標準化機構)、CLEPA(欧州自動車部品工業会、SAE(自動車技術会)等)も参加している。

4. 自動車基準調和世界フォーラムの主な活動内容

次に掲げるそれぞれの協定に基づく規則の制定・改正作業を行うとともに、それぞれの協定の管理・運営を行う。

- 「国連の車両等の型式認定相互承認協定(略称)」(1958年協定)
- 「国連の車両等の世界技術規則協定(略称)」(1998年協定)



1958年協定、1998年協定について

国土交通省
【別紙１】

「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（1958年協定）

１．協定の目的

１９５８年に締結された国連の多国間協定であり、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

２．加入状況

令和元年（2019年）6月現在、55か国、1地域（EU）が加入。
日本は、平成10年（1998年）11月24日に加入。
ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（EU）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア
（下線はEU加盟国、□はアジア諸国）



３．基準の制定状況

令和元年（2019年）6月現在、149項目の協定規則（UN Regulation）を制定。

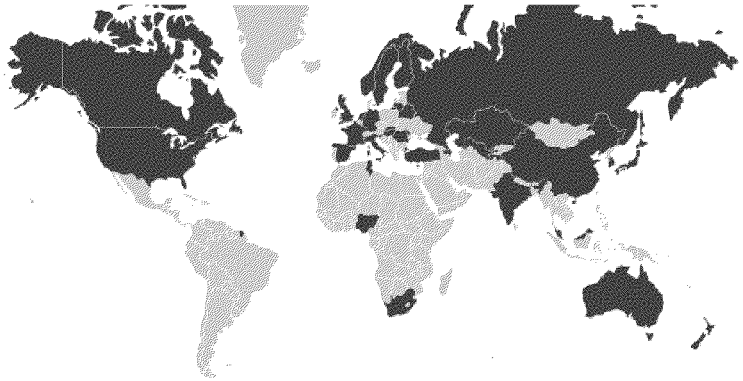
「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定」（1998年協定）

１．協定の目的

自動車とその部品の安全性と環境レベルの向上や国際流通の円滑化を図る観点から、世界の知見を活かした装置毎の技術基準の策定及び当該基準の1958年協定に基づく規則や各国法規への導入による基準の国際調和を目的とした協定であり、日米EUが主体的にその原案を作成し、国連において、平成10年（1998年）に採択された。

２．加入状況

令和元年（2019年）6月現在、37か国、1地域（EU）が加入。
日本は、平成11年（1999年）8月3日に加入。
カナダ、米国、日本、フランス、イギリス、欧州連合（EU）、ドイツ、ロシア、中国、韓国、イタリア、南アフリカ、フィンランド、ハンガリー、トルコ、スロベニア、スロバキア、ニュージーランド、オランダ、アゼルバイジャン、スペイン、ルーマニア、スウェーデン、ノルウェー、キプロス、ルクセンブルク、マレーシア、インド、リトアニア、モルドバ、チュニジア、オーストラリア、カザフスタン、タジキスタン、ベラルーシ、サンマリノ、ウズベキスタン、ナイジェリア
（下線はEU加盟国、□はアジア諸国）



３．基準の制定状況

令和元年（2019年）6月現在、20項目の世界統一技術規則（UNGTR）を制定。

自動運転の実現に向けた今後の国土交通省の取り組み（2018年12月）

国土交通省

1. 自動運転の実現に向けた環境整備

（１）車両に関する安全基準の策定、制度整備

① 国際的な協力の主導

G7交通大臣会合等の場を活用し、我が国が主導して、国際的な協力の下で自動運転の早期実用化に向けた取組みを推進する。



G7交通大臣会合

② 自動運転車両の安全基準等の策定

・国連において、引き続き我が国が議論を主導し、**自動運転に係る車両安全基準の策定に向けた検討**を進める。
　- 乗用車の自動ブレーキの基準、サイバーセキュリティ対策の基準 等

・レベル３以上の**自動運転車両が満たすべき安全性についての要件や安全確保のための各種方策**について整理し、**2018年9月にガイドラインを公表**。

③ 自動運転技術に対応する自動車整備・検査の高度化

・整備工場が先進技術の点検整備を適切に実施する環境を整備。
・**自動運転技術に対応する新たな検査手法を検討し、2018年度中に最終とりまとめ予定。**

④ 総合的な安全確保に必要な制度の検討

交通政策審議会の下に小委員会を設置し、**設計・製造過程から使用過程にわたる総合的な安全確保策**を検討。パブリックコメントを経て、**2019年1月にとりまとめ予定。**

（２）自動運転の実現に向けた制度・環境整備

① 自動運転における損害賠償責任の検討

「自動運転における損害賠償責任に関する研究会」にて、運行供用者責任の維持等の方針を公表（2018年3月）、**引き続き保険会社等から自動車メーカー等に対する求償に資する記録装置や原因究明の在り方について検討中。**

② 自動運転車の運送事業への導入に係る検討

・**無人自動運転車両を導入する場合に従来と同等の安全性・利便性を担保するために、運送事業者が対応すべき事項等**について、**2018年度中にガイドラインとしてとりまとめる。**

③ 3次元地理空間情報基盤の整備

・自動運転に必要となる**高品質な3次元地図やリアルタイム高精度測位に関する技術検討**を行う。

2. 自動運転技術の開発・普及促進

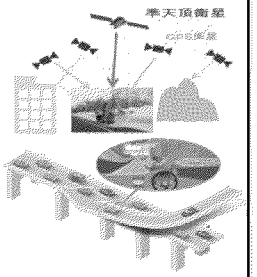
（１）車両技術

・自動ブレーキなど一定の安全運転支援機能を備えた車**「安全運転サポート車（サポカーS）」の普及啓発・導入促進**を図る（自動ブレーキの新車乗用車搭載率：77.8%【2017年】）。
・自動ブレーキが一定の性能を有していることを国が確認し結果を公表する**自動ブレーキの性能評価・公表制度を創設し、2018年度から実施中。**

（２）道路と車両の連携技術

① 自動運転を視野に入れた除雪車の高度化

運転制御・操作支援の機能を備える**高度化された除雪車の開発**を推進し、高速道路に加え、**今冬から一般道路での実証実験を実施**する。



② 高速道路の合流部等での情報提供による自動運転の支援

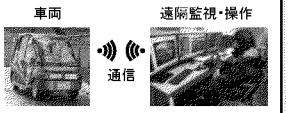
高速道路の合流部等での自動運転を支援する道路側からの情報提供の仕組等について、**2018年1月から開始した官民共同研究を進める。**

3. 自動運転の実現に向けた実証実験・社会実装

（１）移動サービスの向上

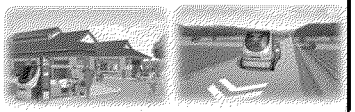
① ラストマイル自動運転による移動サービス

全国４箇所において、**１名の遠隔監視・操作者が複数車両を担当する自動運転技術の検証や社会受容性の実証評価等**を行う。



② 中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービス

自動走行に対応した**道路空間の基準等の整備やビジネスモデル構築**のため、**長期間（１～２ヶ月間）のより実践的な実験**を行う。

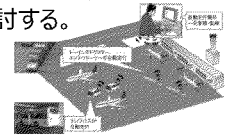


③ 都市交通における自動運転技術の活用方策に関する検討

都市交通における自動運転技術の活用を図るため、2018年度よりニュータウンにおける自動運転サービスや基幹的なバスにおける実証実験等を通じた都市交通のあり方を検討する。

④ 空港における自動運転実証実験 ※空港の制限区域内を走行するバスの総称

空港の地上支援業務に用いる車両の自動運転を実現するため、**2018年度は、**官民連携による**空港内ランプバス※等を対象とした空港内実証実験**を行う。



⑤ 自動バレーパーキング

2018年度に実証実験を実施し、関係者の合意形成等を進めていく。



⑥ 次世代型交通ターミナルの整備

自動運転等の最先端モビリティの乗降場を集約した次世代ターミナルの整備を推進する。

（２）物流の生産性向上

トラックの隊列走行について、**2018年度に後続無人隊列システムの実証実験（後続有人状態）**を行うとともに、**新しい物流システムに対応した高速道路インフラの活用について、具体的な検討を進める。**

自動運転のフレームワークドキュメント及び国際基準検討体制

国土交通省
【別紙３】

○ 2019年6月の国連WP29（自動車基準調和世界フォーラム）において、日本が米国・欧州等と主導して作成した自動運転のフレームワークドキュメント（自動運転車の国際的なガイドラインと基準策定スケジュール等により構成）が合意された。
○ また、具体的な基準策定を進めるために、データ記録装置や自動運転に求められる機能に関する要件を検討する会議体が新たに設置されるなど検討体制の拡充にも合意されたところ。
○ 日本としては、新たに設立された会議体においても共同議長等の役職を担うなど、引き続き自動運転の国際基準作りにおける議論を主導していく。

自動運転のフレームワークドキュメントの概要

●自動運転車の安全目標

「許容不可能なリスクがないこと」、すなわち、自動運転車の走行環境条件において、自動運転システムが引き起こす人身事故であって合理的に予見される防止可能な事故が生じないこと

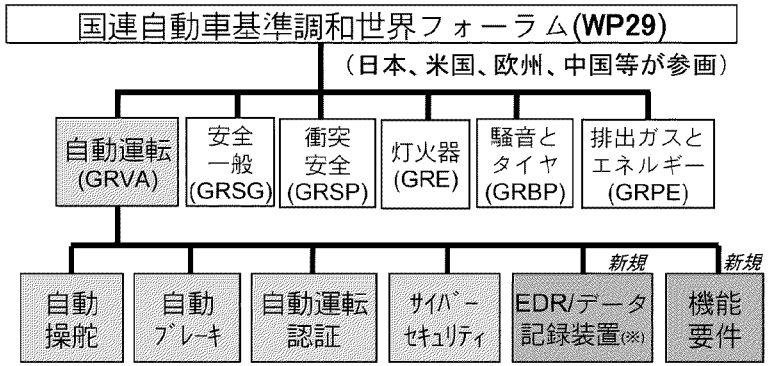
●具体的な項目

A	自動運転システムの安全性
B	フェールセーフ対応
C	HMI、ドライバーモニタリング
D	対象物・事象検知
E	走行環境条件
F	自動運転システムの安全性能確認手法
G	サイバーセキュリティ
H	ソフトウェアアップデート
I	イベントデータレコーダー（EDR）とデータ記録装置

●主な基準策定スケジュール

2020年3月までに、高速道路における自動車線維持走行（レベル3）の基準案を作成

自動運転技術に係る国際基準検討体制



自動運転技術に係る主な会議体	日本の役職
自動運転専門分科会（GRVA）	副議長
自動操舵専門家会議	議長(独と共同)
自動ブレーキ専門家会議	議長(ECと共同)
自動運転認証専門家会議	議長(蘭、加と共同)
サイバーセキュリティ専門家会議	議長(英と共同)
新規 EDR/データ記録装置専門家会議	議長(蘭、米と共同)
新規 機能要件専門家会議	テクニカルセクレタリ

※EDRの担当であるGRSGと、データ記録装置の担当であるGRVAでの合同会議体として運営される

28,地方運輸局職員採用試験（技術系社会人経験者）の実施について

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表:
北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、
北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、
中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局

令和元年6月24日
大臣官房人事課
鉄道局技術企画課
自動車局技術政策課

地方運輸局職員採用試験（技術系社会人経験者）の実施について

地方運輸局では、自動運転車等先進技術に対応した自動車・鉄道技術行政の体制を強化するため、社会人経験者を対象として技術系職員への採用希望者を令和元年７月１６日より８月３０日までの間、募集します。

国土交通省地方運輸局技術系職員は、自動車検査証の交付、自動車整備工場の認証・指定や、鉄道施設・車両の審査・検査、鉄道事故に関する調査支援・指導等の業務を担当しています。

昨今の自動車分野における自動運転等先進技術の開発・普及の進展や鉄道分野における無線による列車制御等の様々な先進技術の開発の状況等を踏まえ、国土交通省地方運輸局では多様な人材を確保することで、最新技術に対応した更なる体制の充実を図るべく、社会人経験の豊富な係長級職員の採用を目的とした選考採用試験を各地方運輸局において実施します。

募集の概要は次のとおりですが、詳細は添付受験案内及び各地方運輸局のホームページをご参照ください。

１．応募資格

高校卒業後、企業、官公庁等での正社員・正職員としての勤務経験が、平成３１年４月１日現在で１１年（高等専門学校、専修学校又は短期大学を卒業した者にあっては９年、大学を卒業、大学院を修了又は専修学校の専門課程を修了し高度専門士の称号が付与された者にあっては７年）以上ある方。

２．採用予定数

（１）自動車関係:下表のとおり採用を予定(九州運輸局では試験の実施はありません)。

運輸局	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国
採用予定数	2	3	8	1	3	3	1	2

（２）鉄道関係：関東運輸局及び九州運輸局において、それぞれ１名の採用を予定。

３．勤務地

各地方運輸局本局又は管内の運輸支局

４．選考方法

書類選考、作文試験、基礎能力・専門試験及び面接試験

＜お問い合わせ先＞
（国土交通省の採用全般について）
大臣官房人事課　課長補佐　北川　TEL:(03)5253-8111（内線 21-239）
（運輸局の経験者採用について）
自動車局技術政策課　課長補佐　高井、吉池　TEL:(03)5253-8111（内線 42-202、42-259）
鉄道局技術企画課　課長補佐　中谷、水野　TEL:(03)5253-8111（内線 40-703、40-702）

参考　募集ポスター

運輸局職員募集

社会人経験者
選考採用



身近な交通の安全を守る

自動車・鉄道分野に技術者としての経験を活かしませんか

募集要項

職務内容：地方運輸局における自動車又は鉄道関係業務

（自動車関係）
自動車の検査、自動車整備事業の育成や指導・監督に係る業務

（鉄道関係）
鉄道施設・車両の審査・検査や鉄道事業者に対する指導・監督に係る業務

応募資格：以下の条件をすべて満たす者

- 高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学若しくは大学院において、電気電子情報、機械、材料工学、土木、建築、物理、化学、農学又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了した者
- 高等学校を卒業後、民間企業、官公庁、国際機関等において、正社員・正職員として従事した職務経験が平成31年4月1日現在で通算11年（高等専門学校、専修学校又は短期大学を卒業した者にあっては9年、大学卒業又は大学院を修了した者若しくは専修学校の専門課程を修了し高度専門士の称号が付与された者にあっては7年）以上となる者

勤務地：北海道、東北、関東、北陸信越、中部、近畿、四国、中国、九州の各地方運輸局本局又は管内の運輸支局

応募方法：電子メールにより必要書類（履歴書、職務経歴書、作文）を、採用を希望する運輸局宛に送付して下さい。

受付期間：**令和元年7月16日（火）～8月30日（金）18時**（受信有効）

選考日程：**第1次選考**
（書類選考（履歴書、職務経歴書、作文））：令和元年8月

第2次選考
（高卒程度基礎能力試験及び専門試験）：令和元年9月17日（火）

第3次選考
（面接試験）：令和元年10月7日（月）又は8日（火）

最終合格発表：令和元年10月18日（金）

その他：受験案内、応募書類の送付先やお問い合わせ先は、各運輸局のホームページをご覧下さい。

国土交通省

29,ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートについて

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令 和 元 年 8 月 1 日
自動車局自動車情報課

ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレート
ウェブ申込みは 11 月 12 日まで、窓口申込みは 11 月 29 日まで

～大会開催まで 50 日！みんなでつけて、みんなで応援！～

アジア初のラグビーワールドカップが我が国で開催されることを記念して、大会開催の機運を盛り上げる観点から、平成29年4月3日より交付しておりますラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートについて、申込み受付の終了日が近づいてまいりました。ご希望の方はウェブ又は窓口でお申し込みください。



図柄入りナンバー（寄付金付き）　　ロゴ付きナンバー

１．受付終了日

窓口申込み　：令和元年１１月２９日（金）まで
※新たに抽選対象希望番号を申込む場合は１１月１５日（金）まで
ウェブ申込み：令和元年１１月１２日（火）２４時まで

２．申込方法

ご自身でウェブサイト（http://www.graphic-number.jp）でお申込みできます。
もしくは、お近くのディーラー・整備工場・行政書士にご相談ください。
ご不明な点は、最寄りの運輸局・運輸支局等にお問合せください。

３．対象車両

新車・中古車の購入時だけでなく、現在お乗りの車も番号を変更することなく交換できます。

４．寄付金による大会開催支援

1,000 円以上の寄付をして頂きますと図柄入りナンバーを選択することができます。
この寄付金は、大会会場への輸送力増強等に充てられます。

５．料金

ナンバープレートの交付料金は地域により異なります。詳しくは特設サイトをご覧下さい。
（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000033.html）

６．記念保存

ご希望の方は、特別仕様ナンバープレートを使用終了後に、不正使用防止のための穴を開けた上で、記念品として保存することができます。

【問い合わせ先】
自動車局　自動車情報課　浪川、尼寺、青柳、中山
電話：03-5253-8111（内線：41145、42103）直通：03-5253-8588　FAX：03-5253-1639

30,（軽）持込検査を受ける認証工場の皆様へ

持込検査を受ける認証工場の皆様へ

平成31年4月から、軽自動車においても自動車（予備）検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記入をお願いいたします。

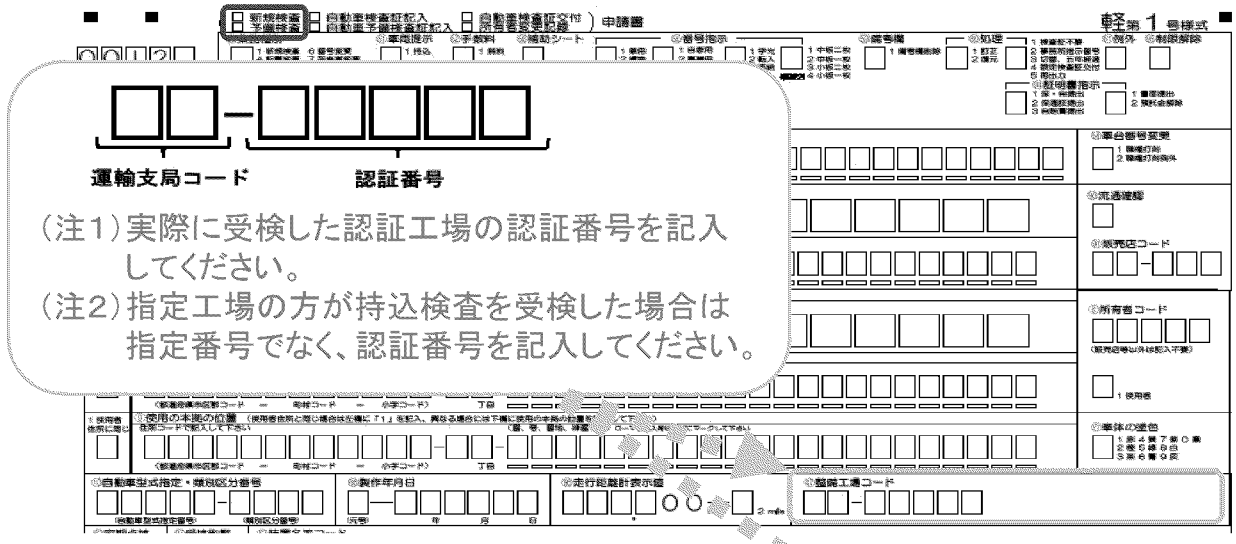
なお、<u>認証番号の記入は必須です。</u>

対象手続き

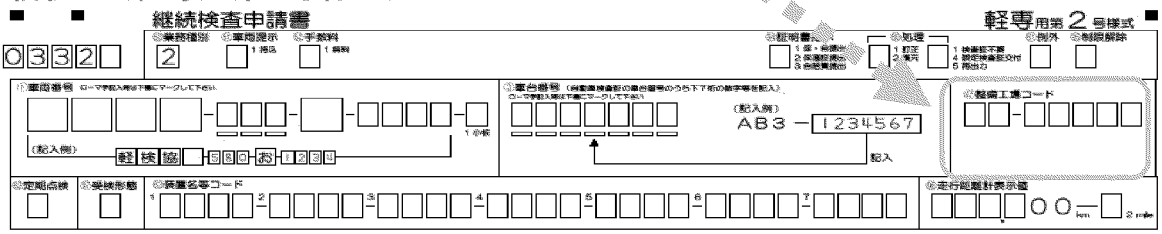
- 新規検査（中古に限る）・予備検査（中古に限る）・継続検査

※構造等変更検査は対象外です。

新規検査・予備検査（軽第1号様式）



継続検査（軽専用第2号様式）



※指定工場で車検を実施した場合は、従来のとおり「指定番号」での記入になります。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

振興会・商工組合関係

日整連第３１－１１９号
令和元年６月１０日

各　自動車整備振興会　専務理事　殿

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
専務理事　　木場宣行
（公印省略）

軽自動車検査協会の事務所構内における死亡事故等について

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本年４月２６日に軽自動車検査協会（以下:軽検協）の宮城管内事務所構内において、歩行者と自動車が接触したことによる死亡事故が発生しました。また、下記のとおり、今年度に入り軽検協事務所構内において、アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故も４件発生していることから、軽検協より別添のとおり事故防止について周知依頼がありましたのでお知らせします。

つきましては、軽検協事務所構内において歩行者等に注意し徐行運転行うとともに事故防止に努めるよう貴会傘下会員事業者に対し周知方お願いいたします。

なお、軽検協が作成しました注意喚起のチラシ（参考）を日整連ニュース７月号に掲載することを申し添えます。

記

【３１年度発生した４件の事故概要】

１件目（４月１２日発生、駐車場でユーザーによる事故）
【概要】検査終了後、駐車場へ車両を停車しようとした際、踏み間違えによりスロープ手すりに衝突したもの。

２件目（５月９日発生、検査コースで代行業者による事故）
【概要】BSH テスタへ車両を乗り入れる際、踏み間違えにより前方ドライブオンリフト支柱へ衝突したもの。

・３件目（５月１５日発生、検査コースで認証業者による事故）

【概要】ABSH テスタ上で待機中の車両が前方へ進入する際、踏み間違えにより前方車両に衝突し、衝突後も気持ちが動転しアクセルペダルを踏んだまま、ペダルを離すことが出来なかったとのこと。

・４件目（５月２０日発生、検査待機レーンで代行業者による事故）

【概要】待機レーン最後尾に並ぶ際、踏み間違えにより前方車両に衝突したもの。

以上

（本件に関する問い合わせ：日整連 事業部 志村、小山）

別　添

2019軽検経第233号
令和元年5月30日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
事業部長　殿

軽自動車検査協会経営企画部
経営企画部長

当協会の宮城管内事務所構内における死亡事故について（依頼）

平素より当協会の検査業務にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

今般、当協会事務所構内において、自動車と歩行者が接触し歩行者が死亡する事故が発生しました。

事故の状況は別紙のとおりですが、駐車スペース外に一時駐車させ、受付け窓口に向かっていた被害者に、構内出口に向かって走行していた軽自動車が接触したものです。

また、今年度に入りアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故も多発しておりますので、なお一層の事故防止に向け注意喚起を行って参ります。

つきましては、当協会を利用する貴会傘下会員の皆様に事故防止について周知していただきたくご協力をお願いいたします。

別紙

軽自動車検査協会構内で発生した死亡事故概要

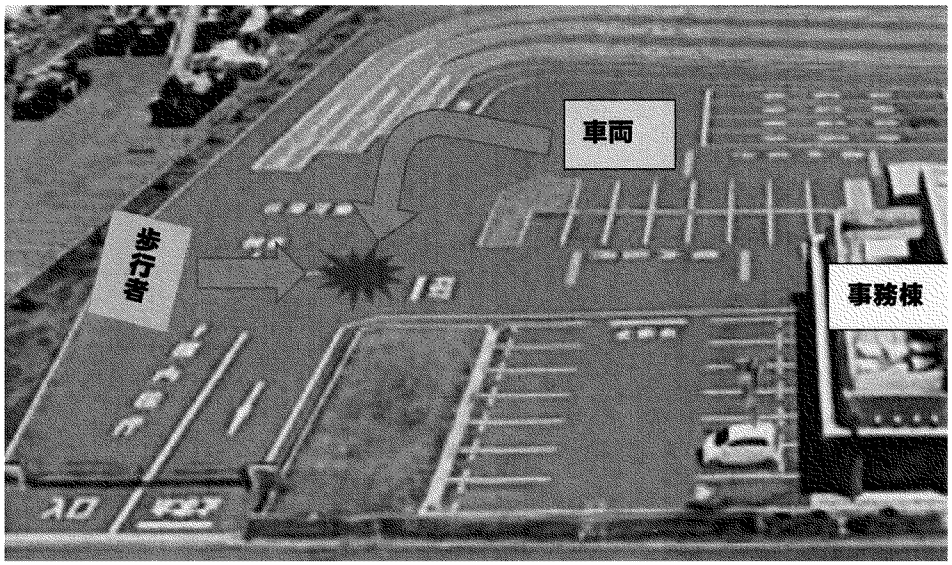
１．発生日時　平成３１年４月２６日（金）午前１０時頃

２．発生場所　宮城管内事務所 構内 検査待機コース入り口付近

３．当 事 者　被害、加害者ともに整備事業者

４．被害状況　搬送先の病院で翌日死亡

５．事故状況　被害者は、検査のため来所し検査待機コース付近に受検車両を一時停車させ、検査受付けのために窓口へ向かっていたところ、構内から退出しようと出口に向かって走行してきた軽自動車と出会頭に接触したもの。



参　考

構内徐行にご協力ください！

平成３１年４月２６日、軽自動車検査協会構内駐車場において歩行者と自動車が接触したことによる死亡事故が発生しました。

事業者様へのお願い

当協会利用時の車両運行に際して、これまで以上に歩行者等に注意し**徐行運転**に努めていただきますようお願いいたします。

駐車スペース以外の駐車に関しても、思わぬ事故の原因となりますので控えていただくようお願いいしします。

また今年度に入り**アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故**が４件発生しております。細心の注意を払って運転していただきますよう、かさねてお願いいたします。



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

1,平成30年度 自動車分解整備業実態調査結果の概要について

平成 31 年 1 月 22 日

平成３０年度　自動車分解整備業実態調査結果の概要について

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
調査企画部　調査企画課

この度、平成 30 年度の自動車分解整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

１．目的

本調査は、自動車分解整備業の現状及び経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施するものです。

２．調査時点

平成 30 年 6 月末現在。売上高等については、平成 30 年 6 月末に最も近い決算期分。

３．調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車分解整備事業者(平成 30 年 6 月末時点 91,883 事業場)のうち約 2 割を対象(有効回答数は全事業場の約 1 割)として調査を行いました。

平成 30 年度調査における総整備売上高は 5 兆 5,295 億円となり、前年度と比較すると 420 億円増(0.8%増)と 2 年連続の増加となりました。

なお、詳細の分析は 3 月発刊予定の「平成 30 年度版自動車整備白書」に掲載する予定です。

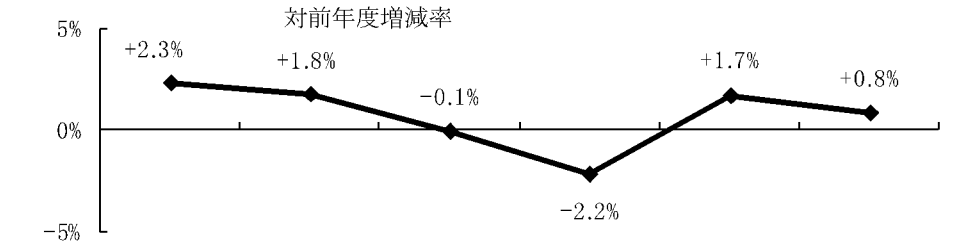
注）1. 専　　業：自動車整備業の売上高が総売上高の 50%をこえる事業場
2. 兼　　業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の 50%以上を占める事業場（ディーラーを除く。）
3. ディーラー：自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場
4. 自　　家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

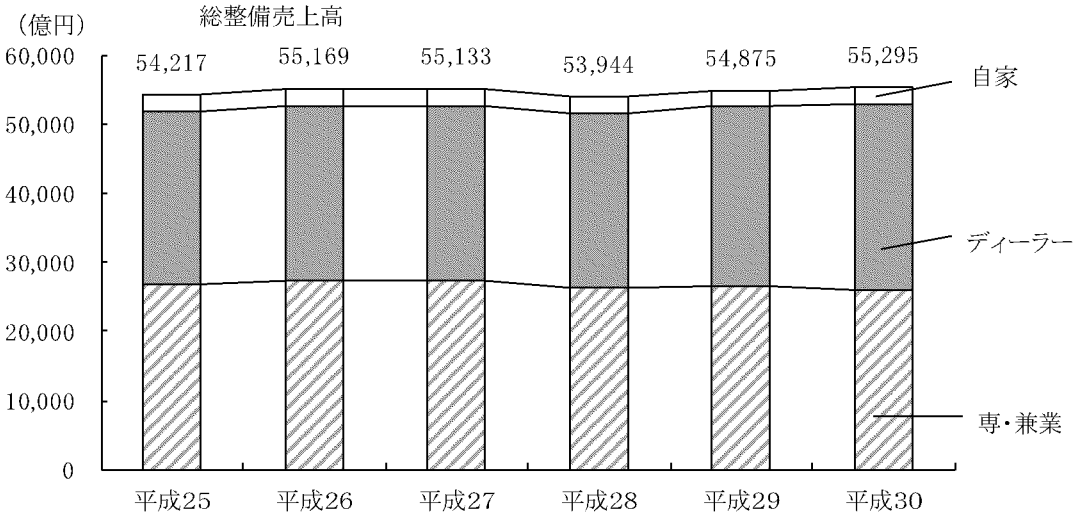
（1）総整備売上高

直近6年間の総整備売上高をみると、平成25～26年度は2年連続の増加、平成27～28年度は2年連続の減少と推移してきましたが、平成30年度調査では2年連続の増加となりました。

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が481億円減(1.8%減)、ディーラーが780億円増(3.0%増)、自家が121億円増(5.6%増)となり、専・兼業のみ減少しました。

作業内容別では、「車検整備」が1.3%増、「定期点検整備」が0.8%増、「その他整備」が2.9%増加しましたが、「事故整備」が3.7%減少しました。





業態＼調査年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	30-29	30/25
専・兼業	26,748	27,523	27,402	26,285	26,558	26,077	-481	-2.5%
	+4.0%	+2.9%	-0.4%	-4.1%	+1.0%	-1.8%		
専 業	20,322	20,968	20,224	19,751	19,947	19,364	-583	-4.7%
	+4.1%	+3.2%	-3.5%	-2.3%	+1.0%	-2.9%		
兼 業	6,426	6,555	7,178	6,534	6,611	6,713	+102	+4.5%
	+3.7%	+2.0%	+9.5%	-9.0%	+1.2%	+1.5%		
ディーラー	25,105	25,195	25,364	25,355	26,147	26,927	+780	+7.3%
	+0.1%	+0.4%	+0.7%	-0.04%	+3.1%	+3.0%		
自家	2,364	2,451	2,367	2,304	2,170	2,291	+121	-3.1%
	+8.2%	+3.7%	-3.4%	-2.7%	-5.8%	+5.6%		
合計	54,217	55,169	55,133	53,944	54,875	55,295	+420	+2.0%
	+2.3%	+1.8%	-0.1%	-2.2%	+1.7%	+0.8%		

(単位・億円)

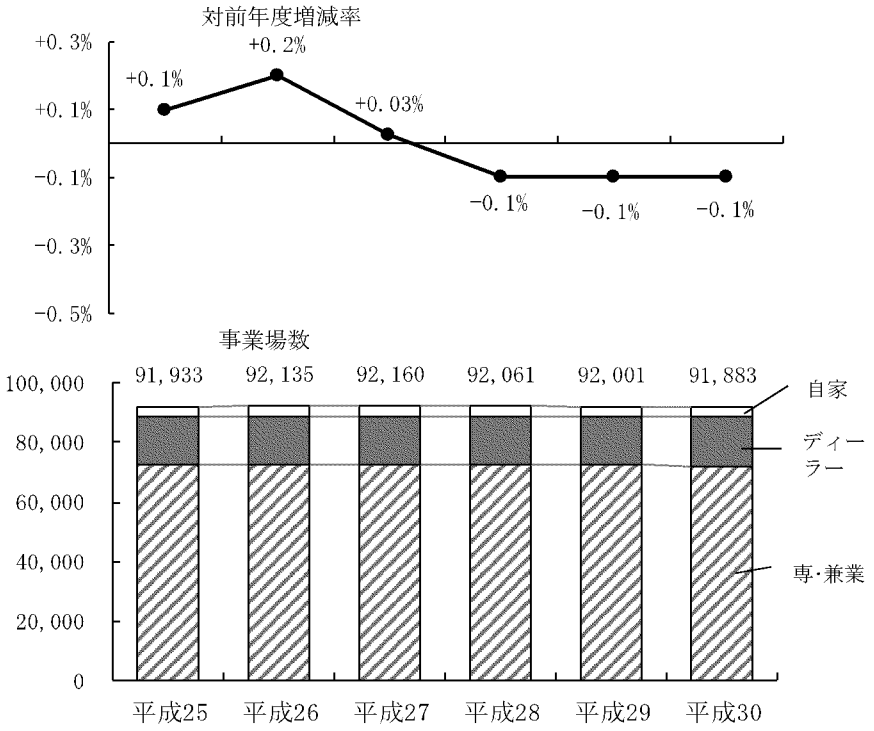
業態＼作業内容		車検整備			定期点検整備				事故整備	その他整備	合計
		2年	1年	小計	1年	6ヶ月	3ヶ月	小計			
専・兼業	売上高	8,092	3,986	12,078	491	150	350	991	5,213	7,795	26,077
	増減額	−179	−60	−239	−53	+17	−15	−51	−171	−20	−481
	増減比	−2.2%	−1.5%	−1.9%	−9.7%	+12.8%	−4.1%	−4.9%	−3.2%	−0.3%	−1.8%
専業	売上高	5,635	3,389	9,024	310	116	310	736	3,931	5,673	19,364
	増減額	−309	−22	−331	−49	+16	−9	−42	−78	−132	−583
	増減比	−5.2%	−0.6%	−3.5%	−13.6%	+16.0%	−2.8%	−5.4%	−1.9%	−2.3%	−2.9%
兼業	売上高	2,457	597	3,054	181	34	40	255	1,282	2,122	6,713
	増減額	+130	−38	+92	−4	+1	−6	−9	−93	+112	+102
	増減比	+5.6%	−6.0%	+3.1%	−2.2%	+3.0%	−13.0%	−3.4%	−6.8%	+5.6%	+1.5%
ﾃﾞｨｰﾗｰ	売上高	7,486	1,400	8,886	2,046	323	188	2,557	5,116	10,368	26,927
	増減額	+269	+67	+336	+111	+62	+5	+178	−244	+510	+780
	増減比	+3.7%	+5.0%	+3.9%	+5.7%	+23.8%	+2.7%	+7.5%	−4.6%	+5.2%	+3.0%
自家	売上高	734	309	1,043	62	25	15	102	454	692	2,291
合計	売上高	16,312	5,695	22,007	2,599	498	553	3,650	10,783	18,855	55,295
	増減額	+179	+98	+277	+20	+59	−51	+28	−412	+527	+420
	増減比	+1.1%	+1.8%	+1.3%	+0.8%	+13.4%	−8.4%	+0.8%	−3.7%	+2.9%	+0.8%

（単位・億円）

（２）事業場数

調査時点における事業場数は 91,883 事業場で、前年度と比較すると 118 事業場減(0.1%減)と 3 年連続の減少となりました。

指定工場数は30,075事業場で、前年度と比較すると92事業場増(0.3%増)となりました。



（３）整備関係従業員数

整備関係従業員数は535,418人で、前年度と比較すると1,139人増(0.2%増)となっています。

（４）整備要員数及び整備士数

整備要員数は399,374人で、前年度と比較すると343人減(0.1%減)となっています。

整備士数は338,438人で、前年度と比較すると2,078人増(0.6%増)となり、整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は84.8%で0.7ポイント増加しています。

なお、整備士数は平成24年度以降、減少傾向が続いておりましたが、2年連続で増加しました。

※参考：内数として、女性整備要員数は17,323人(559人減)、女性整備士数は10,605人(303人減)、総整備要員数に占める女性整備要員数の割合は4.3%、整備士数に占める女性整備士数の割合は3.1%

（５）整備要員１人当り年間整備売上高

整備要員１人当り売上高(自家除く)は13,936千円で、前年度と比較すると0.6%増となっています。なお、業態別では以下の通りです。

専・兼業	9,866千円(1.5%減)
ディーラー	23,212千円(2.5%増)

（６）整備要員平均年齢

整備要員平均年齢(自家除く)は45.3歳で、前年度と比較すると0.3歳上昇しました。

（７）整備要員１人当り年間平均給与

整備要員１人当り年間平均給与(自家除く)は3,911千円となり、前年度と比較すると0.9%増となっています。

別紙

自動車整備業の概要

項目＼調査年度			平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	30／29
1. 総整備売上高 ※（億円）			54,217	55,169	55,133	53,944	54,875	55,295	100.8 %
	専・兼業		26,748	27,523	27,402	26,285	26,558	26,077	98.2 %
		（比率、%）	(49.3)	(49.9)	(49.7)	(48.7)	(48.4)	(47.2)	
	専業		20,322	20,968	20,224	19,751	19,947	19,364	97.1 %
		（比率、%）	(37.5)	(38.0)	(36.7)	(36.6)	(36.3)	(35.0)	
	兼業		6,426	6,555	7,178	6,534	6,611	6,713	101.5 %
		（比率、%）	(11.9)	(11.9)	(13.0)	(12.1)	(12.0)	(12.1)	
	ディーラー		25,105	25,195	25,364	25,355	26,147	26,927	103.0 %
		（比率、%）	(46.3)	(45.7)	(46.0)	(47.0)	(47.6)	(48.7)	
	自家		2,364	2,451	2,367	2,304	2,170	2,291	105.6 %
		（比率、%）	(4.4)	(4.4)	(4.3)	(4.3)	(4.0)	(4.1)	
2. 企業数			73,173	73,695	73,630	73,371	73,083	73,018	99.9 %
3. 事業場（工場）数			91,933	92,135	92,160	92,061	92,001	91,883	99.9 %
	専・兼業		72,242	72,224	72,234	72,211	72,200	71,993	99.7 %
	専業		56,948	57,043	57,024	56,735	56,868	56,270	98.9 %
	兼業		15,294	15,181	15,210	15,476	15,332	15,723	102.6 %
	ディーラー		16,033	16,179	16,221	16,213	16,180	16,252	100.4 %
	自家		3,658	3,732	3,705	3,637	3,621	3,638	100.5 %
4. 指定工場数			29,493	29,642	29,737	29,855	29,983	30,075	100.3 %
5. 整備関係従業員数（人）			549,902	545,132	546,942	537,880	534,279	535,418	100.2 %
6. 整備要員（工員）数（人）			400,336	401,085	401,001	400,713	399,717	399,374	99.9 %
うち整備士数（人）			343,210	342,486	339,999	334,655	336,360	338,438	100.6 %
整備士保有率（%）			85.7	85.4	84.8	83.5	84.1	84.8	—
7. 1事業場当り整備要員数（人）			4.4	4.4	4.4	4.4	4.3	4.3	± 0.0 人
8. 保有車両数（3月末、千台）			79,625	80,273	80,670	80,901	81,260	81,563	100.4 %
9. 技術料（工賃）の値上率（%）			± 0.0	－ 0.7	＋ 1.3	＋ 0.8	＋ 0.7	＋ 1.0	—
10. 整備要員1人当り年間整備売上高※（千円）	専・兼業		10,030	10,331	10,293	9,900	10,021	9,866	98.5 %
		専業	9,865	10,174	9,819	9,654	9,751	9,581	98.3 %
		兼業	10,593	10,868	11,911	10,731	10,929	10,794	98.8 %
	ディーラー		21,994	21,905	21,998	21,867	22,639	23,212	102.5 %
	平均		13,617	13,822	13,830	13,539	13,850	13,936	100.6 %
11. 整備要員平均年令（歳）	専・兼業		47.7	48.0	48.5	48.4	49.3	49.7	＋ 0.4 歳
		専業	48.6	48.8	49.4	49.4	50.3	50.8	＋ 0.5 歳
		兼業	44.7	45.1	45.5	45.1	46.1	46.3	＋ 0.2 歳
	ディーラー		33.8	34.1	34.4	34.8	35.0	35.3	＋ 0.3 歳
	平均		43.5	43.8	44.3	44.3	45.0	45.3	＋ 0.3 歳
12. 整備要員1人当り年間平均給与（千円）	専・兼業		3,519	3,540	3,521	3,542	3,573	3,582	100.3 %
		専業	3,478	3,504	3,476	3,501	3,523	3,539	100.5 %
		兼業	3,656	3,661	3,676	3,679	3,742	3,722	99.5 %
	ディーラー		4,280	4,342	4,417	4,495	4,569	4,661	102.0 %
	平均		3,747	3,782	3,792	3,831	3,875	3,911	100.9 %

（注） 各項目の数値は、各年6月現在のものである。ただし、※印の数値は、各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。
なお、平成28年度は全事業場を対象に調査を実施し、その年度以外は20%の抽出調査である。

2,スキャンツール認定制度に基づく基本・応用研修及び認定店申請等に関する実施細則

（一社）宮城県自動車整備振興会（以下「振興会」という。）において行う、スキャンツール認定制度に関する「基本・応用研修」及び「コンピュータ・システム診断認定店（以下「認定店」という。）」申請等については、（一社）日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」という。）が定める「スキャンツール活用事業場認定規則」及び「スキャンツール活用研修実施要領」に基づき実施することとし、その細目については、この実施細則によるものとする。

1、開始時期

宮城県における本事業の開始は平成２５年４月からとする。

2、研修の種類と対象者

(1) 基本研修

原則として三級以上の自動車整備士有資格者であること。

(2) 応用研修

認定規則第４条（認定要件）の（2）スキャンツール保有及び（3）ＦＡＩＮＥＳ加入条件を満たす振興会会員事業場に所属し、既に基本研修を修了している者であること。但し、振興会以外の研修（日整連が認めたものに限る。）によって、当該スキャンツール基本研修の免除をする場合は、受講申込時に修了書原本の提示を求めることとする。

(3) 認定店ステップアップ研修

この研修は、既に認定店となった事業場の応用研修修了者を対象とし、認定店としての要件の維持及び診断技術力の向上を目的とした研修で、認定店となった翌年度以降、原則年１回定期的に行うものとする。

3、研修の内容

(1) 基本研修は、スキャンツールの一般的な知識・技能の習得を主たる内容とする。

① ＯＢＤの背景
② スキャンツールの機能紹介及び故障診断の進め方
③ 電子制御回路の基本
④ スキャンツール操作に関する実習

(2) 応用研修は、スキャンツール基本研修のステップアップを図る研修とし、高度な診断・整備技術の習得を主たる内容(実習主体)とする。

① ＦＡＩＮＥＳの活用方法
② 高度故障診断方法(データモニタを活用した絞り込み作業等)
③ お客様への情報提供として必要となる問診、診断、整備計画・結果の内容説明における知識及び応酬話法
④ スキャンツールの有効活用方法（普段の定期点検等、入庫時における正常データの読み取り・蓄積方法等）

(3) ステップアップ研修は、エンジン・シャシ電子制御装置の各種事例を基に、実践的な高度故障診断整備技術の習得を主たる内容（実習主体、認定店相互の情報交換を含む）とし、研修時間は開催の都度内容に合わせて定めることとする。

4、研修のコース及び時間

一日当たり、の実研修時間は原則６時間とし、基本的には午前１０時から午後１７時までとする。

① 基本&応用研修コース　１２時間（２日）

② 基本研修コース　　６時間（１日）

③ 応用研修コース　　６時間（１日）

※上記②の基本コースは、認定規則第４条(認定要件)の（2）スキャンツール保有及び（3）ＦＡＩＮＥＳ加入条件を満たしていない事業場のみ対象とする。

5、研修受講料

受講料は、上記４、のコース毎に、別途定めることとする。

6、募集方法

事務局ニュースやホームページ等で行うこととする。

7、研修修了者に対する修了証の交付等

振興会は、スキャンツール活用研修の修了者に対し、修了証を交付することとする。なお、修了者名簿によって管理をすることとする。

8、認定店の申請

認定規則第４条(認定要件)を満たしている事業場は認定店となることができ、申請を希望する事業者は、認定申請書(様式 1)に所要事項を記入・押印の上、別途定める申請手数料(現金)を添えて、振興会会長に提出しなければならない。

また、認定店の申請料には、「認定卓上盾」を含むものとし、当該認定盾はフロントなどお客様の見やすい場所に掲げなければならない。

なお、認定店のユーザー店頭 PR 用ツールとして、次の物を別途有償にて販売することとする。

・スキャンツール活用事業場認定看板

・スキャンツール活用事業場認定のぼり（２枚 ･組、竿無し）

9、認定事業場の遵守事項

(1) 振興会から応用研修修了者に対するステップアップ研修の通知を受けた場合は、事業者は応用研修修了者を当該研修に受講させなければならない。
（但し、ディーラー認定店の場合は、原則として当該研修の受講対象外とする。）

(2) 認定を受けた事業場は、スキャンツールを使用した点検・整備に係る診断を行った場合は、顧客に対しスキャンツールによる当該車両の診断結果について、可能な限りデータを基にした説明を心掛けること。

(3)届け出

①認定店の事業者は、当該事業場が認定規則第４条の認定要件に満たなくなった時は、その事由が生じた日から３０日以内に認定解除届（様式 2）を振興会会長に届け出なければならない。

②認定店の事業者は、認定店（事業場）毎に、一級自動車整備士又は応用研修修了者、並びにスキャンツールの機種のいずれかを変更した時は、その事由が生じた日から３０日以内に認定変更届（様式 3）を振興会会長に届け出なければならない。

附　則（実施期日）

この細則は平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附　則（実施期日）

この細則は平成 28 年 4 月 1 日から実施する

スキャンツール活用事業場認定制度に関する各種料金

（税別）

研修種目	スキャンツール 基本研修	スキャンツール 応用研修	認定申請料
金　　額	**6,000円**	**6,000円**	**4,000円**

（注）（1） 表中の金額には教科書代金を含む。
（2） 表中の金額には消費税は含まない。
（3） 認定申請料には、認定卓上盾代を含むものとする。（認定卓上盾　3,086円）
（4） 別途有償で販売する認定ツールは次のとおりです。

（税別）

スキャンツール活用事業場認定看板	スキャンツール活用事業場認定のぼり （2枚1組　竿無し）
4,333円	**1,905円**

認定ツール

①卓上盾
（サイズ：W180×H240mm）



②認定看板
（サイズ：W600×H498mm）



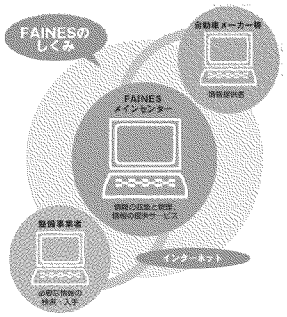
③のぼり旗（2枚1組）
（サイズ：W600×H1,800m



3,FAINES（ファイネス）について

“インターネットを活用した整備情報の情報館「FAINES(ファイネス)」”では、整備マニュアル情報をはじめ、標準作業点数、故障整備事例、新型車・新機構の紹介、主要諸元・点検基準値など、プロに不可欠となる様々な情報を掲載した整備業界のITツールです。是非ご活用ください。

FAINESとは …



インターネットに接続できるパソコンがあれば、会員登録するだけで、いつでも・どこでも・すぐに必要な情報を閲覧できます。

簡単で便利、そして大いに役立つ整備事業の情報館、それがFAINES（ファイネス）です。

利用料金は？

FAINES（ファイネス）は、以下のサービス料金が必要となります。

項目	サービス料金（令和元年9月現在）
入会金＊	12,000円＋税
基本料金＊＊	月額1,500円＋税

＊FAINES会員として初めて登録する時のみ必要です。
＊＊この基本料金で全ての情報が見放題となります。

自動車メーカーの整備マニュアル情報が見放題！！

【情報登録数】

657車種　1,598データ

自動車メーカー各社から提供された修理書（整備書、整備解説書、配線図など）データを掲載。

● キーワード検索、またはメニューリスト内から選択する個別検索から該当車両の情報を閲覧できます。



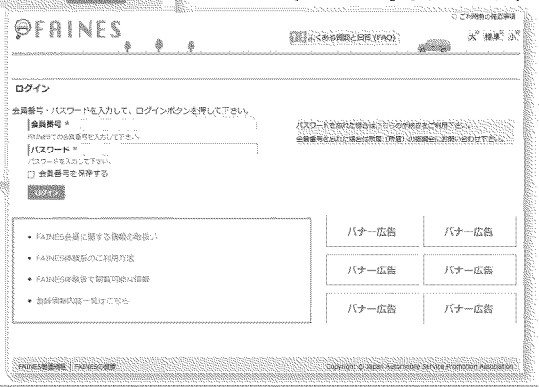


（FAINESの検索画面）

-交流ひろば-

データを閲覧するための情報館としての役割以外にも、匿名でFAINES会員同士による意見交換・情報交換が可能な掲示板「交流ひろば」も活用することができます。

（FAINESトップページ）



-体験版のご案内-

各コンテンツ毎に各メーカー1車種だけではありますが、情報が閲覧できる体験版をご用意しておりますので、まずはFAINESのトップページへアクセスの上、体験版専用のアカウントでログインして、使用感をご確認下さい。



FAINESに関するお問い合わせは、宮城県自動車整備振興会まで。
詳細はFAINESや日整連ホームページからも確認できます。

※詳細は以下のURLへアクセスの上、Web上でご確認ください。

FAINES（https://faines.jaspa.or.jp）　ホームページ（https://www.jaspa.or.jp）

回送運行許可申請（分解整備業）に関するお知らせ

皆さまもご存じのとおり、平成２９年１１月より整備工場向けの回送運行許可制度の改正が行われ、車検台数の実績が不要となり、**県内約１２０事業場以上**の皆様が活用されている回送運行許可ですが、取得要件につきましては下記の通りとなります。

新規で許可取得を希望される会員事業場におかれましては、裏面の「希望調書」に必要事項をご記入の上、当会指導部宛 ＦＡＸにてご返信頂くと、許可手引きや必要様式等を郵送させていただきます。

１．許可条件（平成２９年１１月～）

（１）臨時運行許可（仮ナンバー）に基づく運行実績

直近１年間の臨時運行実績が７台以上

※協業組合・協同組合の場合は所属する組合員の実績で許可を受けることが可能。

（２）回送の目的（分解整備）

①車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引き取りのための回送
②車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送
③自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送

（３）許可書の有効期限

許可期間は1年～5年間となり、許可日～1月31日（終期日）までとなる。
※振興会から申請の場合は、1年・3年・5年申請の何れかとなります。

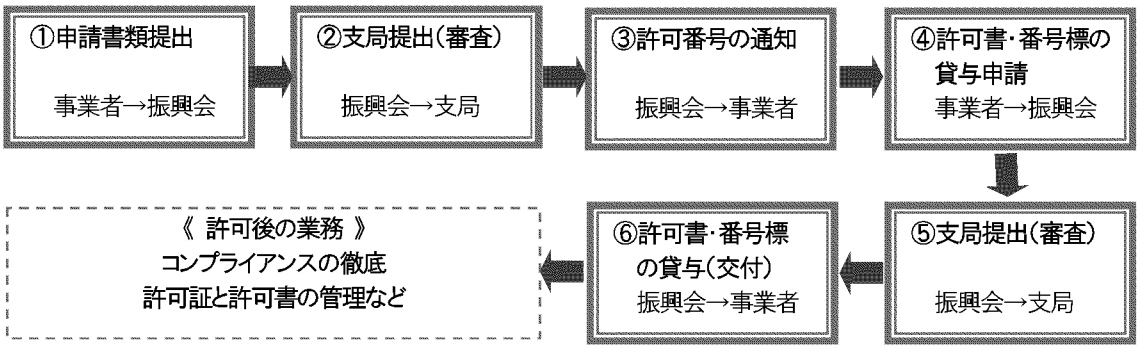
（４）申請手数料（新規許可の取得例）

1）1年申請の場合		2）3年申請の場合		3）5年申請の場合	
・国に納める手数料	・・24,600 円	・国に納める手数料	・・73,800 円	・国に納める手数料	・・123,000 円
・振興会手数料	・・ 5,500 円	・振興会手数料	・・ 5,500 円	・振興会手数料	・・ 8,250 円
・自賠責保険料	・・12,330 円	・自賠責保険料	・・26,580 円	・自賠責保険料	・・ 40,270 円
計	42,430 円	計	105,880 円	計	171,520円

※　国に納める手数料及び自賠責保険料は申請月により変動致します。
※　振興会手数料は消費税10%含みます。

※詳しい改正については、当会ホームページ（http://www.oasis-miyagi.or.jp/）をご確認下さい。

２．許可取得手順



※　申請受付期間　毎月１日～１５日（土日祝日の場合は前日となります）

ご不明な点等ございましたら、お気軽に問合せ下さい。

（一社）宮城県自動車整備振興会　指導部

電話　０２２－２３６－３３２３

一般社団法人 宮城県自動車整備振興会指導部行き

ＦＡＸ：０２２－２３９－７５２５

「回送運行許可」希望調書

（新規許可取得希望者対象）

令和　　年　　月　　日

事業場名	3－	支部(分会)名	
事業場名			
住　　所			
ＴＥＬ			
ＦＡＸ			
担当者名			

希望する申請予定の時期について丸をしてお答え下さい。		
すぐにでも申請したい	急いではいないが申請したい	まだ予定はないが 説明には参加したい

《 要望事項等 》

4,自動車整備業賠償共済保険

整備受託車の補償

日整連 **加入資格** 各自動車整備振興会の会員である整備事業者が加入できます。

整備工場の安定的な経営のために 自動車整備業賠償共済保険の加入をおすすめします。



ポイント1 充実のPL保険付き!! 基本契約 PL保険

整備ミスによる納車後の事故は、対人・対物はもちろん、お車自体の損壊も補償! 再整備の場合も安心!

ポイント2 運搬中の補償も充実!! オプション契約 車両賠償保険

運搬(レッカー)受託車賠償責任特約付

運搬中のお車の損壊は、レッカー出動のみの時でも大丈夫!

ポイント3 自然災害にも対応!! オプション契約 火災保険水災保険特約

台風、洪水、雪災、ひょう災などの自然災害から大切なお車を守ります。

自動車整備業を取り巻くリスク

基本契約

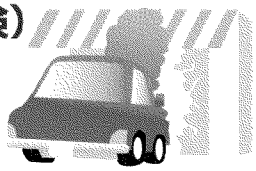
受託自動車保険(整備受託自動車保険特約)

車検で預かった車を納車に行く途中で、通行人をはねてしまい、死傷させた。



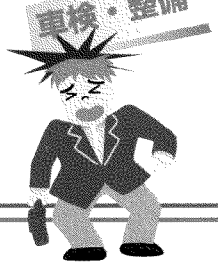
PL保険(生産物賠償責任保険)

ブレーキの整備不良により納車後に事故が発生し、建物を損壊させた。



施設賠償責任保険

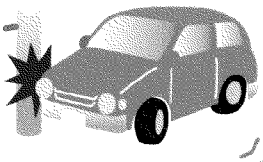
工場の看板が外れて、通行人を直撃し、ケガをさせた。



オプション契約

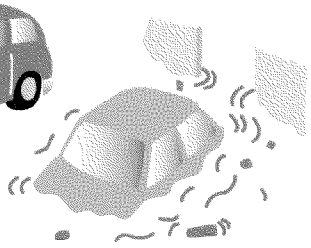
車両賠償保険(自動車管理者賠償責任保険)

納車時、電柱に接触してお客様の車を破損させた。



火災保険水災保険特約

工場で保管中、洪水によりお客様の車が水没した。



保険始期は毎月1日です。 補償内容は、「日整連自動車整備業賠償共済保険」パンフレットをご参照ください。詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」・「ご加入のしおり」をご覧ください。

お問い合わせは下記取扱窓口まで

<取扱代理店>一般財団法人全国中小企業共済財団(全共済) TEL 03(3264)1511

B-18-0328-20190930

【お問い合わせ先】 宮城県自動車整備商工組合 TEL022(236)3325

日整連「自動車整備業賠償共済保険」

近年自然災害は多発しています！

オプション契約の

火災保険水災保険特約

は様々な自然災害に対応します。

事故例 1

竜巻

局地的に竜巻が発生。

工場敷地内で
受託車5台が
損壊した。

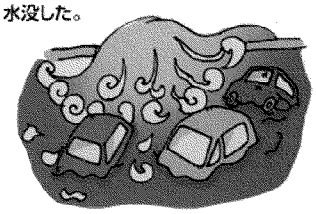


事故例 2

洪水

ゲリラ豪雨により河川が氾濫。

洪水となり車両置場で受託車10台が
水没した。



事故例 3

風災

台風によりシャッターが
あおられ、工場敷地内で受託車
3台が損壊した。

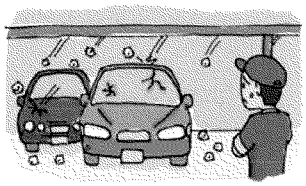


事故例 4

ひょう災

大粒のひょうが降り、

工場の駐車場に保管していた
受託車6台が損壊した。



事故例 5

雪災

大雪により屋根から
大量の雪が落ち、

工場敷地内で
受託車が
損壊した。

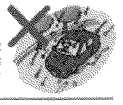


火災保険水災保険特約では、

水災や風災、ひょう災、雪災などの自然災害によりご加入の工場敷地内および加入依頼書に記載された車両置場に保管中の受託車の損害を補償します。

対象外となる事故例

納車の途中でひょうが降り
受託車を損壊させた。
※所定の車両置場以外で保管または使用管理された場合は、保険金お支払の対象外となっております。



地震・噴火・津波により
受託車が損壊した。
※地震・噴火・津波による損害は保険金お支払いの対象外となります。



※このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については、**「日整連自動車整備業賠償共済保険のご案内」パンフレット**をご参照ください。
なお、ご不明な点については、取扱代理店またはお取扱窓口にお問い合わせください。

【保険契約者】
一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会
〒106-6117　東京都港区六本木6-10-1　TEL：03-3404-6141

【取扱代理店】
一般財団法人 全国中小企業共済財団
（略称：全共済）
〒102-0093　東京都千代田区平河町1-4-12　TEL：03-3264-1511

【お取扱窓口】
〒983-0034 仙台市宮城野区扇町4丁目1番32号
宮城県自動車整備商工組合
TEL（022）236-3325
FAX（022）236-3347

B1314430A1670-20131128

5,「てんけん安心見舞金」制度のご案内

Check Point!! フロントガラス損壊見舞金つき

「てんけん安心見舞金」制度のご案内

お客様の固定化
入庫誘導のための

販促品のご提案

飛び石等による

フロントガラスの損壊

が多発しています。



自動車保険の等級制度の改定により（平成24年10月）

車両盗難、落書き、**飛び石**などで車両保険等を使った場合、

翌年度 **等級据え置き ⇒ １等級ダウンに**

結果、車両保険を使わずに自費で修理されるお客様が多く見受けられます!!



そんなときに!!

日本自動車整備商工組合連合会

フロントガラス交換費用や**保険料の増加**など

お客様の負担軽減のために

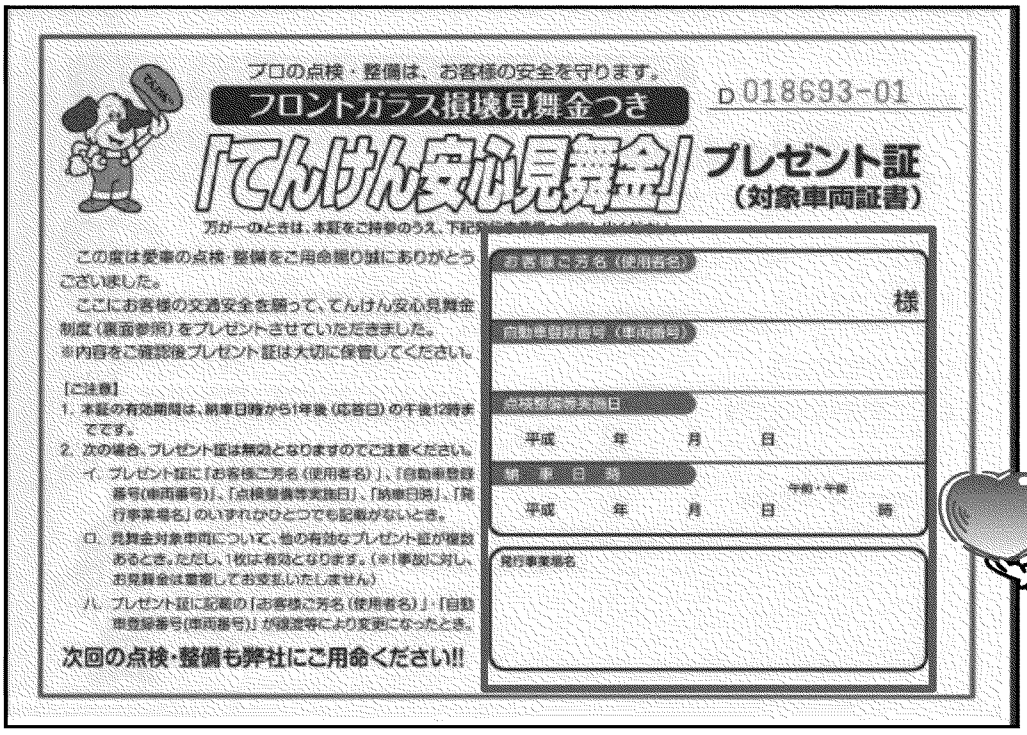
フロントガラス損壊見舞金付き
『てんけん安心見舞金』制度

をご提案いたします。

≪利用方法は≫

本制度は納車時に※下記事項を記載してお客様にプレゼント証を発行するだけ!! ※ 車検・点検・オイル交換・新車又は中古車販売時等

＊使用者名　＊登録番号(車両番号)　＊点検実施日　＊納車日時



プレゼント証を発行された自動車が、飛び石や落下物、飛来物により、

フロントガラスが損壊※し交換する場合

フロントガラス損壊見舞金 15,000円

をお客様の指定する口座へお支払します。



※他の自動車や壁等に接触、衝突により損壊した場合を除きます。

さらに、フロントガラス損壊見舞金以外にも、プレゼント証が発行された自動車に搭乗している**「運転者」または「同乗者」**が急激かつ偶然な外来の事故で下記の事由に該当された場合、見舞金をお支払します。

【支払事由および見舞金額】

Check Point!!

支払事由	見舞金額	対象者および対象自動車
フロントガラス損壊	15,000円	プレゼント証が発行された自動車
死亡・重度後遺障害	100,000円	運転者および同乗者
入院　10日~30日まで	50,000円	
入院　31日~60日まで	70,000円	
入院　61日以上	100,000円	
通院　14日以上	30,000円	

プレゼント証の有効期間　**プレゼント証に記載の納車日時から1年間です。**

プレゼント証の**有効期間は１年間**となります。

”定期点検の入庫促進”に最適です！

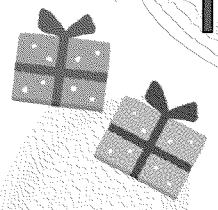


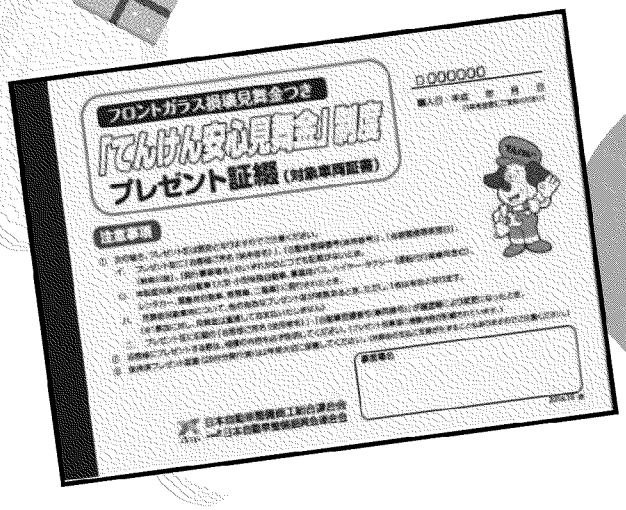
【貴社のご負担額】

プレゼント証

1台あたり 150円







プレゼント証綴り

1冊20台分 3,000円

安価な金額でお客様へプレゼントできます。

お客様の固定化に、是非ご活用ください。



制度の詳細は、パンフレットをご覧ください。

【 お問い合わせは 】

宮城県自動車整備商工組合 TEL 022-236-3325

マイカーリース取扱店募集のご案内

もっと手軽に車に乗りたい！車は欲しいけど月々の支払いを抑えたい！と考えているお客様に、『月額10,800円からの低料金で新車に乗れる』、新しい自動車の購入方法を提案できます。

お客様には利用期間中の『車検』、『オイル・エレメント交換』の無料クーポンが付くため、取扱店は販売後も定期的な整備入庫が見込めます。

これからの自動車販売、車検・点検・整備受注の柱となる、マイカーリースを始めてみませんか。

日産
デイズ　S（2WD）
付属品：フロアマット



月額お支払い 10,800円 税込～
※車両は取扱店、リース会社いずれでも調達可能です

いまのりナイン《９年契約》

【お支払い例：消費税込み】　頭金なし
月10,800円　ボーナス月加算54,000円

・7年経過で乗り換え・返却が自由！
・９年経過で車をお客様にプレゼント！

いまのりセブン《７年契約》

【お支払い例：金額税込み】　頭金なし
月13,500円　ボーナス月加算59,400円

・5年経過で乗り換え・返却が自由！
・7年経過で車をお客様にプレゼント！

マイカーリース取り扱いのメリット

☆ マイカーリースは 軽自動車を購入するお客様に、特におすすめです！

予算の少ないお客様にも車両販売が見込めます

月額10,800円～の低額なリース料金で、新車の販売ができます。
リース満了後、車をお客様にプレゼントするので、残価トラブルはありません。

お客様の固定化がはかれます

お客様に、購入店でのみ使える『車検』『オイル交換』の無料クーポンが付くため、定期入庫が期待できます。
※代金はリース会社がお支払いします。

ローコストで取り組めます

利用料が一切掛からない『業務提携プラン』と、販売台数に応じた報奨金のある『代理店プラン』（年会費5万円）を選択の上、取り組めます。

多様な”販促ツール”でマイカーリース販売を支援します！



チラシ



解説付きチラシ



のぼり旗



のぼり旗



ポスター

※販促ツールは無償・有償の種類があります

宮城県自動車整備商工組合　行き　　令和元年　月　日

FAX　022-236-3347

いずれかに○をつけて、商工組合までＦＡＸでお送りください

1．詳しく話を聞いてみたい　　2．取扱いを希望する



認証番号	3－	事業場名		担当者名	
所在地			電話番号		

お問い合わせ先　：　宮城県自動車整備商工組合　保険課　　TEL 022-236-3325
業務提携企業　　：　オリックス自動車㈱ 仙台支店

2019.05.20

6,代車のレンタカー化による新たなビジネスチャンス！！

整備代車レンタカー化のご案内

整備代車を「わ」ナンバーにしませんか？

「日立 整備工場 提携 レンタカーシステム」で整備代車を
経費負担の「道具」から、収益の上がる「商品」にしませんか？

簡　単　導入に掛かる経費が安く
すぐにレンタカー業務が始められます！

収益UP　整備・鈑金以外の収益機会が増加します！

中古車でもＯＫ！新たに代車を増やす必要はありません。
お持ちの車両を買取り、レンタカーとして配置可能です！

1812-1298

FAX

FAX ご相談依頼申込書

宮城県自動車整備商工組合　　FAX 022-236-3347

「日立整備工場提携レンタカー」について、詳しい説明をご希望される組合員様へ
下記に必要事項を記入の上、FAXにてご依頼ください。

☐ 資料が欲しい　　☐ 詳しい説明が聞きたい

支部名		認証番号	3－
事業所名			
住所			
電話番号		ご担当者名	

代車レンタカーシステム

有償で代車の貸渡しが可能になり、整備事業以外での収入機会が増加します。

6つのメリット

顧客へ有償で貸渡しができます。

従来は顧客へ無償で提供していた代車を、有償で貸渡しができるようになります。

整備事業以外の収入機会が増えます。

すべての工場顧客に対してレンタカーの貸渡しが可能となり、整備事業以外での収入機会が増えます。

業務経費の削減効果が期待できます。

自社でレンタカーサービスを開設するのに比べ、初期投資や運用経費負担が少なくて済みます。

「わ」ナンバー料金水準で損保へ主張できます。

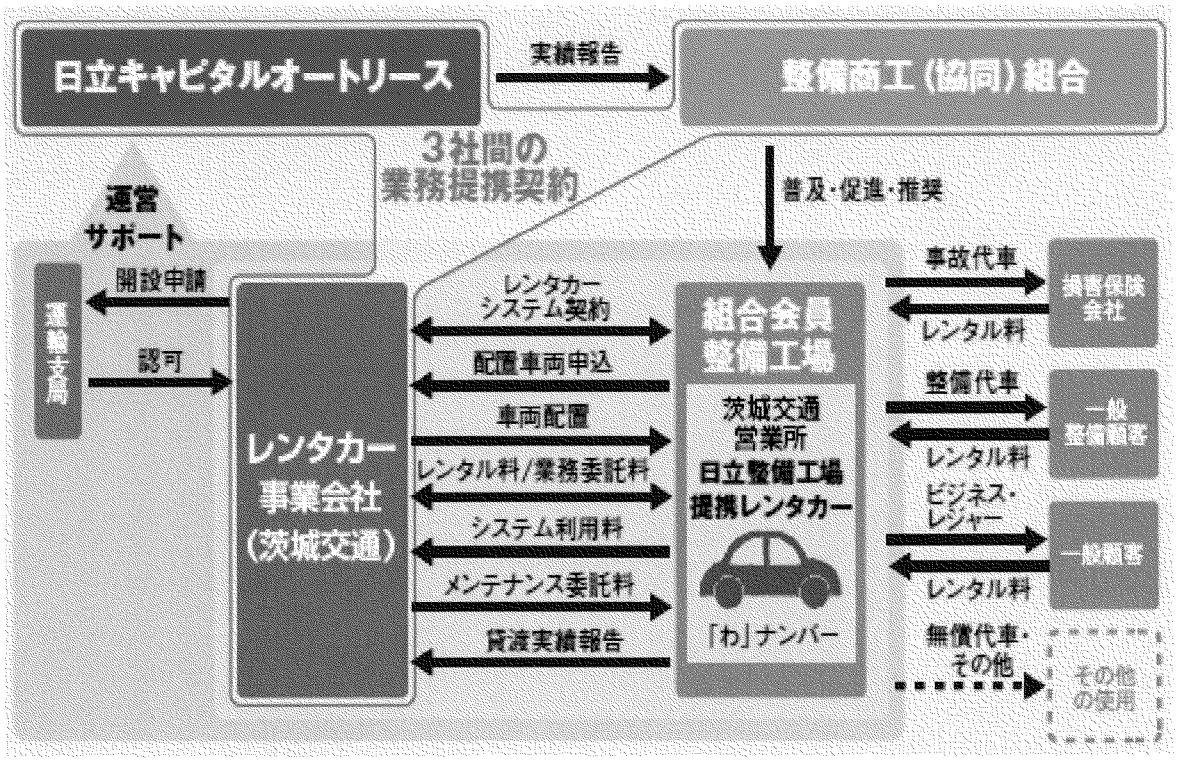
事故板金修理の際の代車として、広域レンタカー会社と同等の立場で、損保に対して請求をする事ができます。

業務手続きのサポートが受けられます。

貸渡しの業務手続きは、日立キャピタルオートリースをはじめ日立グループ各社が連携し、営業所の運営がスムーズに行えるようサポートします。

レンタカー1台から導入できます。

資金・収入に関する緻密な計画は必要なく、試験的に1台から導入することが可能です。



7,トータルリサイクルシステム（中古パーツ）

宮城県
自動車整備商工組合
推奨
簡単に利用できるITツールです

トータルリサイクルシステム

まずはご登録ください

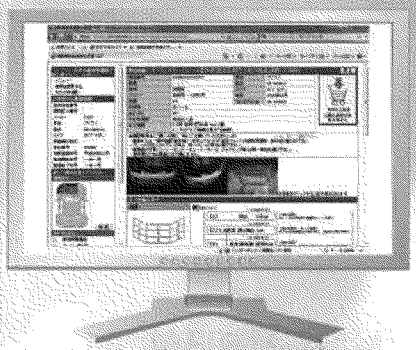
日本自動車整備商工組合連合会（整商連）提携
3700以上の組合員様がご利用中です!!

会員募集中!





ユーザー販売価格に表示を切り替えられお客様にもご覧いただけます!!



もちろんパソコンでもご利用可能です

トータルリサイクルシステムへのアクセスは

http://www.trs-net.com/

又は

トータルリサイクルシステム　検索

オンラインリサイクル部品を直接検索・購入!!
システムを便利に活用できます!!

※部品ご購入代金は商工組合からのご請求となります

【TRSで利用できるサービス】

①優良リサイクル部品検索　　②優良リビルト・優良部品購入

【会員登録の方法は2通り】

- FAXをダウンロード、又は商工組合からの案内用紙に記入後TRT宛FAX
- システムの新規登録から登録申請

TRS（トータルリサイクルシステム）は予告なしに仕様を変更する事がございます

お申し込み・お問い合わせ

トータルリサイクルシステムはTRT株式会社が管理・運営を行っております



宮城県自動車整備商工組合（事業部）
TEL：022-236-3325
FAX：022-236-3347

または

TRT株式会社（TRSコールセンター）
TEL：0586-53-1130
FAX：0586-53-1137

トータルリサイクルシステム申込書

FAX：022-236-3347

送り先（宮城県自動車整備商工組合事業部）

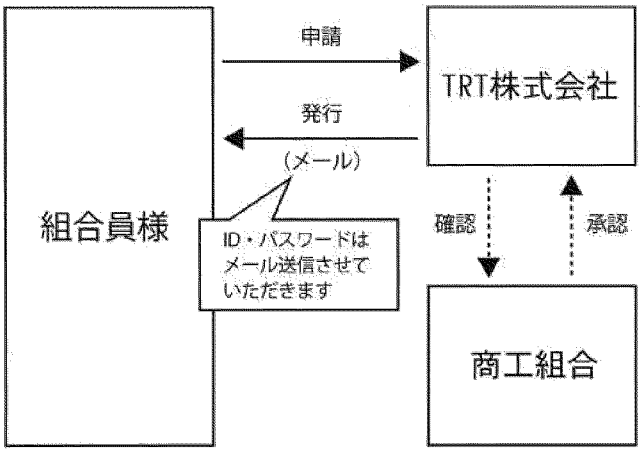
トータルリサイクルシステムは無料でご利用になれます

【ID・パスワードの発行まで少し（１～2日）程必要になります】

※下記内容全てにご記入ください　　http://www.trs-net.com/ ←新規会員登録からも申込可能

所属：　宮城県自動車整備商工組合	申込日：　　年　　月　　日
認証番号：	支部名：
（カナ）	
事業所名：	担当者名：
〒　　－ 住所：	
TEL：	FAX：
E-Mail（必ず記入）：	@ 文字の記入ミスにくれぐれもご注意ください。数字の１と英字のl（エル）など

お申し込みからID・パスワードの発行まで



ご登録申請はWEBまたはFAXで行えます。
ID・パスワードの発行まで、申請いただいてから１～２日ほど必要になります。
ID・パスワードはご登録のメールアドレスに送信させていただきます。
（メールアドレスは正確にご入力またはご記入ください。誤送信防止の為、ご協力よろしくお願い申し上げます。

組合確認

8,売掛未収金回収制度のご案内

売掛未収金でお困りではありませんか？

売掛未収金回収制度のご案内

◎ お客様が車検代金や修理代金を払ってくれない・・・
◎ 電話や郵送で何度も請求するのが大変・・・

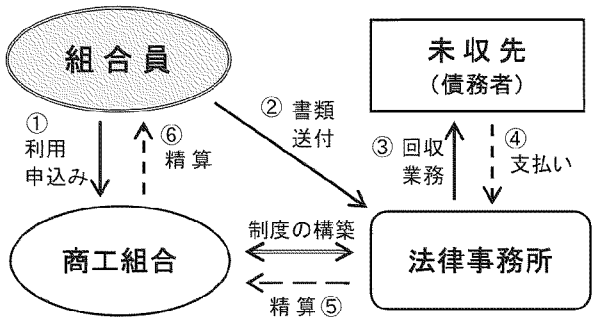
そんな皆様の悩みを、債権回収専門の弁護士事務所との提携で
力強く支援いたします！ （提携先：弁護士法人 東新宿綜合法律事務所）

● 回収専門の弁護士事務所が、組合員の皆様に代わり未収金の回収を行いますので、本来の業務に集中できます！

● 完全成功報酬制ですので、事前の費用負担はありません！
回収後は、回収金から業務委託手数料30%＋消費税を差し引いてお支払いいたします。
＊法律事務所：業務委託手数料25%＋消費税
商工組合：制度運用経費5%＋消費税

● 車検･整備代金、車の販売代金等、法的に請求可能な1,000円以上の幅広い債権に対応いたします！

＜制度の概要＞



○ 利用申し込み先
宮城県自動車整備商工組合

○ 売掛未収金の回収依頼先（関係書類送付先）
東新宿綜合法律事務所

○ 回収金の精算
回収の翌々月に商工組合からお振り込みします
＊振り込み手数料は組合員のご負担となります

○売掛未収金制度の利用申し込みは、下記事項をご記入の上、商工組合までFAXして下さい。

FAX 022−236−3347

認証番号	3 −	支 部	
事業場名			
電話番号		ご担当者名	

宮城県自動車整備商工組合　保険課　TEL 022−236−3325

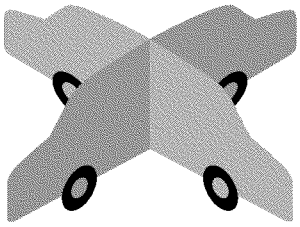
不　許
複　製

平成31年度
整備主任者法令研修資料

定価 1,188円（税込）

発行所　一般社団法人 宮城県自動車整備振興会
〒983-0034　仙台市宮城野区扇町四丁目１番32号
電 話（022）236-3322(代)
FAX（022）236-3324

印刷所　本田印刷株式会社
〒984-0011　仙台市若林区六丁の目西町3-5
電 話（022）288-5231



welcome to

oasis